

平成21年度

包括外部監査結果報告書

「教育委員会生涯学習局の財務事務及び所管する公
の施設の管理・運営状況について」

平成22年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 和中修二

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査対象期間.....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点.....	1
2. 主な監査手続き.....	1
【5】外部監査の実施時期	2
【6】外部監査人補助者の資格と名称	2
【7】利害関係.....	2
第2 教育委員会生涯学習局の概況.....	3
【1】教育委員会の概況	3
1. 教育委員会制度の概要等	3
2. 和歌山県教育委員会の組織.....	4
3. 和歌山県教育委員会の予算・決算の状況等.....	4
4. 和歌山県における教育行政の特徴.....	7
【2】生涯学習局の概況	8
1. 生涯学習局の設置経緯.....	8
2. 教育委員会における生涯学習局の位置付け.....	8
3. 生涯学習局の概要	10
4. 和歌山県における生涯学習政策の特徴	11
【3】監査対象とした事業及び施設.....	12
1. 監査対象とした事業の選定基準	12
2. 監査対象事業一覧表	12
3. 監査対象施設一覧表	13
第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括.....	14
【1】施設の運営管理状況に関する監査の結果及び意見	14
1. 国有資産等所在市町村交付金について（結果）	14
2. 施設運営の改善について（意見）	15
3. 施設における物品の管理状況について（結果及び意見）	16
4. 施設における利用者ニーズの適切な把握について（意見）	17
5. 指定管理者制度導入施設の管理における問題点（結果及び意見）	17
6. 委託費等の発注業務に関する提言（意見）	19

7. 施設に設置された自動販売機の設置料について（意見）	20
8. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約（施設関連）	20
【2】施設関係以外の事業に関する監査の結果及び意見	23
1. 県職員による他団体の業務の兼務等について（結果及び意見）	23
2. 実施事業における評価指標の設定について（意見）	24
3. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約（施設以外）	25
第4 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見	27
【1】個別事業.....	27
1. きのくに市民性教育推進事業.....	27
2. 人権教育総合推進事業.....	30
3. 放課後子ども教室推進事業.....	34
4. トップアスリート育成事業.....	35
5. ハイスクール強化校指定事業.....	37
6. ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業.....	38
7. ジュニアハイスクール指定事業	41
8. 国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業.....	42
9. 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走事業.....	42
10. 第70回国民体育大会の開催準備事業	44
11. 屋外運動場芝生化促進事業	45
12. 和歌山セーリングセンター艇庫増設事業	46
13. 県立総合体育館（仮称）整備事業	47
14. 文化財保護育成補助事業.....	48
15. 世界遺産管理事業.....	49
16. 県内遺跡発掘調査等事業.....	50
17. 紀の川緑の歴史回廊推進事業.....	52
【2】公の施設の管理・運営状況.....	54
1. 県立図書館の管理・運営状況.....	54
1-1. 本館管理運営事業.....	61
1-2. 館内サービス充実事業.....	63
1-3. 文化情報センター運営事業	64
1-4. 市町村等図書館活動支援事業.....	67
1-5. 蔵書充実事業	68
1-6. きのくに志学館駐車場増設事業.....	69
1-7. 県立図書館100周年記念事業	70
1-8. ふるさと夢文庫事業	71
1-9. 紀南図書館管理運営事業.....	71
2. 県立体育館の管理・運営状況.....	73
2-1. 体育館管理運営事業.....	76

3. 県立武道館の管理・運営状況.....	79
3-1. 武道館運営管理事業.....	82
4. 体力開発センターの管理・運営状況.....	83
4-1. 体力開発センター運営管理事業.....	87
5. 南紀スポーツセンターの管理・運営状況.....	89
5-1. 南紀スポーツセンター運営管理事業.....	92
6. ビッグ愛・ビッグホエールの管理・運営状況.....	94
6-1. ビッグ愛・ビッグホエール管理運営事業.....	99
7. 県立近代美術館の管理・運営状況.....	103
7-1. 近代美術館管理運営事業.....	113
7-2. 展覧会開催事業.....	115
7-3. 美術作品等収集事業.....	117
7-4. 観賞教育支援教材開発活用事業.....	118
8. 県立博物館の管理・運営状況.....	119
8-1. 博物館管理運営事業.....	127
8-2. 展覧会開催事業.....	128
9. 紀伊風土記の丘の管理・運営状況.....	129
9-1. 紀伊風土記の丘管理運営事業.....	134
9-2. 展示・調査事業.....	135
9-3. ふるさと紀の国ふれあい体験事業.....	136
10. 自然博物館の管理・運営状況.....	137
10-1. 自然博物館管理運営事業.....	141
10-2. 教育普及展示事業.....	142
10-3. 資料収集調査事業.....	144

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

教育委員会生涯学習局の財務事務及び所管する公の施設の管理・運営状況について

2. 包括外部監査対象期間

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成21年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県の教育費は歳出額全体の20%を超える最大の予算規模となっており、教育事業は県として最も力をいれている分野のひとつであると言える。

また、教育委員会の中でも生涯学習局は多くの公の施設を所管し、その初期投資額は少なくとも452億円に達しており、教育行政を行ううえでの主要な事業を担う部署となっている。

このようなことから、教育委員会生涯学習局の財務事務が条例、規則等にしがたって適正に執行されているかどうか、また、生涯学習局が所管する公の施設の管理・運営状況が適正かどうかを検証することは有意義であると判断して当該事件を選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査の要点

- 財務事務に係る手続きが法令、規則及び契約等に準拠して適正に執行されているか。
- 事業の運営が経済的かつ効率的に実施されているか。
- 施設における物品管理は適切に行われているか。
- 施設の使用料及び利用料金の設定が適切に行われているか。

2. 主な監査手続き

- 関連する条例・規則・要領・要綱、各種契約書、事務事業評価調書等の閲覧
- 事業の内容及び実施状況等について担当部局へのヒアリング
- 施設の現地調査（監査対象としたすべての施設）
- その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続き

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているもの

もある。

【5】外部監査の実施時期

平成21年4月1日から平成22年3月30日まで

【6】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	酒井 清
公認会計士	牧野康幸
公認会計士	大川幸一
公認会計士	倉本正樹
公認会計士	辻井芳樹
会計士試験合格者	石原久靖
会計士試験合格者	黒田真吉
弁護士	速水 弘

【7】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 教育委員会生涯学習局の概況

【1】教育委員会の概況

1. 教育委員会制度の概要等

教育委員会とは、昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）」に基づき、教育行政の中立性・安定性・継続性を確保することを目的として地方公共団体の長から独立した行政委員会として設置された執行機関である（地教行法2条）。

教育委員会は人格が高潔で教育・学術・文化に関して見識を有する者の中から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命した非常勤の委員で構成されており（和歌山県は条例により6名）、地教行法23条に規定された以下のような事項について協議を行い、合議によって議事を決することとされている（地教行法13条）。

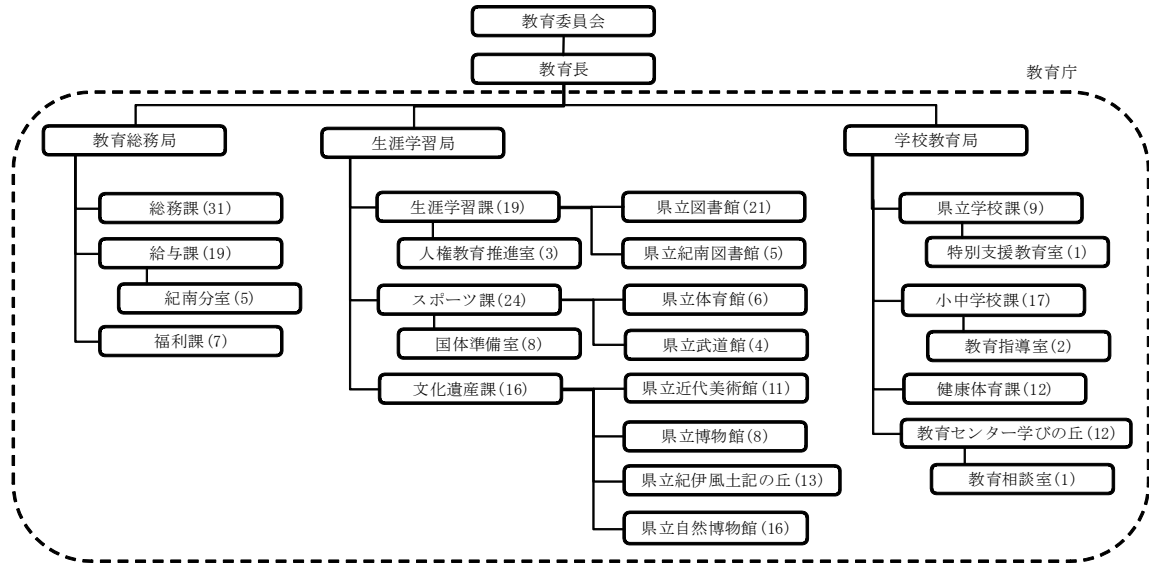
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止に関する事
- 教育財産の管理に関する事
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- 教科書その他の教材の取扱いに関する事
- 学校給食に関する事
- 青少年教育、女性教育、公民館活動など社会教育に関する事
- スポーツに関する事
- 文化財保護に関する事
- ユネスコ活動に関する事

平成20年度における和歌山県教育委員会の主な活動状況は以下のとおりである。

- 会議の開催状況（定例会12回、臨時会3回、協議会10回）
- 定例会及び臨時会の議案等件数（付議事項98件、報告事項9件）
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の訪問（32校）
- 県立高等学校及び特別支援学校の卒業式出席（10校）
- 定例県議会に出席（37日）

なお、教育委員会には事務局が置かれており、教育委員の中から教育委員会が任命した教育長がこれを統括する（地教行法16条、17条、18条、20条）。この事務局を教育庁と呼ぶことが一般的であり、和歌山県においても教育委員会に和歌山県教育庁が設置されている（教育委員会規則第14号）。以下においては特に断らない限り、事務局を含めて教育委員会という用語を用いる。

2. 和歌山県教育委員会の組織



※上記図表中の()は平成20年4月1日現在の在籍職員数である。

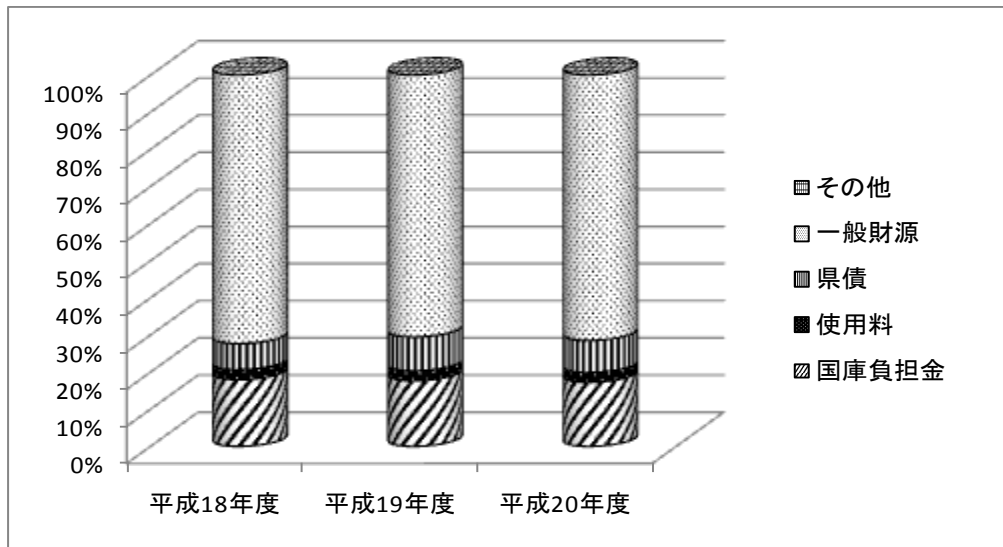
3. 和歌山県教育委員会の予算・決算の状況等

① 過去3年間の和歌山県の歳出決算の推移

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額 千円	構成比 %	金額 千円	構成比 %	金額 千円	構成比 %
一般会計						
議会費	1,227,484	0.2%	1,248,491	0.2%	1,245,212	0.2%
総務費	50,506,857	10.0%	36,208,650	7.2%	37,799,331	7.5%
民生費	50,225,023	9.9%	51,208,547	10.2%	54,699,286	10.9%
衛生費	9,158,494	1.8%	9,044,812	1.8%	9,624,431	1.9%
労働費	949,900	0.2%	884,938	0.2%	6,870,708	1.4%
農林水産費	32,808,245	6.5%	30,506,628	6.1%	29,465,688	5.9%
商工費	44,146,582	8.7%	49,377,408	9.9%	50,161,660	10.0%
土木費	79,209,607	15.7%	79,471,023	15.9%	76,755,491	15.3%
警察費	28,306,651	5.6%	29,832,338	6.0%	28,796,228	5.7%
教育費	115,858,785	22.9%	116,139,000	23.2%	112,876,190	22.5%
災害復旧費	2,242,424	0.4%	1,403,081	0.3%	730,384	0.1%
公債費	63,875,337	12.6%	67,366,571	13.5%	67,591,598	13.5%
諸支出金	27,173,150	5.4%	27,100,351	5.4%	24,647,423	4.9%
予備費	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
計	505,688,539	100.0%	499,791,838	100.0%	501,263,630	100.0%
特別会計	125,646,852		130,705,217		146,410,671	
合計	631,335,391		630,497,055		647,674,301	

和歌山県の歳出全体に占める教育費の割合は約22%~23%程度であり、教育行政の重要性が高いことがわかる。

② 過去3年間の教育費関連歳入決算の内訳

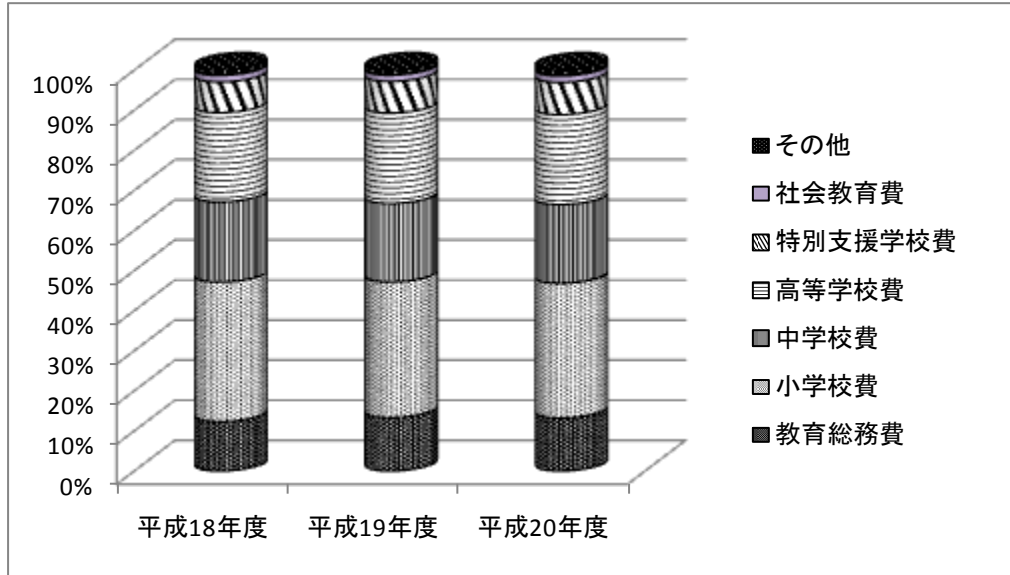


(単位：千円)

項	節	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
使用料		2,732,247	2,663,867	2,647,336
	授業料	2,624,969	2,556,213	2,546,972
	入学金	46,206	44,579	44,363
	寄宿舎	1,438	1,367	1,278
	美術館	12,385	14,959	11,035
	博物館	2,808	3,556	2,725
	資料館	990	686	800
	自然博物館	19,061	18,902	18,481
	体育館	11,029	10,134	9,360
	武道館	2,211	2,272	2,466
	文化情報センター	4,019	4,066	3,112
	行政財産	7,131	7,133	6,744
国庫負担金		17,936,712	17,670,508	17,246,737
	義務教育	17,894,098	17,624,623	17,200,323
	教育総務	2,700	2,197	2,124
	特別支援学校	39,914	43,688	44,290
負担金		41,421	39,914	39,437
国庫補助金		145,276	253,416	365,526
委託金		39,046	86,821	152,822
手数料		40,797	39,528	29,391
財産収入		21,052	20,265	21,852
雑入		174,091	202,253	203,303
貸付金元利収入		27,010	35,650	58,804
繰入金		137,871	125,437	125,869
繰越金		15,914	68,688	9,715
寄付金		50,065	-	-
県債(教育債)		6,999,000	9,130,900	8,631,500
一般財源		83,894,186	82,310,534	79,719,479
合計		112,254,688	112,647,781	109,251,771

教育費関連歳入の主な項目としては一般財源、義務教育に係る国庫負担金、県債及び授業料があり、平成 20 年度における歳入合計に占めるそれぞれの構成割合は 73.0%、15.7%、7.9%、2.3%となっている。

③ 過去 3 年間の教育費関連歳出決算の内訳



(単位：千円)

項	目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
教育総務費	教育委員会費	14,324	14,038	14,198
	事務局費	1,816,898	1,817,145	1,640,604
	教職員人事費	10,600,117	11,768,993	11,431,034
	教育連絡調整費	716,098	731,579	719,515
	教育センター費	71,452	69,535	70,224
	恩給及び退職年金費	388,310	331,854	278,534
	修学奨励費（特別会計）	245,155	299,468	316,965
	教育総務費	13,852,354	15,032,612	14,471,074
小学校費	小学校費	39,097,983	38,109,330	36,714,885
	教職員費	39,097,983	38,109,330	36,714,885
中学校費	中学校費	22,427,570	22,035,502	21,447,524
	教職員費	22,381,691	21,964,503	21,395,944
	教育振興費	34,862	44,442	42,928
高等学校費	学校建設費	11,017	26,557	8,652
	高等学校費	24,975,384	25,404,437	24,475,609
	高等学校総務費	21,730,096	21,050,237	20,343,578
	全日制高等学校管理費	1,139,030	1,352,885	1,115,161
	定時制高等学校管理費	41,622	39,403	35,188
高等学校費	教育振興費	226,409	241,941	280,219
	学校建設費	1,781,484	2,663,841	2,643,273
	高等学校費	24,975,384	25,404,437	24,475,609

	通信教育費	10,672	10,563	10,353
	保健体育総務費	46,071	45,567	47,837
特別支援学校費		8,586,616	8,904,760	8,808,105
	盲ろう学校費（特別支援学校費）	1,531,627	1,593,787	8,602,750
	養護学校費（－）	6,806,170	7,057,421	－
	教育振興費	154,028	170,740	165,957
	特別支援学校建設費	94,791	82,812	39,398
社会教育費		1,861,685	1,767,816	1,764,401
	社会教育総務費	1,157,953	1,143,665	1,100,968
	視聴覚教育費	12,848	12,566	10,852
	文化振興費	3,639	6,108	3,748
	文化財保護費	166,694	101,811	129,132
	図書館費	183,290	171,738	182,287
	美術館費	185,041	189,944	176,484
	博物館費	54,866	54,859	50,207
	紀伊風土記の丘管理費	31,176	26,247	25,582
	自然博物館費	66,178	60,878	85,141
体育施設費等		876,784	809,129	992,582
学校給食費		576,312	584,195	577,591
	教育費計	112,254,688	112,647,781	109,251,771

※「過去 3 年間の和歌山県の歳出決算の推移」における教育費との差額は総務部総務管理局総務学事課が所管する教育総務費（私立学校費）である（「教育費」は私立学校を含むすべての教育行政に係る歳出であるのに対し、「教育費関連歳出」は教育委員会が所管する教育行政に係る歳出のみを集計したものである）。

教育関連歳出の主な項目としては小中学校の教職員費が挙げられる。これは地教法及び市町村立学校職員給与負担法に基づいて小中学校の教職員人件費を都道府県が負担するものであり、平成 20 年度における歳出合計に占める割合は 53.2%となっている。

4. 和歌山県における教育行政の特徴

① 市民性を育てる教育の推進

すべての学校において社会的な実践力をもった「よき市民」「よき市民のリーダー」の育成を目指し、「市民性を育てる教育」を推進している。

② きのくに共育コミュニティの推進

大人も子どもも共に育ち、育て合い、地域のつながりを再構築することを目的として、学校・家庭・地域社会が子どもや教育の課題・願いを共有し（共同学習）、共同して解決に取り組む（共同実践）ための「きのくに共育コミュニティ」の形成を推進している。

具体的には、中学校区等の単位で、地域住民と学校を結び付けさまざまな活動を作り上げていくための調整を行う地域共育コーディネーターの育成、登下校時の子ども見守り隊活動及びゲストティーチャーや読み聞かせといった授業支援活動等を実践し、地域共有コミュニティの形成を進めている。

【2】生涯学習局の概況

1. 生涯学習局の設置経緯

わが国における生涯学習に係る諸施策の展開は平成2年7月に成立した「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に遡ることができる。同法は各都道府県に対して、①生涯学習振興のための基本計画の策定、②生涯学習の振興を所管する部局の設置等を求めるものであった。

これを受けて和歌山県では平成10年3月に「和歌山県生涯学習推進基本構想－ゆとりと充実のわかやまをめざして－」を策定している。同基本構想は「生涯学習」を「学校をはじめ、家庭や地域社会の中で行われるさまざまな学習活動をとおして、学ぶことに生きがいと喜びを感じ、活動自体に楽しみを見いだすものであり、人々が自発的意志に基づいて、自己に適した手段や方法で、生涯通じて行うこと」と定義し、生涯学習の視点として、①人権尊重を基本に据えた生涯学習の推進、②学習者の主体性を尊重した生涯学習の推進、③多様な学習活動を推進する学習環境の整備、を掲げている。

生涯学習局は上記法律に対応して設置されたものであり（「局」としての設置は平成15年4月1日付で行われた全庁的な機構改革によるもの）、生涯学習のうち主に社会教育に係る施策・事業を推進している。

※ 社会教育とは、「学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」をいう（社会教育法2条）。

2. 教育委員会における生涯学習局の位置付け

① 平成20年度における教育委員会各局の課別・性質別予算

（単位：千円）

	総務課	給与課	福利課	教育総務局計
人件費	2,876,358	99,522,960	467,973	102,867,291
物件費	1,730,100	568,622	6,777	2,305,499
維持補修費	-	-	-	0
扶助費	130,015	-	-	130,015
補助費等	96,839	495	94	97,428
普通建設事業費等	3,409,121	-	136,580	3,545,701
貸付金・繰出金等	5,208	-	-	5,208
合計	8,247,641	100,092,077	611,424	108,951,142
	生涯学習課	スポーツ課	文化遺産課	生涯学習局計
人件費	4,758	228	25,267	30,253
物件費	152,813	26,675	280,415	459,903
維持補修費	-	-	1,121	1,121
扶助費	-	-	-	0
補助費等	137,650	603,241	69,821	810,712
普通建設事業費等	60,288	30,336	138,040	228,664
貸付金・繰出金等	145,856	-	367	146,223

合計	501,365	660,480	515,031	1,676,876
	学校指導課	学校人事課	健康体育課	学校教育局計
人件費	64,260	135,915	2,803	202,978
物件費	157,313	104,046	88,697	350,056
維持補修費	-	-	-	-
扶助費	-	-	45	45
補助費等	122,931	112,564	140,821	376,316
普通建設事業費等	817	-	1,605	2,422
貸付金・繰出金等	-	-	-	-
合計	345,321	352,525	233,971	931,817

※給与課の人件費 99,522,960 千円は教職員給与である。

※平成 21 年度の組織改正により、県立学校課と小中学校課を統合し、学校指導課と学校人事課に再編している。

② 教育委員会が所管する公の施設の一覧

所管	施設名称	住 所
生涯学習局	和歌山県立体育館	和歌山市中之島 2 2 3 8
	和歌山県立武道館	和歌山市和歌浦西 2 - 1 - 2 2
	和歌山県体力開発センター	和歌山市中之島 2 2 5 2
	和歌山県南紀スポーツセンター	田辺市明洋一丁目 3 - 1 0
	和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平 2 - 1 - 2
	和歌山ビッグホエール	和歌山市手平 2 - 1 - 1
	和歌山県立図書館	和歌山市西高松一丁目 7 - 3 8
	和歌山県立紀南図書館	田辺市新庄町 3 3 5 3 - 9 県立情報交流センターBig・U内
	和歌山県立近代美術館	和歌山市吹上一丁目 4 - 1 4
	和歌山県立博物館	和歌山市吹上一丁目 4 - 1 4
	和歌山県立紀伊風土記の丘	和歌山市岩橋 1 4 1 1
	和歌山県立自然博物館	海南市船尾 3 7 0 - 1
学校教育局	和歌山県教育センター学びの丘	田辺市新庄町 3 3 5 3 - 9 県立情報交流センターBig・U内

教育委員会において教育に係る施策を直接的に担っているのは生涯学習局及び学校教育局であるが、予算規模・人員数のいずれにおいても生涯学習局が学校教育局を上回っている。また、教育委員会が所管する公の施設は県教育センター学びの丘を除いて生涯学習局が所管しており、その初期投資額は少なくとも 45,261 百万円にのぼる（「【3】監査対象とした事業（2）監査対象施設一覧表」参照）。

3. 生涯学習局の概要

生涯学習局には生涯学習課、スポーツ課、文化遺産課が設置されており、それぞれが所管する主な事務内容は以下のとおりである。

担当部局		主な担当事務
生涯学習課	人権教育推進室	・人権教育（学校教育・社会教育）の推進、識字教育、障害者（児）教育
	奨学班	・進学奨励事業、和歌山県修学奨励事業
	地域教育班	・きのくに共育コミュニティ、地域の教育力の向上、青少年教育・家庭教育の支援、PTA 他社会教育関係団体の育成・指導
	企画調整班	・生涯学習・社会教育の推進、社会教育委員、社会教育主事、公民館、子どもの読書活動、図書館、視聴覚教育、きのくに県民カレッジ
スポーツ課	企画振興班	・スポーツ振興計画、県スポーツ振興審議会、県立体育施設管理運営指導、（財）和歌山県スポーツ振興財団運営指導、学校体育及び社会体育施設整備補助事務、情報公開に関する事務
	生涯スポーツ班	・社会体育に関する事業、県体育指導委員協議会及び各種社会体育団体の育成支援、体力づくり県民会議、スポーツ少年団等の運営指導、総合支援地域スポーツクラブの育成支援
	競技スポーツ班	・県立高校スポーツ推薦入学者選抜試験に関する事務、国民体育大会派遣、競技力向上対策事業、県体育協会の運営及び加盟団体の育成指導、県スポーツ賞表彰、スポーツ安全協会の運営指導、中学・高校運動部強化事業指導事務
文化遺産課	普及班	・芸術文化の振興、銃砲刀剣類登録、著作権関係、博物館施設の総括、高等学校文化連盟の育成・指導
	調査班	・史跡・名勝・天然記念物の調査、保存及び活用、埋蔵文化財の保護
	保存班	・建造物・美術工芸品・無形文化財・民俗文化財の調査、保存及び活用、登録有形文化財に係る調査
	世界遺産班	・世界遺産の保護

また、平成 20 年度における生涯学習局各課の在籍職員数（平成 20 年 4 月 1 日現在）、所管事業数及び予算額は以下のとおりである。

（単位：人、千円）

		所属職員数	所管事業数	予算額
生涯学習課	人権教育推進室	3	2	18,807
	奨学班	6	3	234,821
	地域教育班	5	4	48,804
	企画調整班	8	3	13,564
	（県立図書館）	21	7	180,146
	（県立紀南図書館）	5	1	5,223
	計	48	20	501,365
スポーツ課	企画振興班	6	7	333,492
	生涯スポーツ班	7	5	46,163

	競技スポーツ班	11	3	247,426
	国体準備室	8	1	18,191
	(県立体育館)	6	1	10,658
	(県立武道館)	4	1	4,550
	計	42	18	660,480
文化遺産課	普及班	3	2	17,941
	調査班	5	4	56,067
	保存班	4	7	75,609
	世界遺産班	4	1	12,900
	(県立近代美術館)	11	3	179,326
	(県立博物館)	8	2	54,045
	(県立紀伊風土記の丘)	13	3	25,644
	(県立自然博物館)	16	3	93,499
計	64	25	515,031	
生涯学習局	合計	154	63	1,676,876

4. 和歌山県における生涯学習政策の特徴

生涯学習政策とは、「人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会の実現に向けた諸政策をいう。

生涯学習を進める上では知識や技能のみならず、他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む総合的な力を身につけることが重要である。そのため、個々人の学習ニーズといった「個人の要望」に応えつつも、「社会の要請」の視点をしっかりと踏まえ、社会の変化に対応できる自立した個人やコミュニティの形成を目指している。

このような観点から様々な教育課題を統一的に捉え直し、学校と地域が共に支え合う関係づくりを進めるために、平成20年度から「きのくに市民性教育推進事業」を実施している。

当該事業においては、学校教育を軸としつつも地域社会との連携を重視し、子どもたちが社会活動に参画する中で人と人のつながりや働くことの大切さなどを学ぶとともに、責任感や規範意識を体得していく「市民性を育てる教育」を推進している。

また、学校・家庭・地域社会が子どもを中心に据え、教職員・保護者・地域住民がそれぞれの課題や願いを共有し合い、具体的な取組へと発展させる「地域共育コミュニティ」の形成を進めている。

さらに、このような政策を効果的に展開するために、生涯学習課を基点に庁内の横断的組織として「共育コミュニティ推進室」を設置し、行政事務の効率化と庁内の学社連携が促進できる体制づくりに努めている。

【3】 監査対象とした事業及び施設

1. 監査対象とした事業の選定基準

和歌山県教育委員会生涯学習局が担当する事業のうち、平成20年度における最終予算が10,000千円のもの全件(ただし、生涯学習局が所管する公の施設に係る事業については予算額にかかわらずすべてを監査対象とした)。

2. 監査対象事業一覧表

(単位：千円)

関連番号	事業名	担当課名	予算額
第4【1】1	きのくに市民性教育推進事業	生涯学習課	27,653
第4【1】2	人権教育総合推進事業	生涯学習課	15,365
第4【1】3	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	27,798
第4【1】4	トップアスリート育成事業	スポーツ課	98,997
第4【1】5	ハイスクール強化校指定事業	スポーツ課	30,000
第4【1】6	ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業	スポーツ課	39,153
第4【1】7	ジュニアハイスクール指定事業	スポーツ課	11,850
第4【1】8	国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業	スポーツ課	53,856
第4【1】9	和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走事業	スポーツ課	19,460
第4【1】10	第70回国民体育大会の開催準備事業	スポーツ課	18,191
第4【1】11	屋外運動場芝生化促進事業	スポーツ課	13,723
第4【1】12	和歌山セーリングセンター艇庫増設事業	スポーツ課	62,802
第4【1】13	県立総合体育館(仮称)整備事業	スポーツ課	79,121
第4【1】14	文化財保護育成補助事業	文化遺産課	17,161
第4【1】15	世界遺産管理事業	文化遺産課	12,900
第4【1】16	県内遺跡発掘調査等事業	文化遺産課	13,405
第4【1】17	紀の川緑の歴史回廊推進事業	文化遺産課	28,691
第4【2】1-1	本館管理運営事業	生涯学習課(県立図書館)	83,863
第4【2】1-2	館内サービス充実事業	生涯学習課(県立図書館)	10,479
第4【2】1-3	文化情報センター運営事業	生涯学習課(県立図書館)	11,464
第4【2】1-4	市町村等図書館活動支援事業	生涯学習課(県立図書館)	684
第4【2】1-5	蔵書充実事業	生涯学習課(県立図書館)	64,613
第4【2】1-6	きのくに志学館駐車場増設事業	生涯学習課(県立図書館)	7,487
第4【2】1-7	県立図書館100周年記念事業	生涯学習課(県立図書館)	648
第4【2】1-8	ふるさと夢文庫事業	生涯学習課(県立図書館)	10,000
第4【2】1-9	紀南図書館管理運営事業	生涯学習課(県立紀南図書館)	5,223
第4【2】2-1	体育館管理運営事業	スポーツ課(県立体育館)	10,658
第4【2】3-1	武道館運営管理事業	スポーツ課(県立武道館)	4,550
第4【2】4-1	体力開発センター運営管理事業	スポーツ課	42,789
第4【2】5-1	南紀スポーツセンター運営管理事業	スポーツ課	27,694
第4【2】6-1	ビッグ愛・ビッグホール管理運営事業	スポーツ課	228,165
第4【2】7-1	近代美術館管理運営事業	文化遺産課(県立近代美術館)	122,450
第4【2】7-2	展覧会開催事業	文化遺産課(県立近代美術館)	43,511
第4【2】7-3	美術作品等収集事業	文化遺産課(県立近代美術館)	9,850
第4【2】7-4	観賞教育支援教材開発活用事業	文化遺産課(県立近代美術館)	3,632
第4【2】8-1	博物館管理運営事業	文化遺産課(県立博物館)	34,563
第4【2】8-2	展覧会開催事業	文化遺産課(県立博物館)	18,094
第4【2】9-1	紀伊風土記の丘管理運営事業	文化遺産課(県立紀伊風土記の丘)	17,801

第4【2】9-2	展示・調査事業	文化遺産課（県立紀伊風土記の丘）	5,915
第4【2】9-3	ふるさと紀の国ふれあい体験事業	文化遺産課（県立紀伊風土記の丘）	1,928
第4【2】10-1	自然博物館管理運営事業	文化遺産課（県立自然博物館）	74,774
第4【2】10-2	教育普及展示事業	文化遺産課（県立自然博物館）	9,853
第4【2】10-3	資料収集調査事業	文化遺産課（県立自然博物館）	935
合計			1,421,749

3. 監査対象施設一覧表

(単位：千円)

関連番号	施設名	所管課	初期投資額	
第4【2】1	和歌山県立図書館(略称：県立図書館)	生涯学習課	9,114,000	
第4【2】2	和歌山県立体育館(略称：県立体育館)	スポーツ課	210,250	
第4【2】3	和歌山県立武道館(略称：県立武道館)	スポーツ課	34,574	
第4【2】4	和歌山県体力開発センター(略称：体力開発センター)	スポーツ課	321,680	※1
第4【2】5	和歌山県南紀スポーツセンター (略称：南紀スポーツセンター)	スポーツ課	-	※2
第4【2】6	和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(略称：ビッグ愛) 和歌山ビッグホエール(略称：ビッグホエール)	スポーツ課	13,915,000	
第4【2】7	和歌山県立近代美術館(略称：県立近代美術館)	文化遺産課	13,612,000	
第4【2】8	和歌山県立博物館(略称：県立博物館)	文化遺産課	5,861,000	
第4【2】9	和歌山県立紀伊風土記の丘(略称：紀伊風土記の丘)	文化遺産課	880,296	
第4【2】10	和歌山県立自然博物館(略称：自然博物館)	文化遺産課	1,312,565	
合計			45,261,365	

※1 一部不明

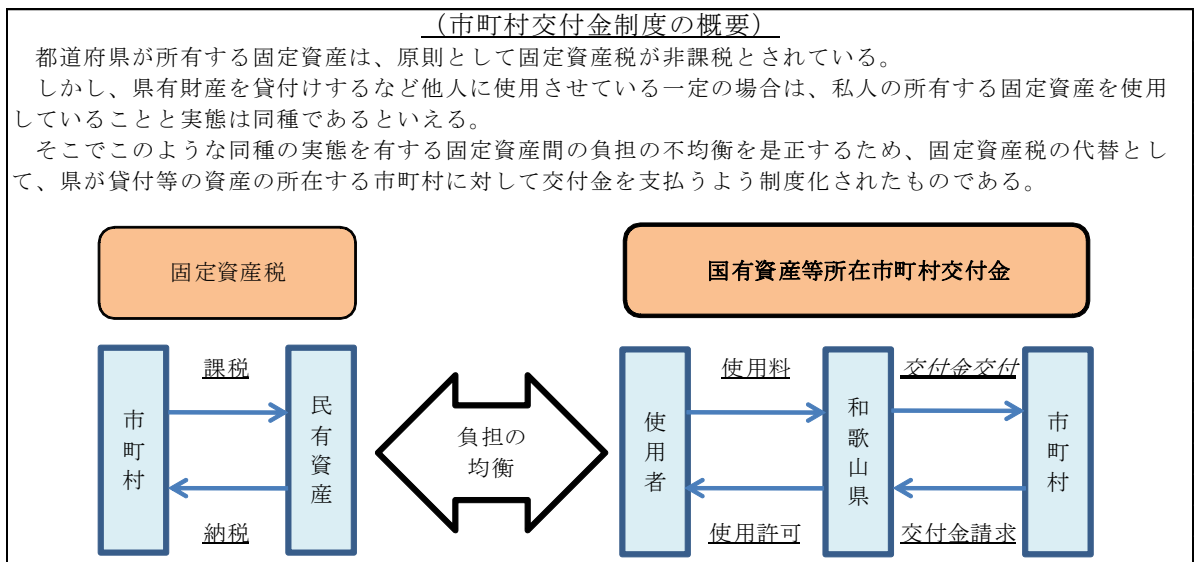
※2 日本体育協会及び田辺市から無償譲渡を受けたものである。

第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括

【1】施設の運営管理状況に関する監査の結果及び意見

1. 国有資産等所在市町村交付金について（結果）

国有資産等所在市町村交付金とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産について固定資産税相当額を所在市町村に対して交付するものである。



（経緯）

県は、生涯学習局が所管する施設であるビッグ愛において、平成19年度以前に係る国有資産等所在市町村交付金の支払い漏れがあり、和歌山市からの請求に基づき、平成20年度に平成15年度以降分と合わせて136,761千円を和歌山市に支払っている。

国有資産等所在市町村交付金法第7条によると、「地方公共団体の長は、～（省略）～当該地方公共団体が所有する固定資産のうち～（省略）～市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の11月30日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。」とされており、当該手続きが行われなかったことにより、支払い漏れが発生することとなった。

（今後の方針について）

関係部局によると、和歌山市に対して支払った過年度分の交付金については和歌山県が全額負担するとともに、来年度以降については交付金相当額を行政財産の借主に請求するかどうかを検討中とのことである。

国有資産等所在市町村交付金は県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべきは行政財産の借主であるため、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度分の損害については、その損

害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。

そして、そのためにも今後は、行政財産の借主から交付金相当額を徴収するための根拠規定を明確にするとともに、市町村に対する支払い漏れや行政財産の借主からの徴収漏れが生じることのないように県全体で交付金取扱い事務を一元管理する必要がある。

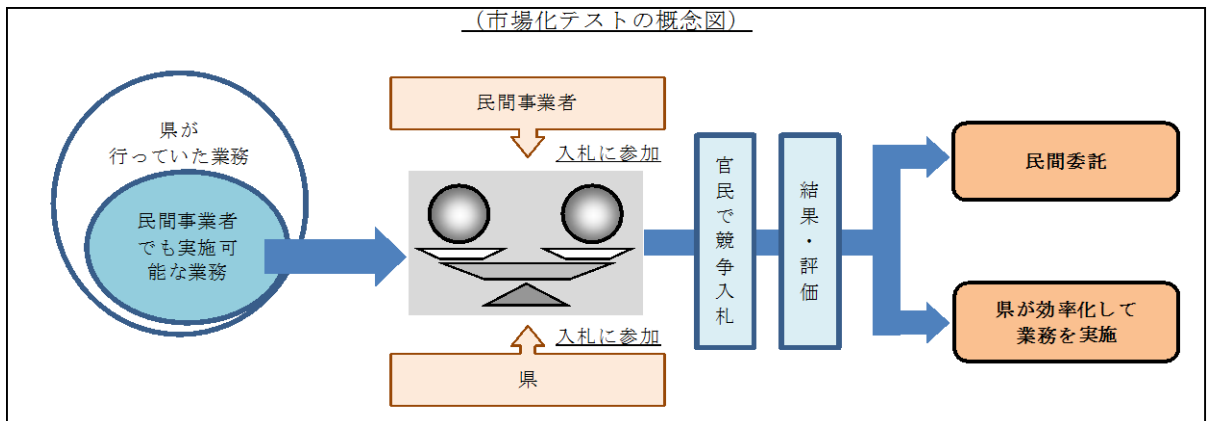
(第4【2】6-1参照)

2. 施設運営の改善について（意見）

監査の対象とした直営施設の状況としては、県立体育館、県立武道館において指定管理者制度を導入することを予定しているものの、その他の施設（県立図書館、県立近代美術館、県立博物館等）においては、「民間事業者では確保できない専門的な業務において要求される継続性」といった観点等から、直営による施設運営を推進しているところである。これらの施設では、直営による施設運営を継続する中で、利用者数の向上及びコスト削減に努めているところであるが、引き続き効果的、効率的業務運営を行い、また施設の利用者数のさらなる増加も望まれる。

(参考：将来に向けての検討事項)

まずは、現状の直営による施設運営により業務の改善を図っていく必要があるが、将来的に、当初の意図した成果が得られない状況となった場合には、例えば市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）により管理者を選定（民間を選定する場合は指定管理者として選定）する方法が考えられる。



市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）形式で入札または提案させることで、官民それぞれから県民のニーズに対応した創意工夫を引き出すことが可能となる。同時に、この過程で各施設において過去に指定管理者制度を採用しないと判断した際の問題点等を解消する手立てを提案させ、民間の入札結果または提案が優れている場合は、それを踏まえて指定管理の範囲及び管理者の選考を議論することにより、県民の声を反映したうえで、より効率的な施設運営を行うことも可能になると考えられる。

(第4【2】1、7、8、参照)

3. 施設における物品の管理状況について(結果及び意見)

各施設で保有している備品や図書、館藏品といった物品の管理状況について、次のような問題点が見受けられた。施設で保有する物品は、県民から付託された財産であるという意識を持ち、適切な管理を行うことが必要である。

＜物品管理簿における金額の未記載＞(結果)

県立図書館や県立体育館、県立武道館で保有している備品等について、物品管理簿による管理が行われているが、物品管理簿の金額欄が未記載となっているものが散見された。物品管理簿は、和歌山県物品管理等事務規程により金額を記載することが義務付けられているものであり、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。

(第4【2】1、2、3参照)

＜県立近代美術館、県立博物館における館藏品の棚卸＞(結果)

県立近代美術館においては、展覧会開催時に展示する館藏品・寄託品の現物確認を実施していることから、相当数の現物確認は行われている状況である。しかし、全ての作品を確認する必要があることから、そのための計画を策定し、全ての館藏品・寄託品について現物確認を行う必要があると考える。

また、県立博物館においては、館藏品について定期的な現物確認が行われていないことから、一定のルールを定めて体系的な現物確認を実施すべきであると考え。

(第4【2】7-1、8-1参照)

＜県立図書館における図書の棚卸(資料点検)＞(意見)

県によると、県立図書館における図書の棚卸は毎年6月に実施しているとのことであるが、棚卸の実施方法等を示した規程等は整備されていない。図書の現物管理の重要性に鑑み、図書の棚卸に関する規程を整備する必要があると考える。

(第4【2】1参照)

＜指定管理者制度導入施設における物品の管理＞(意見)

指定管理者制度導入施設における物品の管理については、基本協定書に定めがあるものの、具体的な管理方法については特に定められていない。備品等の番号管理や現物確認後の県への結果報告等、管理水準をより高める方法について検討し、基本協定書に含めることが望まれる。

(第4【2】4-1、5-1、6-1参照)

4. 施設における利用者ニーズの適切な把握について（意見）

施設における利用者の満足度を調査するために有効な方法の一つとして、アンケート調査がある。監査の対象とした施設では、いずれもアンケート調査を実施しているが、次のような問題点・課題が検出されている。

施設名	問題点・課題
体力開発センター	感想や改善要望を記入する空欄方式であり、施設利用者が負担感なく回答できる様式とはなっていない。
南紀スポーツセンター	アンケートに回答された改善要望に対して、その対応状況や今後の予定等が施設利用者に公表されていない。
県立近代美術館、県立博物館	アンケートの回収率が低い。

施設利用者が回答しやすいようにアンケートの様式を工夫し、アンケート結果を分析し、施設の運営に反映させることが、施設利用者に対するサービス向上に繋がることになる。

そのうえで、対応状況や今後の予定等を施設利用者に公表することにより、双方向でのコミュニケーションが図られ、県と施設利用者の間でより良い関係を構築することができると思われる。

（第4【2】4-1、5-1、7-1、10-1参照）

また、施設の利用状況を把握するための指標として、「利用率」を把握することは非常に有意義である。

県立体育館、県立武道館においても利用率を把握しているが、利用率は、

$$\text{◆使用日数} \div \text{利用可能日数} = \text{利用率}$$

という算式で算定されており、一日に少しでも利用があれば、その日の利用率は100%と計算されている。その結果、平成20年度の利用率はそれぞれ98.4%、99.7%と非常に高い水準となっている。

このような方法によって算定された利用率は、本来の利用実態を適切に表すものとは考えられない。使用日数ではなく使用時間数に基づく利用率の算定を行う等、本来の利用実態を適切に表す指標を用い、その結果をもとに、さらなる利用率の向上、施設の積極的な利用促進を図ることが望まれる。

（第4【2】2、3参照）

5. 指定管理者制度導入施設の管理における問題点（結果及び意見）

生涯学習局が所管する施設のうち、指定管理者制度を導入している施設はビッグ愛・ビッグホエール、体力開発センター、南紀スポーツセンターである。これらの施設では、平成18年度から指定管理者制度が導入されており、いずれの施設も和歌山県スポーツ振興財団が指定管理者となっている。

指定管理者制度が導入されて年月が浅いこともあり、指定管理者制度特有の問題点

が次のとおり見受けられた。

＜利用料金の剰余金の取扱い＞（結果）

各施設の指定管理にあたっては利用料金制度が採用されており、施設の利用料金収入はすべて指定管理者の収入となる。その一方で、指定管理者募集要項及び基本協定書の文言は各施設共通であり、剰余金の取扱いについて、「利用料金の剰余金は、施設の設置目的に沿って指定管理者が自ら企画・実施する事業に充てなければならない」とされている。

利用料金制度は、施設の利用料金収入を指定管理者の収入とすることで、指定管理者の経営努力を促し、施設利用者へのサービスを向上させる意義がある。上記のような指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容は、剰余金の使途を施設の運営管理に限定させ、指定管理者による経営努力のモチベーションを損なうおそれがある。

県によると、「指定管理者が過度に利潤を追求するあまり、本来のスポーツ振興を図る目的よりも興業的なイベント等にシフトし過ぎないように、一定の歯止めをかける必要がある」との考えに基づくものであるとのことであるが、この点については、事業計画及び実際に実施している事業内容のモニタリングを適切に行うことで対応できると考える。

また、指定管理者募集要項にこのような記載があることで、指定管理者募集段階で応募を躊躇する業者があり、競争性が損なわれている可能性があることも大きな問題である。

以上のことから、利用料金の剰余金に関する取扱いを見直し、指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容を改める必要があると考える。

（第4【2】4、5、6参照）

＜指定管理料の積算について＞（意見）

平成18年度からの指定管理者制度導入にあたって、県は指定管理料の積算を行っているが、ビッグ愛・ビッグホエールの指定管理料に関して積算金額と実際の指定管理料との間に大きな差異が見受けられる。具体的な数値を示すと、指定管理料の積算金額209百万円（1年間分）に対して、実際の指定管理料は指定管理期間を通じて年84百万円～92百万円となっており、年間100百万円を超える差異が発生したことになる。

指定管理料の積算は、平成17年度以前の管理費実績等を参考に計算されたものであるが、平成18年度以降の支出実績と比較すると、委託費や光熱水費等において大きな差異が生じている。

差異の発生要因の1つとして、指定管理者制度の導入を契機に、複数年契約による業務発注を行うようになったことが挙げられ、この点においては指定管理者制度の導入に伴うコスト削減効果として評価できる。しかし、次のような要因により、委託費に大きな差異が生じているものもあり、これらについては単純に評価できるものではない。

- ・平成 17 年度以前に発生した非経常的な費用が積算金額に含まれている。
- ・法令等で義務付けられているわけではないが平成 17 年度以前は実施していた点検作業を平成 18 年度以降は取りやめている。
- ・一部において平成 17 年度以前には入札になじむ契約であるにもかかわらず、入札を実施していないものがあった。

上記の差異要因から、指定管理料の積算が適切に行われていたか、及び指定管理者制度導入前（指定管理者制度導入直前の管理受託者及び指定管理者制度導入後の指定管理者はいずれも財団法人和歌山県スポーツ振興財団である）の管理・運営が効果的かつ効率的に実施されていたか疑念の余地がある。

これらは全て、指定管理者制度を導入したことによりはじめて顕在化したものである。現在直営方式で管理運営を行っている施設においても、複数年契約による業務発注の導入可否、また毎年実施している設備点検の必要性等について再検討を行うべきであると考えます。

（第 4 【2】 6－1 参照）

＜指定管理者からの事業報告に対する検査＞（意見）

基本協定書によると、県は指定管理者から毎年度終了後に事業報告書を受領し、速やかに確認を行わなければならない、とされている。事業報告書に記載される内容の一つとして、「管理に係る経費の収支状況」があるが、これに対する確認方法としては、指定管理者に対して適宜質問を行っているのみとのことである。

利用料金制度が採用されており、指定管理料の精算は行われなくなっているものの、各年度の実績数値は、次回の指定管理者再選の際の積算金額を決定するにあたって重要な役割を果たすものである。

より厳格な検査を実施するために、予算と大きな乖離が生じている項目や金額的・質的に重要な項目については、必要に応じて、契約書や請求書等といった証憑との照合を行うことが望まれる。

（第 4 【2】 4－1、5－1、6－1 参照）

6. 委託費等の発注業務に関する提言（意見）

施設の管理コストに占める委託費の割合は大きく、管理コストの削減を図るうえで、委託費の削減は当然にして着目されるべき点である。例えば、県立図書館では、複数の保守点検委託業務を統合し、一括発注することにより、コスト削減を実現させている。また、県立体育館と県立武道館においては、清掃業務を合同発注することにより、コスト削減が行われている。

このような発注業務に関する工夫は、他の施設においても対応できるものであり、県全体として取り組むことにより、多大なコスト削減が期待されるものである。

（第 4 【2】 1－1、2－1 参照）

7. 施設に設置された自動販売機の設置料について（意見）

生涯学習局が所管する施設に設置されている自動販売機については、その設置料を、自動販売機設置業者から行政財産使用料として徴収している。大阪府では、従前、行政財産使用料として徴収していた自動販売機の設置料を、入札による公募方式に変更したことにより、年間約 500 万円だった設置料が約 3 億円に増加した例がある。

県においても、自動販売機の設置料の決定方法について、入札による公募方式を導入する等、既存の決定方法の見直しを行うことにより、大幅な収入増加に繋がる可能性がある。

生涯学習局だけでなく、県全体として、県庁及び所管する施設内の自動販売機の設置料の決定方法について再検討することが望まれる。

8. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約（施設関連）

① その他の監査結果の要約

番号	事業名 (施設名)	監査結果の要約
第4 【2】 1	県立図書館	書き損じた領収証書について、領収証書の正、控えともに破棄している事例があった。領収証書を損傷した場合には、当該領収証書を保存しておかなければならない（和歌山県税収入事務規程 第 28 条）ことになっており、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。
第4 【2】 2 3	県立体育館 県立武道館	県立体育館、県立武道館の館長は、警備及び防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならないが（和歌山県立体育館管理規則 第 10 条）報告がなされていない。消防法に基づく防災計画は作成されているが、規程に沿って適切に報告を行うべきである。
第4 【2】 7-1	近代美術館管理運営 事業	未使用の観覧券について、現物管理が行われていない。また、未使用の観覧券が複数場所で保管されており、場所ごとに何枚保管されているかについても把握されていない。在庫数量の管理を行い、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。
第4 【2】 7-1	近代美術館管理運営 事業	管理職室に置かれてはいるものの、未使用の無料招待券が開口された段ボール箱に入れられた状態にあった。換金可能な有価物であるため、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。

② その他の監査結果に添えて提出する意見の要約

番号	事業名 (施設名)	監査結果に添えて提出する意見の要約
第4 【2】 1	県立図書館 (他の直営施設も同様)	アルバイト職員が遅刻や早退をした場合について、「アルバイト取扱要領」には、遅刻や早退をした場合の取扱についての記載がない。勤務時間の実態に応じた給与支給ができるよう規程を改正し、運用す

番号	事業名 (施設名)	監査結果に添えて提出する意見の要約
		るよう検討すべきである。
第4 【2】 1-1	本館管理運営事業	設備の導入に当たっては、入札時に機器本体の購入価格のみをもって判断するのではなく、修繕のための部品の互換性や維持管理費用などのメンテナンスコストも考慮して入札手続きを行うなどの対応を検討すべきである。
第4 【2】 1-3	文化情報センター事業	文化情報センター内に設置されているメディアアートホールが十分活用されていない状況にある。積極的に利用促進を図る工夫をし、施設の有効な利用を図る必要がある。その際、適切な利用目標値等を設定し、それに向けての努力を行う必要がある。
第4 【2】 2 3	県立体育館 県立武道館	年度計画、中期計画といったものがなく、目標を文書化して管理運営がなされていない状況にある。また、他府県の同種施設との利用状況の比較も実施されていない。具体的な数値目標を立てて実績と比較し、問題点・要改善点を洗い出し、次年度以降に活用していくべきである。
第4 【2】 2-1	体育館管理運営事業	<p>体育施設協会に対して体育館内の土地の一部を貸し出し、体育施設協会は当該土地に自動販売機を設置し、収入を得ている。現状の取扱いでは、正式な財源付与の手続きを経ないまま、体育施設協会（県と実質的に一体）に対して自由に使える財源を付与していることとなっており、実態が見えにくくなっている。</p> <p>体育施設協会への補助金交付が必要であるならば、体育施設協会へ実際に補助金を交付するための事務手続きを経て補助金を交付し、補助金交付の実態が県の会計に反映されるようには是正すべきである。</p> <p>また、今後の自動販売機の設置料の決定方法については、入札による公募方式を導入する等、県全体として、県庁及び所管する施設内の自動販売機の設置料の決定方法について再検討することが望まれる</p>
第4 【2】 4-1	体力開発センター管理運営事業	<p>体力開発センターでは、法定点検の対象となる設備以外の点検について、指定管理者であるスポーツ振興財団の職員が自ら行っている。</p> <p>設備の点検不備は重大な問題につながる恐れがあることから、法定点検の対象とならない設備についても、必要に応じて専門業者に委託するように指導を行うことを検討すべきである。</p>
第4 【2】 5-1	南紀スポーツセンター管理運営事業	<p>平成23年度をもって廃止する方針が決定されている海洋スポーツ施設の土地は、施設廃止の際に田辺市に返還することとなっている。</p> <p>土地を返還する場合、施設の取り壊しが必要となると考えられ、県に追加負担が発生することになる。現在、土地の取扱いについては田辺市との間で</p>

番号	事業名 (施設名)	監査結果に添えて提出する意見の要約
		協議を行っているとのことであり、返還が不要となる場合も想定し、土地の有効活用方法について検討する必要がある。
第4 【2】 7 8	県立近代美術館 県立博物館	設計事務所が提示した建物修繕計画の実行には相当の資金を要するため、実際に漏水が生じた段階で対応するといった対処療法的な対応が行われている。適切な修繕時期を逃すと、劣化が加速度的に進行することから、実行可能な長期修繕計画を策定することが望まれる。
第4 【2】 7 8	県立近代美術館 県立博物館	<p>(人員体制について)</p> <p>利用者の安全管理面や使い勝手を考えれば、設備の規模に応じた最低限の人員が必要となるが、平均的な利用者数の底上げが達成できない場合は、設備の規模自体を見直すことで人員体制の工夫を行うことも視野に入れることが必要である。</p> <p>(利用者数の状況について)</p> <p>利用者数の増加を急務とする状態は現在も継続していると認識され、利用者のニーズを的確に把握するとともに、今後、入館者数の増加を図るための具体的な施策を打ち出す必要があると考える。</p> <p>(事業費の節減について)</p> <p>入館者(利用者)1人当たり支出額(コスト)をみると、平成20年度において、他の都道県立美術館・博物館の平均値を上回っている。今後も、平均的な利用者数の底上げが図れない状態が続くのであれば、設備の規模の見直しも含めた一層のコスト削減を図る必要がある。</p>
第4 【2】 7-1 8-1	近代美術館管理運営 事業 博物館管理運営事業	無料招待券の必要性や効果が十分に検討されていない。無料招待券の意義を再度検討し、その効果と利用実態を十分斟酌したうえで、無料招待券を存続するか否かを再検討する必要がある。
第4 【2】 7-2 8-2	展覧会開催事業	調査研究の結果等の解説を作品の近くに設置することで、より展示効果が増し、来館者の満足度を高めることができると考える。
第4 【2】 7-4	観賞教育支援教材開 発活用事業	入館者数の増加に効果が顕著に現れ、かつ参加者にも好評であった事業については、今後文化庁の芸術拠点形成事業に採択されなくとも、県独自の事業として実施することも検討すべきと考える。
第4 【2】 10-3	資料収集調査事業	調査研究の集大成である論文・研究発表・報告の件数が和歌山県立博物館と比べて相当程度少ない。

【2】施設関係以外の事業に関する監査の結果及び意見

1. 県職員による他団体の業務の兼務等について（結果及び意見）

県と他団体との間で兼務が行われている事例として、次のものが挙げられる。いずれの団体の職員も全て県の職員が兼務している。

- ◆スポーツ課職員の一部と社団法人和歌山県体育協会の職員
- ◆体育館勤務のスポーツ課職員と和歌山県体育施設協会の役員、事務局員
- ◆武道館勤務のスポーツ課職員と和歌山県公立武道館協議会の事務局員

①社団法人和歌山県体育協会の職員の兼務手続き及び経費の負担区分について（結果）

社団法人和歌山県体育協会職員の兼務の承認手続きとしては、「兼務職員の一覧表（団体業務従事一覧表）を作成し、教育委員会教育長の承認を受けた後、これを県体育協会に送付する」という形で行われている。しかし、県と県体育協会はあくまで別組織体であるため、両者の合意文書として両者間の協定書等が必要であるとする。

県体育協会の事務所はなく、県庁にて県体育協会としての業務が行われている。備品、消耗品購入等に係る費用負担は県と県体育協会に明確に分けられているが、光熱水費は県が全額負担している状況である。県と県体育協会の決算を適切に区分するためには、従事割合等で按分計算を行うことについて検討すべきである。

さらに、県職員としての限られた就業時間の一部が、体育協会の業務を行うことに充てられ、当該部分の職員人件費についても県が負担しており、経済実態に応じた会計処理がなされていない。

他都道府県では、県体育協会は県から分離しており、県体育協会に職員の採用を行っていることが一般的であり、両者の会計は明確に区分されている。県と県体育協会の会計区分及び人件費の負担について実態にあった会計処理ができるよう、両者の関係も含めて、再検討する必要がある。

（第4【1】4）

②和歌山県体育施設協会、和歌山県公立武道館協議会との経費の負担区分の明確化について（意見）

両団体ともに小規模の任意団体であるが、固有の事務所がなく、県庁内の同一の場所で同一の職員が業務量が少ないとはいえ団体の業務も行っているため、人件費、消耗品費及び光熱水費等を明確に区分することができず、両者の決算が明確に区分できない状況となっている。

人件費、消耗品費及び光熱水費等、共通的に発生する費用については合理的な配分方法をルール化するなど、両者の決算を明確に区分することができるように留意する必要がある。

（第4【2】2-1、3-1参照）

2. 実施事業における評価指標の設定について（意見）

県では、実施した各事業毎に「事務事業評価書」を作成している。これは、行政活動の成果を個々の事業レベルで客観的な指標を用いて検証、評価し、その評価結果をPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）の管理サイクルに組み込み、施策、政策と個別事業との連動の徹底を図るためである。また事業目的の明確化を図り、事業改善の意識を持って、その見直しにつなげることも目的としている。

監査で検討した事業について、「事務事業評価調書」内に「活動・成果指標の推移」を記載する欄があるものの、指標化が困難であることを理由に、活動指標や成果指標を記載していないものが散見された。冒頭の「事務事業評価調書」を作成する目的を鑑みれば、何らかの指標を算定することが望まれる。（指標案については個別意見の中で記載している。）

指標化が困難であることを理由に、活動指標や成果指標を算定していない事業は次のとおりである。

第4【1】1. きのくに市民性教育推進事業
第4【1】2. 人権教育総合推進事業
第4【1】3. 放課後子ども教室推進事業
第4【1】14. 文化財保護育成補助事業
第4【1】15. 世界遺産管理事業
第4【1】16. 県内遺跡発掘調査等事業
第4【1】17. 紀の川緑の歴史回廊推進事業
第4【2】1-1. 本館管理運営事業
第4【2】1-2. 館内サービス充実事業
第4【2】1-3. 文化情報センター事業
第4【2】1-5. 蔵書充実事業
第4【2】1-8. ふるさと夢文庫事業
第4【2】1-9. 紀南図書館管理運営事業

3. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約（施設以外）

① その他の監査結果の要約

番号	事業名 (施設名)	監査結果の要約
第4 【1】 6	ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業	委託先からの実績報告では、予算の流用に関して、その具体的な理由が判別できない。 県は、実績詳細を入手し、収支決算書との整合性を検査するとともに、多額の流用が行われている費目については原因を追究し、場合によっては委託先に対して請求書・領収証等の証憑の提出を求め、予算流用の妥当性、支出内容の適切性について検討すべきである。

② その他の監査結果に添えて提出する意見の要約

番号	事業名 (施設名)	監査結果に添えて提出する意見の要約
第4 【1】 1	きのくに市民性教育推進事業	各市町村ごとの「人口1千人当たりの学校支援ボランティア数（実人数）」にバラつきが見られる。相対的に学校支援ボランティア数が少ない地域においては、重点的に、ボランティアへの参加意識を高めるための啓発活動を行うことが望まれる。
第4 【1】 1	きのくに市民性教育推進事業	県内の学校支援ボランティアの活動分野のうち86%は、「登下校安全指導」である。全県的に家庭・地域の教育力を高めるといふ当事業の目的からすると、「登下校安全指導」のみならず「学習支援活動」「部活動の指導」「環境整備」「学校との合同行事」の各活動分野を含めて、総合的に学校支援ボランティアの有効活用を図ることが望まれる。
第4 【1】 2	人権教育総合推進事業	県育成ファシリテーターの活動状況を地区別・月別等で数値化し、また、研修会等で県がアンケートを実施するなどして、今後の事業実施の基礎データとして整備しておくことが有効である。
第4 【1】 2	人権教育総合推進事業	補助金に関する事業費の実績報告では、事業単位または保護者学級単位の事業費は報告されず、また、各費目の内訳明細も報告されていない。補助金に関する事業費について詳細な実績報告を求め、これを適切にチェックすべきである。
第4 【1】 3	放課後子ども教室推進事業	市町村単費で実施される「放課後子ども教室」については、実施状況の把握が十分になされていない。「子どもたちの安全・安心な居場所を拡充していく」といふ当事業の目的からすると、県からの補助金の有無に係わらず、県が実施状況の把握を行うべきである。
第4 【1】 6	ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業	一部業務について委託先から他業者に再委託が行われているが、県と実行委員会の間で締結された委託契約書には、再委託の可否及び承認についての規定はない。委託業者が再委託を行う場合は県による

番号	事業名 (施設名)	監査結果に添えて提出する意見の要約
		事前承認を必要とし、その旨を委託契約書に明示すべきであったと考える。
第4 【1】 6	ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業	平成 20 年度途中から高額備品については委託料ではなく一般財源により購入することとされたが、高額備品の基準が明確となっていない。あらかじめ金額基準を設ける等して、備品購入財源を明確に区分しておく必要がある。
第4 【1】 11	屋外運動場芝生化促進事業	<p>実施要領において当該事業の対象となる小学校の選定基準が定められているが、当該基準を満たさないと考えられる小学校が例外的に選定されている。</p> <p>当該事業については芝生化する面積や在籍する児童数のみで判断するのではなく、周辺環境を含めたさまざまな教育的配慮をもとに事業実施対象校を選定すべきものではあるが、少なくとも「例外的なケース」を対象として選定する場合にはその根拠を明確化しておく必要があると考える。</p>
第4 【1】 13	県立総合体育館（仮称）整備事業	県立総合体育館（仮称）の設計業務契約において、予定価格と落札価格の間に大きな乖離が生じている。施設の設計業務の重要性、予定価格からの乖離の大きさを考慮すると、最低制限価格を設定することも考えられた。県では最低制限価格制度を含め新公共調達制度について見直しを行っているが、今後も随時見直しを行っていくことが必要である。

第4 個別事業の監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見

【1】個別事業

1. きのくに市民性教育推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		きのくに市民性教育推進事業			
所管部署		生涯学習課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 5,548 国庫補助金 20,632			
事業目的		子どもを含め、県民全体を対象として、家庭や地域の力を学校に結集し、子どもを取り巻く問題や教育の課題・願いを共有し、共同して解決する「地域共育コミュニティ」を基盤として、市民性教育を全県的に展開する。			
事業内容及び実施状況		① 市民性を育てる教育を推進するための効果的手法の開発と学校への指導を実施している。 ② 市民性に関する学校訪問を実施している。 ③ 取組の指針となるリーフレット「子どもたちの市民性を育てるために」を作成し、県内全教職員に対して配布している。 ④ 「地域共育コミュニティ」の趣旨（※1）を周知するため、共育フォーラムを県内全市町村で開催している。 ⑤ 共育コミュニティ推進本部（※2）を、18市町（20本部）に設置し、学校支援ボランティア等の活動を進めるとともに、各地域に応じた指導助言を行っている。			
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	-	27,653	（※3）57,174
	決算額	-	-	26,180	

※1 「地域共育コミュニティ」の趣旨は、学校・家庭・地域社会が子どもや教育の課題・願いを共有し、共同して解決に取り組む拠点を形成することにある。

※2 平成20年度から国事業の「学校支援地域本部事業」を活用して、中学校区に「共育コミュニティ推進本部」を18市町に設置している。「共育コミュニティ推進本部」は、教育委員会の事務局を中心として、教員や保護者の代表で構成され、各市町の教育委員会の中に属する組織である。地域の様々な分野の人間が話し合いを行う協議会であり、15名～20名程度で構成されている。

※3 平成21年度予算が、前年に比べ倍増しているのは、「共育コミュニティ推進本部」未設置の市町村に、当該本部を設置するためである。

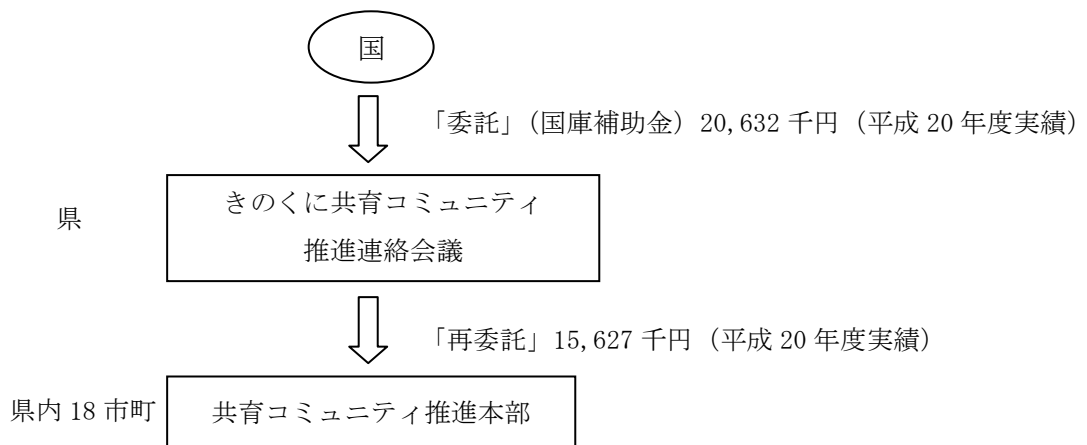
② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬	80	0
報償費	837	1,073
旅費	1,528	4,159
需用費 ※1	7,953	5,667
委託料 ※2	15,627	16,588
使用料及び賃借料	155	166
合計	26,180	27,653

※1 需用費は、主に印刷製本費である。

※2 委託料は、県内 18 市町の「共育コミュニティ推進事業」の実施に伴う各実行委員会への委託料である。



(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、「指標化は困難である」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには、活動・成果指標の設定は不可欠である。また、他都道府県の同事業においても「学校支援ボランティア数」「学校支援ボランティア研修会への参加数」等の活動・成果指標が設定されている。したがって、当県においても、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

② 相対的に学校支援ボランティア数の少ない地域での啓発活動の実施

限られた予算の中で、きのくに市民性教育推進事業を効果的に実施するには、無償の学校支援ボランティアの協力が不可欠である。したがって、県民の学校支援ボランティアへの参加意識を高めるための啓発活動が重要と言える。各市町の学校支援ボランティアの参加状況を示すと下図のようになる。

	人口 (A)	ボランティア 数(実人数) (B)	人口1千人あたり ボランティア数 (C)=(B)/(A)	再委託経費 (単位：円)
和歌山市	369,957	385	1.0	1,070,980
海南市	55,016	90	1.6	472,460
橋本市	66,766	39	0.6	1,309,197
有田市	30,606	283	9.2	1,137,200
御坊市	25,936	11	0.4	131,300
田辺市	79,272	239	3.0	1,909,810
新宮市	31,977	95	3.0	657,000
紀の川市	66,390	90	1.4	1,495,200
岩出市	52,203	56	1.1	724,484
紀美野町	10,862	215	19.8	1,998,770
九度山町	5,118	25	4.9	848,358
高野町	4,139	27	6.5	199,950
有田川町	27,955	33	1.2	604,540
印南町	8,767	97	11.1	852,655
みなべ町	13,808	89	6.4	265,000
白浜町	22,818	130	5.7	1,234,941
上富田町	14,826	223	15.0	404,850
串本町	18,591	22	1.2	310,210
県全体	905,007	2,149	2.4	15,626,905

各市町の学習支援ボランティアの参加状況を概括的に把握する観点から、各市町の「人口1千人当たりの学校支援ボランティア数（実人数）」を示した。相対的に学校支援ボランティア数が少ない地域においては、重点的に、ボランティアへの参加意識を高めるための啓発活動を行うことが望まれる。

③ 学校支援ボランティアの総合的な活用

各市町村の学校支援ボランティアの活動分野は、大きく「学習支援活動」、「部活動の指導」、「環境整備」、「登下校安全指導」、「学校との合同行事」に分類できる。下図に示すように、県内の学校支援ボランティアの活動分野のうち86%は、「登下校安全指導」である。

県の学校支援ボランティアの活動分野（平成20年度 延人数）

ボランティアの活動分野	学習支援活動	部活動指導	環境整備	登下校安全指導	学校との合同行事	合計
人数（人）	1,065	478	1,392	22,307	700	25,942
割合（％）	4.1	1.8	5.4	86.0	2.7	100.0

「登下校安全指導」以外の分野、すなわち、「学習支援活動」、「部活動の指導」、「環境整備」、「学校との合同行事」の各分野については、各市町村によって、ボランティアの活動分野やボランティアの人数に大きな相違がある。

全県的に家庭・地域の教育力を高めるという「きのくに市民性教育推進事業」の目的からすると、「登下校安全指導」のみならず「学習支援活動」、「部活動の指導」、「環境整備」、「学校との合同行事」の各活動分野を含めて、総合的に学校支援ボランティアの有効活用を図ることが望まれる。

また、学校支援ボランティア数の増加を図ることのみならず、それを受け入れる学校側においても、学校支援ボランティアの受け入れ体制の整備を進める必要がある。

2. 人権教育総合推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容				
事業名	人権教育総合推進事業				
所管部署	生涯学習課				
財源（平成20年度、千円）	一般財源 15,106				
事業目的	市町村職員、PTA等を対象として、同和問題をはじめ、様々な人権問題について理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るとともに、指導者の資質向上を目指す。また、障害者教育、識字教育の推進を図る。				
事業内容及び実施状況	① 人権教育指導者研修講座（年3回 計132名）。 ② 人権教育地方別研修会（県内5会場 計638名）。 ③ 人権学習レッツ・ファシリテイト（人権教育ワークショッププログラム作成委員会 3回 委員6名、人権学習ファシリテーター実践交流研修会 2会場、34名） ④ 人権問題に関する教育・啓発（17市町に補助） ⑤ 保護者学級開設（小学校274校：補助、特別支援学校10校：委託） ⑥ 障害者（児）教育推進（夢・ふれあい・心のつながり：委託） ⑦ 識字教育推進（よみかき交流会160名、識字学級・日本語教室指導者研修会15名） ⑧ 指導資料及び学習教材等の作成（人権教育資料集「実践に学ぶ」、人権学習パンフレット「すべての人がつながるために」等）				
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	18,145	17,231	15,365	13,708
	決算額	17,737	16,985	15,106	

従来、外部講師による講義形式の研修会を開催していたが、近年、ワークショップ（参加体験型学習）形式を取り入れている。ワークショップ形式では、ファシリテーター（※）が重要な役割を果たす。そこで、平成 16 年から平成 18 年にかけて、県が人権学習ファシリテーター養成講座を開催し、ファシリテーターを養成してきた。

（※）ファシリテーター（促進者）とは…住民参加型のまちづくり会議やシンポジウム、ワークショップ等において、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、議論をスムーズに調整しながら、合意形成に向けて深い議論がなされるように調整する役、これを行う人である。

② 収支状況の概要

（単位：千円）

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬	-	20
報償費	628	731
旅費	1,307	1,607
需用費 ※1	2,784	2,403
使用料及び賃借料	411	606
備品購入費	300	300
負担金	30	52
委託料※2	1,336	1,336
補助金※3	8,310	8,310
合計	15,106	15,365

※1 需用費は、主に印刷製本費である。

※2 委託料は、「特別支援学校保護者学級」、「あなたとわたしの学びの場事業」、「心をつないで社会参加事業」、「心とからだのコミュニケーション事業」に係る委託料である。

※3 補助金は、県内の市町村の「人権問題に関する教育啓発」及び「保護者学級開設事業」に係る補助金である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、「指標化は困難である」とされて

いる。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには、活動・成果指標の設定は不可欠である。また、他都道府県の同事業においても「人権・差別問題への関心度」「人権問題啓発指導者養成講座の受講者数」等の活動・成果指標が設定されている。したがって、当県においても、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

② ファシリテーターの活用

平成 19 年から 20 年にかけて、県の人権問題に係る研修会で、県育成のファシリテーターを起用した結果、各市町でファシリテーターの認知度が上がり、平成 21 年度は、県に対して、県育成ファシリテーターの紹介依頼が来ており、この点で、一定の成果が出ている。今後、事業を実施した成果を測定する観点から、県育成ファシリテーターの活動状況を地区別・月別等で数値化し、また、研修会等で県がアンケートを実施するなどして、今後の事業実施の基礎データとして整備しておくことも有効である。さらに、ファシリテーターの需要が大きければ、再度、ファシリテーターの育成講座の実施を検討することも考えられる。

③ 補助金に関する事業費の実績報告について

後述する「3. 放課後子ども教室推進事業」の補助金に関する事業費の実績報告では、教室単位で、各費目の内訳明細が報告されている。対して、「人権教育総合推進事業」では、事業単位または保護者学級単位の事業費は報告されず、また、各費目の内訳明細も報告されていない。

補助金の交付を適正に行うためには、「事業に要する経費」が適切に報告される必要がある。しかし、報告された経費が、「消耗品費」等の費目の総額のみでは、事業に要したものであるか否かを適切に判断できない。したがって、「人権教育総合推進事業」に係る事業費の実績報告について、県は、各市町村に対して「放課後子ども教室推進事業」と同水準の詳細な報告を求め、これを適切にチェックすべきである。

また、平成 20 年度では、県内 30 市町村のうち 26 市町村において、「保護者学級開設事業」に係る事業費の実績のほとんどが、1 学級につき一律 30,000 円として報告されている（下表参照）。これは、「人権教育総合推進補助金実施要領」の保護者学級開設事業において、「1 事業（学級）に要する経費は、30,000 円以上とする」とされていることによる。しかし、本来、各学級の規模が異なることからすれば、各保護者学級の事業費が、全て 30,000 円として報告されるのでは、各保護者学級の事業費の実態を正しく反映しているとは考え難い。したがって、事業費の実績につき、県は、各市町村に対して、実態に即した報告をするように指導すべきである。

	人権問題に関する 教育・啓発事業 の事業費（実績） （円） （A）	事業数 （B）	1事業あたり の事業費 実績 （円） （C） = （A） / （B）	保護者学級 開設事業 の事業費 （実績） （円） （D）	学級数 （E）	1学級あたり の事業費 実績 （円） （F） = （D） / （E）
和歌山市	1,626,793	8	203,349	1,620,000	54	30,000
海南市	0	0	0	480,000	16	30,000
橋本市	400,000	2	200,000	420,000	14	30,000
有田市	0	0	0	210,000	7	30,000
御坊市	200,000	1	200,000	180,000	6	30,000
田辺市	2,548,000	12	212,333	930,000	31	30,000
新宮市	800,000	4	200,000	210,000	7	30,000
紀の川市	450,000	1	450,000	480,000	16	30,000
岩出市	0	0	0	180,000	6	30,000
紀美野町	0	0	0	120,000	4	30,000
かつらぎ町	200,000	1	200,000	330,000	11	30,000
九度山町	200,000	1	200,000	90,000	3	30,000
高野町	0	0	0	90,000	3	30,000
湯浅町	200,000	1	200,000	120,000	4	30,000
広川町	0	0	0	90,000	3	30,000
有田川町	200,000	1	200,000	480,000	16	30,000
美浜町	0	0	0	85,000	2	42,500
日高町	0	0	0	90,000	3	30,000
由良町	419,992	2	209,996	120,000	4	30,000
印南町	0	0	0	180,000	6	30,000
みなべ町	0	0	0	200,000	5	40,000
日高川町	400,000	2	200,000	270,000	9	30,000
白浜町	200,000	1	200,000	330,000	11	30,000
上富田町	201,000	1	201,000	179,000	5	35,800
すさみ町	0	0	0	120,000	4	30,000
那智勝浦町	772,295	2	386,148	240,000	8	30,000
太地町	217,500	1	217,500	35,700	1	35,700
古座川町	0	0	0	90,000	3	30,000
北山村	0	0	0	30,000	1	30,000
串本町	268,000	1	268,000	330,000	11	30,000
県全体	9,303,580	42		8,329,700	274	

3. 放課後子ども教室推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		放課後子ども教室推進事業			
所管部署		生涯学習課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 14,789 国庫補助金 12,818			
事業目的		子どもたちが、地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な居場所を拡充していくと共に、「放課後児童健全育成事業」との連携を図る。			
事業内容及び実施状況		① 指導者研修等の実施（県主体）：推進委員会の設置、安全管理員、指導員等研修会、コーディネーター等研修会、安全管理員・指導員等実践交流会。 ② 県立特別支援学校における「いきいき交流教室（放課後子ども教室）」の実施（県主体）。 ③ 「放課後子ども教室」の実施補助（市町村主体）：運営委員会の設置、コーディネーター（※1）の配置。			
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	22,902	27,798	29,224
	決算額	-	22,262	27,607	

※1 コーディネーターとは、放課後対策事業の総合的な調整役である。

② 収支状況の概要

（単位：千円）

事業費内訳	平成20年度実績	予算
報酬	45	150
報償費	176	178
旅費	232	768
需用費 ※1	1,233	554
委託料 ※2	3,977	3,977
使用料及び賃借料	241	468
補助金 ※3	21,703	21,703
合計	27,607	27,798

※1 需用費は、主に印刷製本費である。

※2 委託料は、県立特別支援学校における「いきいき交流教室（放課後子ども教室）」の実施に伴う「特別支援学校いきいき交流教室実行委員会」への委託料である。

※3 補助金は、県内の市町の「放課後子ども教室」実施に対する補助金である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」によると、「子どもの放課後や休日の居場所づくりに関する内容であるため、いずれも活動や成果を評価する指標にはなじまないものである」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには、活動・成果指標の設定は不可欠である。したがって、「放課後子ども教室の実施件数」等、実態に即した具体的な活動・成果指標を導入すべきである。

② 市町村単費による「放課後子ども教室」の実施状況の把握

「放課後子ども教室」には、国の補助事業として、県からの補助金を活用して実施されるものと、県からの補助金を活用せず、市町村単費で実施されるものがある。

県からの補助金を活用して行われている「放課後子ども教室」については、県において、各市町村ごとの実施状況の把握が行われているが、県からの補助金を活用せず、市町村単費で実施される「放課後子ども教室」については、実施状況の把握が十分になされていない。「子どもたちの安全・安心な居場所を拡充していく」という当事業の目的からすると、県からの補助金の有無に係わらず、県において、その実施状況の把握がなされるべきである。

4. トップアスリート育成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	トップアスリート育成事業
所管部署	スポーツ課
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 117,598
事業目的	国民体育大会や全国大会等で活躍できる競技者の育成及び指導者の養成・資質向上。
事業内容及び実施状況	社団法人和歌山県体育協会（以下「県体育協会」という。）が行う次に掲げる各種事業に要する経費を補うための補助金を交付する事業である。 (1) 成年・少年強化事業 体育協会加盟の競技団体を対象に、合宿・遠征等の選手強化に対する助成を行う。 (2) きのくにジュニアトレーニングセンター事業 小・中学生を中心とした県内のトップジュニアを拠点施設に集め、トレーニングセンター事業を実施する。 (3) スポーツ医・科学研究事業 国体実施競技の中から、各競技団体が推薦する本県優秀選手を集

		めメディカルチェックを実施する。 (4) 全国大会等開催運営費補助事業 県内で開催される全国大会等の運営に要する経費に対して助成を行う。 上記各事業に係る実施要領に基づき、県体育協会が各事業を実施し、県は事業報告書、収支決算書による結果報告を受けている。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	74,950	71,950	98,997	117,598
	決算額	72,963	71,950	98,997	

平成 20 年度以降、事業費予算が大幅な増加傾向にあるが、これは平成 27 年度に開催が予定されている和歌山国体に向けて、競技力向上に注力していることによるものである。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
成年少年強化事業補助金	76,060	75,450
きのくにジュニアトレーニング事業補助金	19,918	19,997
スポーツ医科学研究事業補助金	1,218	1,500
全国大会等開催運営費補助事業補助金	1,800	2,050
合計	98,997	98,997

(2) 監査の結果

① 県と県体育協会の関係について

県体育協会職員は全て県職員（スポーツ課職員の一部）が兼務している。兼務の承認手続きとしては、「兼務職員の一覧表（団体業務従事一覧表）を作成し、教育委員会教育長の承認を受けた後、これを県体育協会に送付する」という形で行われている。しかし、県と県体育協会はあくまで別組織体であるため、両者の合意文書として両者間の協定書等が必要であると考えられる。

また、県体育協会の事務所はなく、県庁にて県体育協会としての業務が行われている。備品、消耗品購入等に係る費用負担は県と県体育協会でも明確に分けられているが、光熱水費は県が全額負担している状況である。県と県体育協会の決算を適切に区分するためには、従事割合等で按分計算を行うことについて検討すべきである。

さらに、県職員としての限られた就業時間の一部が、体育協会の業務を行うことに充てられ、当該部分の職員人件費についても県が負担しており、経済実態に応じた会計処理がなされていない。

他都道府県では、県体育協会は県から分離しており、県体育協会でも職員の採用を行っていることが一般的であり、両者の会計は明確に区分されている。県と県体育協会の会計区分及び人件費の負担について実態にあった会計処理ができるよう、両者の

関係も含めて、再検討する必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

5. ハイスクール強化校指定事業

(1) 事業の概要

①事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ハイスクール強化校指定事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 30,000			
事業目的		全国トップレベルの優秀な競技者の育成、学校及び地域を挙げての支援体制の構築。			
事業内容及び実施状況		<p>以下の 2 つの事業により構成されている。</p> <p>(1) ハイスクール強化校指定事業補助金 県内高等学校の運動部を強化指定し、強化指定運動部に対して遠征・合宿等に要する交通費・宿泊費に充てるための補助金を交付する事業である。予算として定められた総額を、強化指定運動部数で除すことにより、強化指定校に対する補助金単価を決定している。</p> <p>(2) 「きのくにエクセレントコーチ」制度 優れた指導力を有する現職及び退職した教職員等を、より広域な場で指導力を発揮できるよう「きのくにエクセレントコーチ」として派遣する制度であり、「エクセレントコーチ」派遣に係る旅費を県が負担している。</p>			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	17,500	17,500	30,000	30,000
	決算額	17,500	17,320	30,000	

平成 20 年度から、事業費予算が大幅に引き上げられているが、これは平成 27 年度に開催が予定されている和歌山国体に向けて、競技力向上に注力していることによるものである。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
補助金	28,450	28,450
エクセレントコーチ謝礼	1,550	1,550
合計	30,000	30,000

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

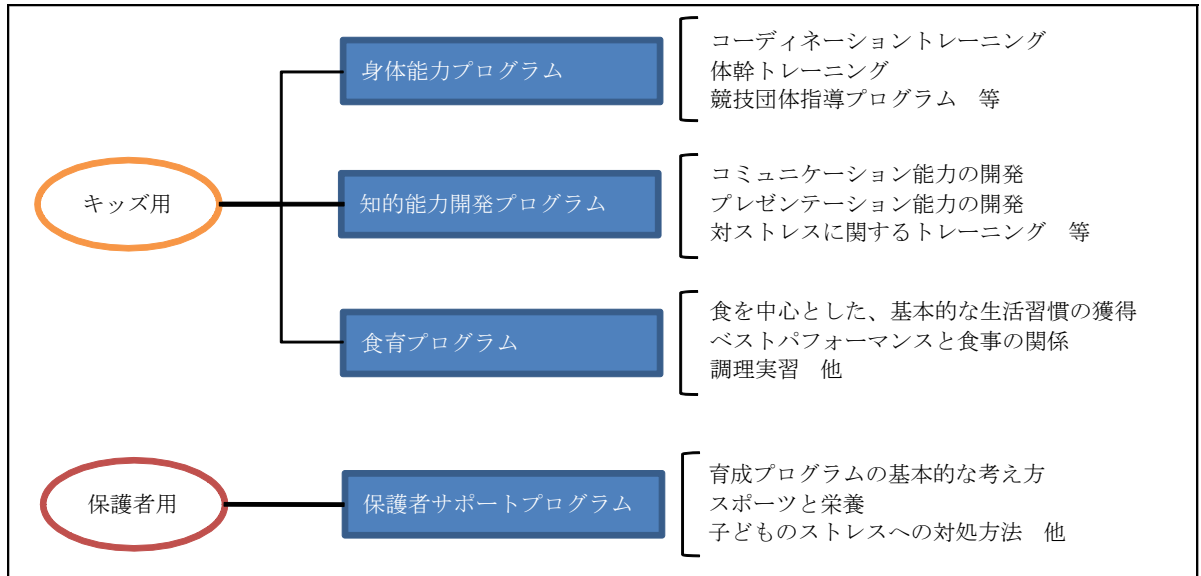
6. ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 37,617			
事業目的		オリンピックや全国大会等で活躍できるトップレベルの優秀な競技者の発掘・育成。			
事業内容及び実施状況		<p>県内の小学校 3～4 年生から希望者を募り、体力測定会・選考会を実施した後、毎年 30 名程度の「ゴールデンキッズ」を認定する。「ゴールデンキッズ」に対してその後 3 年間（小学校 6 年生まで）にわたって「育成プログラム」を継続的に実施することにより、トップアスリートの育成を行う事業である。</p> <p>「育成プログラム」の構成は表下に記載したとおりである。</p> <p>当該事業は教育委員会主催のもとで、スポーツ関係団体や行政担当者等で構成される和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）に委託する形式で行われている。平成 27 年度に開催される和歌山国体を見据えて、平成 18 年度において事業を開始しており、平成 20 年度においては、小学校 3 年生 681 名、4 年生 464 名が参加した体力測定会・選考会を経て、小学校 3 年生 31 名、4 年生 6 名が「ゴールデンキッズ」として認定された。また、「育成プログラム」として「ゴールデンキッズ」第 1 期生及び第 2 期生に対して合宿やサマーキャンプを実施している。</p> <p>事業開始後、年々予算が増加しているのは、年度進行に伴い「育成プログラム」対象期生（小学校 4 年生～6 年生）が増加するためであり、平成 21 年度において小学校 6 年生までの全学年が充足することになる。</p>			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	6,800	11,634	39,153	37,293
	決算額	6,800	11,634	37,617	

< 育成プログラムの構成 >



② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
委託費	28,153	39,153
備品購入費	9,464	-
合計	37,617	39,153

予算では、高額備品の購入も含めて実行委員会に委託を行う予定であったが、監査事務局の指導を受け、高額備品の購入については委託費に含めず、一般財源で購入するよう変更している。

(2) 監査の結果

① 収支決算書、実績報告書に対する検査

年度終了時に県は実行委員会から委託業務報告資料として収支決算書、実績報告書を手入しているが、各報告資料についての検査が十分に行われているとは言い難い状況である。

平成 20 年度の収支決算書は下表のとおりであり、費目間において多額の流用が行われている。

平成20年度 収支決算書

(単位：千円)

科目	予算額	補正額	流用増減額	予算現額	決算額
報償費	6,128		△ 4,205	1,923	1,923
旅費	10,515		△ 6,742	3,773	3,773
需用費	2,919		9,719	12,638	12,638
消耗品費	1,300		9,126	10,426	10,426
燃料費	0		3	3	3
印刷製本費	1,619		590	2,209	2,209
役務費	841		714	1,555	1,555
通信運搬費	741		478	1,219	1,219
保険料	100		146	246	246
手数料	0		90	90	90
委託料	2,250		1,666	3,916	3,916
使用料及び賃借料	5,500		△ 2,657	2,843	2,843
備品購入費	11,000	△ 11,000	1,515	1,515	1,515
合計	39,153	△ 11,000	11	28,164	28,164

県によると、「育成プログラム」の計画変更により、報償費及び旅費が予算に比べて大きく減少し、その一方で消耗品費（「育成プログラム」で使用するスポーツ物品の購入）が予算に比べて大きく増加しているとのことであるが、その事実が実績報告書では判別できない。県は「育成プログラム」の実績詳細についても入手し、収支決算書との整合性を検査するとともに、多額の流用が行われている費目については原因を明示し、場合によっては実行委員会に対して請求書・領収証等の証憑の提出を求め、予算流用の妥当性、支出内容の適切性について検討すべきである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 一部再委託の実施について

県は当該事業を実行委員会に委託しているが、「育成プログラム」の一部を構成する知的能力開発プログラムの実施にあたっては、実行委員会から他業者に再委託が行われている。県と実行委員会の間で締結された委託契約書には、再委託の可否及び承認についての規定はない。委託業者が再委託を行う場合は県による事前承認を必要とし、その旨を委託契約書に明示すべきであったと考えられる。(なお、平成21年度は実行委員会を通さずに、県が直接、他業者に委託を行っているとのことである。)

② 高額備品の基準について

監査事務局の指導を受け、平成20年度途中から高額備品については委託料ではなく一般財源により購入することとされた。これは管理水準を確保するうえでも適切な判断であると考えられるが、高額備品の基準が明確となっていない点が問題である。あらかじめ金額基準を設ける等して、備品購入財源を明確に区分しておく必要がある。

7. ジュニアハイスクール指定事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ジュニアハイスクール指定事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 11,850			
事業目的		ジュニア競技者の競技力向上及び中学校期のスポーツ環境の整備。			
事業内容及び実施状況		<p>和歌山県中学校体育連盟各競技専門部から推薦された県内中学校の運動部に対し、県外遠征や県内合宿に係る費用の一部を補助するとともに（ジュニアハイスクール指定事業）、高度な専門技術や指導力を持つテクニカルコーチの中学校運動部への派遣、国体開催競技について体験スポーツ教室を開催する（きのくにジュニアスポーツ推進事業）。</p> <p>平成 20 年度においては、対人・集団競技 15 専門部 26 運動部を強化指定。また、テクニカルコーチを 5 中学校 8 運動部に派遣するとともに、和歌山市、かつらぎ町、湯浅町及び太地町でジュニアスポーツ教室を開催。</p>			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	3,750	3,750	11,850	17,850
	決算額	3,750	3,600	11,850	

※平成 20 年度から予算が大幅に増額されているのは、平成 27 年度に開催予定の和歌山国体に向けて競技力強化費を投入しているためである。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
委託料 ※	6,000	6,000
補助金	5,850	5,850
合計	11,850	11,850

※きのくにジュニアスポーツ推進事業を運営する社団法人和歌山県体育協会に対する事業委託費である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

8. 国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		国民体育大会・近畿ブロック大会派遣事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 53,856			
事業目的		国民体育大会で優秀な成績を収める。			
事業内容及び実施状況		<p>国体実施競技の和歌山県代表選手・監督等を本国体及びその予選となる近畿ブロック大会に派遣する事業である。</p> <p>平成 20 年度においては、滋賀県で開催された近畿ブロック大会に 32 競技 722 名の和歌山県選手団を派遣し、16 競技 26 種別がブロック大会を通過した。また、大分県で開催された第 63 回国民体育大会に 365 名の選手団を、新潟県で開催された第 64 回国民体育大会冬季大会に 23 名の選手団を派遣した。</p>			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	32,732	71,206	53,856	73,067
	決算額	32,494	71,206	53,856	

※年度によって事業費に変動があるのは、国体が全国都道府県の持ち回り開催となっており遠方の県で開催される場合は遠征費等が増加するためである。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
補助金 ※	53,856	53,856
合計	53,856	53,856

※選手団を派遣するための交通費や旅費についての補助金である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

9. 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走事業

所管部署	スポーツ課				
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 4,460 特定財源 15,000				
事業目的	青少年の健全育成及び地域の活性化。				
事業内容及び実施状況	<p>県内 30 市町村の小学生（5,6 年生）及び中学生による 10 区間 25 km での市町村対抗駅伝大会を開催する事業。県知事が会長を務める和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会実行委員会が主管しているが、財団法人自治総合センター等から協賛を受けている。</p> <p>平成 20 年度においては、参加チーム 40（オープン参加 10 チーム）、団長・監督・コーチ・選手計 765 名、和歌山陸上競技協会、和歌山県警、ボランティア等約 1,500 名が参加。</p>				
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	19,200	18,000	19,460	19,806
	決算額	19,200	18,000	19,460	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
負担金 ※	19,460	19,460
合計	19,460	19,460

※会場設営費やテレビ・ラジオ広告費等の大会開催費用について和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会実行委員会に対して負担金を支出しているものである。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

10. 第70回国民体育大会の開催準備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		第70回国民体育大会の開催準備事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 18,191			
事業目的		平成27年和歌山国体開催までに、競技力の向上、競技会の運営、宿泊・輸送対策等各分野での開催準備を完了し、国体を成功させる。			
事業内容及び実施状況		<p>第70回国民体育大会和歌山県準備委員会が行う開催準備事業に対して補助金を交付している。</p> <p>平成20年度の事業実績は次の通り</p> <p>(1) 県準備委員会の運営 第2回総会開催、第2回・第3回常任委員会開催、専門委員会開催</p> <p>(2) 国体広報の展開 パンフレット、関連グッズの作成、ホームページの開設</p> <p>(3) 競技会場地市町村の選定 実施予定38競技中35競技について、会場地市町村を選定</p> <p>(4) 競技会場の整備 県有施設の整備計画を決定</p> <p>平成21年度より国体準備課に移管している。</p>			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	3,200	18,191	-
	決算額	-	3,178	18,191	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
補助金	11,233	11,233
その他	6,958	6,958
合計	18,191	18,191

「その他」の内容は、旅費、消耗品費等である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

11. 屋外運動場芝生化促進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		屋外運動場芝生化促進事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 13,570			
事業目的		校庭の芝生化による子供の体力向上及び芝生の育成を通じた地域コミュニティの活性化。			
事業内容及び実施状況		申請した県内小学校のうち「選定基準」を満たすものについて1校あたり1,600千円を限度に補助金を交付する事業であり、平成19年度に立ち上げた「和歌山芝生化プロジェクト」に基づくものである。 平成20年度においては申請のあった8つの小学校すべてで校庭の芝生化を実施するとともに、啓発活動として地域住民を対象としたフォーラムを2回開催している。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	-	-	13,723	-
	決算額	-	-	13,570	-

※なお、当該事業は平成 21 年度から学校教育局健康体育課に移管されている（平成 21 年度の予算額は 19,180 千円である）。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
委託料	332	332
補助金	12,800	12,800
その他	438	591
合計	13,570	13,723

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

①屋外運動場芝生化促進事業補助金の対象校の選定について

「屋外運動場芝生化促進事業補助金実施要領」によれば当該事業の対象となる小学校の選定基準として①地域住民等の協力体制の存在②屋外運動場の面積に対する芝生化面積の割合③地域バランス④立地条件⑤スポーツ振興への取り組み、が挙げられている。

このうち唯一の客観的な基準である②について見ると、「原則として、芝生化する面積は 2,000 m²以上を対象とする」とされているにもかかわらず、平成 20 年度に事業実

施対象校として選定された小学校 8 校のうち九度山町立河根小学校（1,660 m²）及び和歌山市立安原小学校吉原分校（624 m²）について当該基準を満たしていない。

また、河根小学校については過疎化の影響により河根中学校区内の丹生川小学校及び久保小学校は休校となり、同校自体の児童数も平成 15 年以降は毎年 20 人未満で推移している。「芝生化による児童の体力向上に関する調査に協力すること」及び「芝生化による児童の心理面に与える効果に関する調査に協力すること」が補助金交付の条件とされていることからすれば（屋外運動場芝生化促進事業補助金交付金要綱第 6 条）、サンプル対象の十分性やサンプル採取の継続性という観点から事業実施対象校としての適切性について検討の余地があると思われる。

さらに、吉原分校については近隣に所在する本校である和歌山市立安原小学校も事業実施対象校として選定されており、地域のバランスを考慮するという前記③の要件からして適切性に検討の余地があると思われる。

当該事業については芝生化する面積や在籍する児童数のみで判断するのではなく、周辺環境を含めたさまざまな教育的配慮をもとに事業実施対象校を選定すべきものではあるが、少なくとも「例外的なケース」を対象として選定する場合にはその根拠を明確化しておく必要があると考える。

12. 和歌山セーリングセンター艇庫増設事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		和歌山セーリングセンター艇庫増設事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 42,555 国庫補助金 21,458（うち前年度繰越分 17,558）			
事業目的		和歌山県セーリングセンターの艇庫を増設し、ナショナルトレーニングセンターに必要な機能の充実を図る。			
事業内容及び実施状況		平成 20 年 5 月に、文部科学省よりセーリング競技のナショナルトレーニングセンターの正式指定を和歌山県が受けたことと並行して、国内最高水準の施設環境を確保するため、和歌山セーリングセンターの艇庫を増設するものである。 平成 19 年度において設計を行い、その後平成 20 年度において増設工事に着手・完了している。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	-	24,037	30,336	-
	決算額	-	3,087	64,013	

平成 19 年度は増設工事の着手が遅れたことにより、予算と決算との間に乖離が生じている。平成 19 年度に未執行となった予算のうち 20,000 千円については、平成 20 年度に繰越されているが、上記平成 20 年度予算は、繰越考慮前の数値としている。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
工事請負費	63,958	30,000
手数料	55	336
合計	64,013	30,336

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

13. 県立総合体育館（仮称）整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容				
事業名	県立総合体育館（仮称）整備事業				
所管部署	スポーツ課				
財源	国庫補助金				
事業目的	平成 27 年和歌山国体開催に向けて、施設整備を行う。				
事業内容及び実施状況	<p>県立体育館・県立武道館は、それぞれ昭和 39 年・44 年に建設されたが、空調設備もなく、老朽化が進んでいる。平成 27 年和歌山国体開催に向けても、代替施設としての設備整備が急務であることから、県立総合体育館の建設を行うものである。</p> <p>平成 23 年度竣工を計画しており、当初は平成 20 年度予算を計上していなかったが、設計業務の早期着手を目的として、平成 21 年 2 月補正予算にて 79 百万円を確保し、21 年 3 月に設計業務契約を締結している。（契約期間は平成 21 年 4 月～10 月）</p>				
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	-	-	79,121	106,333
	決算額	-	-	-	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 最低制限価格の設定の必要性

平成 20 年度において県立総合体育館の設計業務契約を締結しているが、予定価格 74,578 千円に対して落札価格が 22,500 千円と大きな乖離が生じている。県の定めた「支出事務の手引」によると、工事又は製造その他の請負の契約においては、技術上考えられないような低価格の落札を防止するため、最低制限価格制度が設けられており、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、予定価格の範囲内において最低制限価格を設定することができる」とされている。

施設の設計業務は、施設建設の根幹であり一定の質の確保が求められるものである。最低制限価格制度は強制力のないものではあるが、施設の設計業務の重要性、予定価格からの乖離の大きさを考慮すると、最低制限価格を設定することも考えられた。

施設の設計業務は、施設建設の根幹であり一定の質の確保が求められるものである。県では、最低制限価格制度を含め新公共調達制度について、これまでも継続的に見直しを行っているところであるが、施設の設計業務の重要性を考慮し、今後も、随時見直しを行っていく必要がある。

14. 文化財保護育成補助事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		文化財保護育成補助事業			
所管部署		文化遺産課			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 17,161			
事業目的		国県指定文化財及び埋蔵文化財の保存整備が適切に行われ、保護と活用が十分に図られる状態にする。			
事業内容及び実施状況		保存修理等 18 事業への助成（平成 20 年） ① 建造物保存修理事業 3 件 旧中筋家住宅主屋ほか 5 棟、鈴木家住宅、宝来山神社東殿 ② 史跡整備事業 4 件 和歌山城保存整備、紀伊国分寺保存整備、火雨塚古墳墳丘整備、蓬萊山危険木伐採 ③ 埋蔵文化財発掘調査等事業 4 件 和歌山市・紀の川市・有田川町・白浜町 ④ 天然記念物食害対策 1 件 カモシカ食害対策 ⑤ 天然記念物保存整備 3 件 姥目の老樹、丹河地藏堂のイチヨウ、光専寺の柏楨 ⑥ 名勝庭園保存整備等 3 件 粉河寺庭園保存整備、養翠園保存整備、琴ノ浦温山荘園現地調査			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	25,581	24,108	17,161	21,727
	決算額	23,414	24,108	17,161	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
補助金	17,161	17,161
合計	17,161	17,161

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、「指標化は困難である」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには活動・成果指標の設定は不可欠である。したがって、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

15. 世界遺産管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容				
事業名	世界遺産管理事業				
所管部署	文化遺産課				
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 10,760				
事業目的	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を適切に管理保全し、国民・県民の文化財保護の意識を高め、将来へと引き継いでいく。				
事業内容及び実施状況	① 世界遺産緊急保全対策事業 15 件実施。 ② 世界遺産情報誌 No.7~11 作成（各 10,000 部） ③ 世界遺産三県協議会開催 ④ 世界遺産専門委員会開催 ⑤ 世界遺産市町担当者研修会 2 回開催				
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	8,643	13,681	12,900	12,464
	決算額	4,863	5,066	10,760	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
旅費	1,100	1,100
需用費 ※1	1,451	1,516
使用料及び賃借料	64	64
負担金	220	220
補助金	7,925	10,000
合計	10,760	12,900

※1 需用費は、主に、消耗品費及び印刷製本費である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の未設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、「世界遺産の価値を将来の世代に引き継いでいく事業のため、指標化にはなじまない」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには活動・成果指標は不可欠である。したがって、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

16. 県内遺跡発掘調査等事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	県内遺跡発掘調査等事業
所管部署	文化遺産課
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 7,159 国庫補助金 5,672
事業目的	開発事業等に伴う埋蔵文化財の試掘確認調査等の実施、埋蔵文化財調査年報の刊行、埋蔵文化財包蔵地所在地図改訂作業を実施して、埋蔵文化財保護と開発行為との調整及びその円滑化を図る。

事業内容及び実施状況		<p>県内各地における開発に伴う試掘確認調査等を実施することにより、遺跡保護のための資料を作成し、それを基に文化財保護行政と公共並びに民間の開発行為との調整を行った。また、遺跡の保護資料は、県民共有の財産である埋蔵文化財の代替物として、県民に還元すべく、文化財保護法関連事務手続き等の一覧とともに埋蔵文化財調査年報に掲載・刊行した。</p> <p>また、昭和 50 年 10 月 20 日付けの文化庁文化財保護部長通知に従い、農業基盤整備事業に関わる発掘調査費用のうち農家負担分について、文化財保護部局で負担した。</p>			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	4,500	3,927	13,045	14,814
	決算額	4,439	3,927	12,831	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
賃金	940	1,908
旅費	193	438
需用費	672	511
委託料	8,445	8,445
材料及び賃借料	2,581	1,743
合計	12,831	13,045

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

①活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、埋蔵文化財の試掘確認調査等の実施、埋蔵文化財調査年報の刊行、埋蔵文化財包蔵地所在地図改訂等による埋蔵文化財保護行政と開発行為の調整については「定量的な指標化は困難」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには活動・成果指標の設定は不可欠である。また、他都道府県の同事業においても「埋蔵文化財発掘調査件数」「発掘調査面積」等の活動・成果指標が設定されている。したがって、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

17. 紀の川緑の歴史回廊推進事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		紀の川緑の歴史回廊推進事業			
所管部署		文化遺産課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 12,982 国庫補助金 15,419			
事業目的		紀ノ川流域において、国・県指定文化財及び埋蔵文化財の保存、整備が適切に行われ、保護と活用が十分に図られる状態にする。			
事業内容及び実施状況		① 紀ノ川流域の国及び県指定の文化財の保存整備を計画的・集中的に実施するための助成を行った。 ② 特別史跡 岩橋千塚古墳群の保存整備を実施した。 特別史跡 岩橋千塚古墳群の指定地の購入を行った。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	34,500	37,298	28,691	18,807
	決算額	32,921	31,655	28,401	

② 収支状況の概要

(i) 事業全体の収支状況

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
報酬	30	30
旅費	159	174
需用費	61	70
委託料	6,914	7,032
補助金	6,629	6,679
公有財産購入費	14,608	14,706
合計	28,401	28,691

(ii) 岩橋千塚古墳群に係る収支状況

(i)のうち、岩橋千塚古墳群に係る部分は、「県立紀伊風土記の丘」に対して予算の配当を行っている。すなわち、予算を計上している文化遺産課から、予算を執行する「県立紀伊風土記の丘」に予算を移している。

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
旅費	31	46
需用費	15	25
委託料 ※1	456	573
公有財産購入費 ※2	14,608	14,706
合計	15,110	15,350

※1 委託料は、不動産鑑定業務、及び、不動産登記等業務により生じたものである。

※2 公有財産購入費は、土地売買契約により生じたものである。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 活動・成果指標の設定

事務事業評価調書「活動・成果指標の推移」では、文化財保護育成事業と同様、「指標化は困難である」とされている。しかし、事業目的の達成状況を検証するためには活動・成果指標の設定は不可欠である。したがって、実態に即した具体的な活動・成果指標を設定すべきである。

【2】 公の施設の管理・運営状況

1. 県立図書館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県立図書館（略称：県立図書館）			
設置目的		教育と文化の発展に寄与するため。			
事業内容		1. 図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存及び提供 2. 生涯学習に関する情報の収集及び提供 3. 文化活動及び学習活動に関する相談 4. 講座、講演会等の開催 5. その他必要な業務			
設置根拠条例		和歌山県立図書館設置及び管理条例			
所在地		和歌山市西高松 1-7-38			
供用開始日		平成 5 年 3 月（設置）			
主な施設の概要		構造：鉄骨コンクリート造（地上 3 階、地下 1 階） 敷地面積：10,000.01 m ² 延床面積：12,362 m ²			
価額（千円）	—	平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	1,980,000		5,891,000	（県債）
	建物	4,624,700		1,638,000	（一般財源）
	その他	1,332,845		1,585,000	（基金）
管理方法等	—	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 （予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料(千円)	-	-	-	-
供用時間		平日 10:00～19:00（土、日、祝日は 10:00～18:00）			
休館日		毎週月曜日、年末・年始、館内整理日（1月4日、毎月第2木曜日）、 図書館資料点検期間（10日間）			
使用料		和歌山県使用料及び手数料条例で規定			

② 入館者、貸出人数、貸出冊数の推移

県立図書館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入館者	308,300 人	327,501 人	342,141 人
貸出人数	317,872 人	331,264 人	346,516 人
貸出冊数	331,937 冊	346,136 冊	362,137 冊

③ 使用料

文化情報センター使用料

時 間 帯	メディア・アート・ホール 入場料無料の場合	メディア・アート・ホール 入場料有料の場合	講義・研修室
10:00～12:00	7,400 円	11,100 円	4,940 円
13:00～17:00	14,820 円	22,230 円	9,870 円
17:00～19:00	11,100 円	16,650 円	7,400 円
10:00～17:00	20,000 円	30,000 円	13,330 円
13:00～19:00	23,320 円	34,990 円	15,540 円
10:00～19:00	29,990 円	44,980 円	19,990 円

複写料金

種 類	料 金
白黒コピー	1 枚につき 10 円
カラーコピー	1 枚につき 60 円
マイクロフィルムコピー	1 枚につき 30 円

④ 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員	20	132	19	134	21	145
県臨時・嘱託等	11	15	11	15	12	17
合計	31	147	30	149	33	162

上表には、紀南図書館に係るものは含まれていない。(紀南図書館については、1-9. 紀南図書館管理運営事業を参照されたい。)

⑤ 収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
報酬	48	2,056	1,828
共済費	-	-	9
賃金 ※1	14,911	14,771	14,527
報償費	-	-	550
旅費	533	431	765
需用費 ※2	39,274	39,425	38,972
役務費	1,528	1,076	1,366
委託料 ※3	44,039	43,893	42,689
使用料及び賃貸料 ※4	17,375	17,375	16,920

工事請負費	12,242	-	6,932
備品購入費 ※5	61,644	59,445	63,062
負担金補助及び交付金	207	209	206
積立金	190	283	316
支出合計	191,991	178,964	188,142
使用料及び手数料	4,019	4,066	3,247
財産収入	190	283	316
諸収入	653	681	587
繰入金	100	100	10,200
繰越金	12,242	-	-
一般財源	178,934	179,174	168,790
寄付金	-	-	10,000
収入合計	196,138	184,304	193,140
収支差額	4,147	5,340	4,998

上表には、紀南図書館に係るものは含まれていない。(紀南図書館については、1-9. 紀南図書館管理運営事業を参照されたい。)

- ※1 アルバイト（日給制）13名分に係るものである。
- ※2 主として光熱水費、消耗品費、修繕料である。
- ※3 主として設備機器の管理、保守点検にかかる費用である。
- ※4 主として図書館コンピューターシステムの賃貸料である。
- ※5 主として図書購入にかかる費用である。

(2) 監査の結果

① 物品管理簿における金額の未記載について

物品管理簿の購入物品の金額欄が、空欄となっているものが散見された。物品管理簿（和歌山県物品管理等事務規程 第39条 第19号様式）上、金額を記載することになっており、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。

② 領収証書の管理について

マイクロフィルムの複写サービスにより、利用者から現金を収受した場合、利用者に対しては領収証書を発行している。当該領収証書の控え（連番管理はなされている）を一部閲覧したところ、一枚の欠落が見られた。図書館の職員によると、領収証書を書き損じたため、領収証書の正、控えともに破棄したとのことである。

領収証書を損傷した場合には、当該領収証書を保存しておかなければならない（和歌山県税収入事務規程 第28条）ことになっており、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。

③ 目標数値、指標の設定について

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省）において、「各々適切な指標を選定するとともに、これらに係る数値目標を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない」と規定されている。しかし、数値目標が設定されておらず、また、事務事業評価調書においても活動指標や成果指標を算定していない状況にある。事業が効果的かつ効率的に行われているかを検証・評価するために、目標数値や指標を算定し、明確な形で文書化すべきである。

（目標数値、指標として有用と思われるものについては、下記（3）監査結果に添えて提出する意見の「④事務事業評価調書において」において例示している。）

（3）監査結果に添えて提出する意見

① 施設運営の改善について

図書館においては、直営による施設運営を継続する中で、利用者数の向上及びコスト削減に努めているところであるが、上記（2）③に記載したとおり、図書館運営が効果的、効率的に運営がなされているかどうかの検討が不十分な面があることからさらに、明確な目標のもとに効果的、効率的業務運営を行い、また施設の利用者数のさらなる増加も望まれる。

（参考：将来に向けての検討事項）

<他の図書館の動向について>

和歌山県は、県立図書館の施設運営方法については、「専門的な業務において要求される継続性」といった観点等から、県の直営方式にて運営していく方針であり、指定管理者制度等の導入は予定していない。

しかし、都道府県立図書館については平成 18 年度に岩手県立図書館が、平成 19 年度に岡山県立図書館（施設管理のみ）が指定管理者制度を導入している。また、県立図書館と機能が異なる面はあるが、市町村図書館については平成 17 年度から平成 20 年度に 94 団体が導入しており、さらに平成 21 年度以降は 79 団体が指定管理者制度の導入を予定している（日本図書館協会の調査（「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2009 年調査（報告）」より）。

また、大阪府では、平成 22 年度より、市場化テストの結果、図書館業務のうち「資料の収集、整理及び保存業務」、「所蔵資料管理業務」等については民間委託とすることとしている。

<市場化テストについて>

図書館業務の中には、レファレンス業務など専門的な知識を要する業務があり、また、県立図書館には市町村立図書館その他の図書館との連絡調整を図るという県の中核図書館としての機能も求められる面もあることから、図書館としての専門的業務の継続性や県立図書館としての機能を果たしつつ、県の財政状態を考慮したうえで、県

民のニーズと合致したサービスを効果的、効率的に提供するといった視点が重要である。

効果的、効率的運営を行うための一つの方策として、市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）による方法（民間を選定する場合は指定管理者として選定）が考えられる。市場化テストとは狭義では「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」）による法令の特例がある特定業務を対象とする官民競争入札または民間競争入札を指すが、ここでは、「公共サービス改革法」の趣旨を生かした、現行の地方自治法等において対応可能な市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）を念頭においている（以下、広義の市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較））。

利用者の利便性の維持・向上を図り、より効果的、効率的な施設運営を行うために、市場化テストの導入も含めてどのような運営方法が適切か、再度検証する必要があるものとする。

◆市場化テスト（「公共サービス改革法」）の概要

市場化テストとは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」により制定された制度であり、公共サービスに関して、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一定の業務（公共サービス）を選定して、官民競争入札又は民間競争入札を利用することで、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ろうとする制度である。

地方公共団体は、上記の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行う。また、上記の入札を実施する場合には、その関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するほか、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとなっている。

◆指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理者に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として創設された制度であり、地方自治法によって認められたものとなっている（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。

項目	市場化テスト	指定管理者制度
根拠法	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 （公共サービス改革法）	地方自治法
対象	政府・地方自治体・独立行政法人 などの公共サービス	地方自治体の「公の施設」 の管理

民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	地方公共団体による「指定」(行政処分)により管理権限の委任を行う仕組み
担い手の決定	入札により決定 (官も入札に参加可能)	指定による
管理状況の監視	地方議会の承認、監査委員などの監査	民間有識者主体の第三者機関による監視

「公共サービス改革法-入門編」(内閣府)より一部抜粋及び加筆。

② 図書の棚卸(資料点検)について

棚卸は毎年6月に実施されているとのことであるが、図書の棚卸に関する規程が整備されていない状況にある。

図書の現物管理の重要性に鑑み、図書の実地棚卸に関する規程を整備し、棚卸に関する資料の保管についてもルール化しておくべきである。

③ 遅刻・早退の管理について

アルバイト職員(日給制)が遅刻や早退をした場合について、「アルバイト取扱要綱」には、その取扱についての記載がない。したがって、勤務時間の実態に応じた給与支給ができるよう規程を改正し、運用するよう検討すべきである。なお、この問題は他の直営施設においても同様である。

④ 事務事業評価調書について

1-5. 蔵書充実事業の事務事業評価調書には、「活動・成果指標の推移」を記載する欄が設けられているが、県立図書館は「県民に対して永続的にニーズに応える図書資料を充実するための事業につき、指標化は困難」という理由により、活動指標や成果指標を算定していない。しかし、当該事業が効果的かつ効率的に行われているかを検証・評価するためには、何らかの指標を算定し、問題点は改善していくべきである。

指標の例示

指標名	説明	分野1	分野2	...
蔵書構成割合	◆各分野別の蔵書÷全蔵書 各分野における蔵書の構成割合			
蔵書回転率	◆年間貸出冊数÷蔵書冊数 図書館の蔵書が年間に何回借りられたかという数値で、その図書館の蔵書に魅力があるかどうかを判断するひとつの基準。			
購入図書回転率	◆購入図書年間貸出冊数÷年間購入冊数 今年度購入した図書が年間に何回借りられたかという数値で、今年度購入した図書に魅力があるかどうかを判断するひとつの基準。			

各分野において、購入図書回転率から蔵書回転率を差し引き、この値がプラスであれば、当該分野において今年度は利用者の意図よりも多い図書の購入が行われていることが分かり、反対にマイナスであれば、当該分野において今年度は利用者の意図よりも少ない図書の購入しか行われていないことが分かる。購入図書回転率は、今年度の図書購入にかかる指標であるため、短期的な図書購入の参考指標になる。

また、蔵書構成割合から各分野別の貸出及び利用率を差し引き、この値がプラスであれば、当該分野において利用者の意図よりも蔵書が多いことが分かり、反対にマイナスであれば、当該分野において利用者の意図よりも蔵書が少ないことが分かる。

上表のように、分野別に指標を算定することで、利用者の意向と図書館の図書購入方針のずれを把握することができるため、有用な指標であると考えられる。

毎年、数千万円単位で図書の購入が行われており、図書購入に関して大きな関心が払われる必要がある。まずは、現状を把握し、需要に見合った図書の購入がなされているかどうかを検討すべきである。

下記において、1-2. 館内サービス充実事業の目標数値として、また指標として有用と思われるものをいくつか例示した。

評価項目	評価指標
広報の充実	ホームページアクセス件数〇〇件以上
	新聞等への図書館活動記事の掲載数〇〇回以上
県内図書館・ 学校図書館支援	協力、貸出冊数〇〇冊以上
	出張講座開催数〇〇回以上
新規利用団体の確保	新規団体〇〇団体以上
クレーム対応	〇日以内に回答
各種イベント満足度	アンケート「満足」選択者 80%以上
ボランティアの活用事業	年間〇〇件以上
他施設、他団体との連携	共同開催イベント年間〇〇件以上
防災訓練	年〇回以上
事故発生率の減少	事故発生件数〇件以下
職員研修の回数	年間研修回数〇〇回以上

事業改善の意識を持つためにも、上記に例示した指標に限らず、どのような指標が事業を検証・評価するために適切であるかを、まず自らが考え、指標を設定していく必要がある。

1-1. 本館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		本館管理運営事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 83,143 その他特定財源 720			
事業目的		県民が、県立・市町村立図書館等の蔵書を共有の財産として、県内どこからでも利用できるよう連携し、地域格差のない貸出が行えるようになること。			
事業内容及び実施状況		(1) 県立図書館の建物及び機器のメンテナンス 光熱水費、修繕料、委託料 (2) 県立図書館協議会の運営 協議会は2月に実施し、現在11名となっている。 (3) 使用料及び賃貸料 図書館コンピューターシステム賃貸料…契約金額86,940千円。 (平成21年1月～平成25年12月)			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	84,880	84,431	83,863	84,954
	決算額	84,477	84,301	83,863	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
報酬	40	40
旅費	430	155
需用費 ※1	31,439	30,842
役務費	674	1,142
委託料 ※2	35,146	34,561
使用料及び賃貸料 ※3	15,948	16,936
負担金補助及び交付金	186	187
合計	83,863	83,863

※1 主として光熱水費、修繕料、消耗品費である。

※2 主として設備機器の管理、保守点検にかかる費用である。

※3 主として図書館コンピューターシステムの賃貸料である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 委託費等の発注業務の一括化について

図書館では平成18年度から20年度にかけて、「空調用自動制御機器保守点検」、「非常用発電機設備保守点検」、「冷却塔保守点検」を「防災及び中央監視室等管理業務」として統合し、一つの契約として発注したことにより経費の節減を図っている。

図書館内に限らず、他の教育委員会所管施設や県庁全体での同種の委託業務等がないかを点検し、契約の統合を進め、契約事務の効率化、経費節減に努めていくべきものとする。

複数年契約の検討については第3【1】7を参照されたい。

② 中央監視盤保守点検にかかる委託業務について

委託業務の一つに「中央監視盤保守点検」があるが、1社随意契約となっている。これは、部品調達のみ、及び中央監視盤が和歌山県立図書館専用のシステムであるため、当該会社（中央監視盤製造会社の100%子会社）でなければ保守点検を行うことができないからとのことであるが、1社による随意契約は通常契約単価が高くなりがちであり、またその価格の妥当性の判断がしにくく、好ましい契約形態ではない。

今後、空調用自動制御機器を全面更新する予定（約45,000千円）であるが、当該機器の購入に限らず、設備の導入に当たっては、入札時に機器本体の購入価格のみをもって判断するのではなく、修繕のための部品の互換性や維持管理費用などのメンテナンスコストも考慮して入札手続きを行うなどの対応を検討すべきである。

③ 事務事業評価調書について

県立図書館は、当該事業について、県へ事務事業評価調書を提出することになっている。この事務事業評価調書には、事業の成果を検証・評価するために「活動・成果指標の推移」を記載する欄が設けられているが、県立図書館は「施設設備の維持管理事業のため、指標化は困難」という理由により、活動指標や成果指標を算定していない。しかし、施設設備の維持管理が効果的かつ効率的に行われているかを検証・評価するために、何らかの指標を算定する必要がある。例えば、「利用者1人1回当たり図書館コスト」は、県立図書館の利用には、1人1回当たりいくらのコストがかかっているかを把握することができ、有用な指標の1つであると考えられる。

◆施設の維持管理費÷利用者数＝利用者1人1回当たり図書館コスト

上記算式の「施設の維持管理費」は、事業費支出額だけでなく、建設費の当年度負担額（減価償却費）、建設にかかる資金調達のコスト（県債の利息）、県職員の人件費もその年度の事業活動に対応して発生しているため、これらを含めて「施設の維持管理費」と考えるべきである。

和歌山県は、事務事業評価の目的として、「評価結果を PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）の管理サイクルに組み込み、事業改善の意識を持って、その見直しにつなげることを掲げている。事業改善の意識を持つためにも、上記に例示した指標に限らず、どのような指標が事業を検証・評価するために適切であるかを、まず自らが考え、指標を設定していく必要がある。

1-2. 館内サービス充実事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		館内サービス充実事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 10,476			
事業目的		一人でも多くの県民に知の習得を図るとともに自己を高める機会を提供する。			
事業内容及び実施状況		(1) 利用者サービス 利用券登録、貸出、返却、書架整理、対面朗読サービス等 (2) 読書環境の充実 おはなし会、小学生図書館ウォッチング、子ども映画会、特別展示等 (3) ネットワークづくり・情報発信 出張講座、図書館サポート、ネットワークの基盤づくり等			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	8,945	8,930	10,479	9,514
	決算額	8,945	8,930	10,476	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬 ※1	1,788	1,789
共済費	9	9
賃金 ※2	7,999	8,329
旅費	54	36
需用費	331	279
役務費	295	37
合計	10,476	10,479

※1 祝日開館などの際に、臨時で雇用したアルバイトに係るものである。

※2 アルバイト 6 名分に係るものである。

(2) 監査の結果

① 目標数値、指標の設定について

内容は、1. 県立図書館の管理・運営状況に記載している。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

1-3. 文化情報センター運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		文化情報センター運営事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 7,740 その他特定財源 3,112			
事業目的		文化情報センターは、県民の生涯にわたる学習活動を支援するため、県の生涯学習を推進する中核施設として、市町村及び関係機関・社会教育関係団体等との連携及びITの活用を図り、学習情報の提供・相談、自主活動の支援及び活動・交流の場の提供並びに視聴覚教育の振興を図る。			
事業内容及び実施状況		<ul style="list-style-type: none"> (1) 学習情報の提供・相談 <ul style="list-style-type: none"> ・AV ラウンジの運営 ・学習情報提供システムに係る情報収集・入力及び管理・運営 ・学習・文化活動の相談 (2) 学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・きのくに県民カレッジの運営 ・文化情報センター主催講座の開設・運営 (3) 自主活動の支援及び活動・交流の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・アート・ホール、講義・研修室の貸出 ・ふれあいルーム事業の実施 (4) 視聴覚教育の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者・ボランティア養成講座等の実施 ・県視聴覚ライブラリーの運営 ・視聴覚学習室の活用 ・パソコンコーナーの運営 			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	13,098	12,673	11,464	11,533
	決算額	12,848	12,566	10,852	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
賃金 ※1	2,363	2,777
旅費	146	158
需用費 ※2	2,471	1,798
役務費	268	268
委託料 ※3	4,226	4,404
使用料及び賃貸料	972	1,646
備品購入費	386	393
負担金補助及び交付金	20	20
合計	10,852	11,464

※1 アルバイト 2 名分に係るものである。

※2 主として受水槽の修繕に係る費用である。

※3 主としてメディア・アート・ホールの舞台・照明・音響設備の操作に係る委託料である。

③ 利用状況の推移

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般来館者	25,432	23,017	22,781
イベント参加者	6,407	4,154	2,227
パソコン利用者	—	2,530	2,444
視聴覚学習室	1,315	402	724
ビデオ視聴	5,669	7,449	7,362
メディア・アート・ホール	10,471	9,033	7,663
映画会	267	373	609
講義・研修室	7,361	6,258	4,773
合計	56,922	53,216	48,583

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① メディア・アート・ホール等の利用状況について

文化情報センター内に、音響施設・照明施設を具備した 300 名収容できるメディア・アート・ホールが設置されている。しかし、当該施設の利用状況は平成 16 年度 13,839 名であったが平成 20 年度は 7,663 名となっており、せっかくの立派な施設が十分活用されていない状況にある。また、利用者数の明確な目標値等も設定されてい

ない。

この利用状況の悪化の主な原因は文化情報センターが図書館内に併設されていることから、駐車場スペースの関係で積極的な利用を進めにくい面があり、また、主に利用が生涯学習に関連するものに限られるといった制約もあるためである。

しかし、上記のような制約があったとしても、交通の代替手段の検討、広報活動等積極的に利用促進を図る工夫をし、施設の有効な利用を図る必要がある。その際、適切な利用目標値等を設定し、それに向けての努力を行う必要がある。

また、講義室・研修室の利用についても平成 19 年度は 34.1%、平成 20 年度は 29.6%と利用状況は芳しくない。メディア・アート・ホールと同様に積極的な利用促進を図る必要がある。

② メディア・アート・ホール、講義室・研修室等の利用実態の適切な把握について

現在のメディア・アート・ホール等の利用率の把握方法（上記の平成 19 年度 34.1%、平成 20 年度は 29.6%）は、以下の算式によっている。

◆利用件数÷利用可能日数＝利用率

（平成 19 年度は 98 件÷287 日≒34.1% 平成 20 年度は 85 件÷287 日≒29.6%）

上記の算式によると、1 日のうち 1 時間の利用であっても 7 時間の利用であっても 1 件としてカウントされることから、本来の利用実態（稼働率）を適切に把握することができない。稼働率の把握は以下の算式により把握すべきである。

◆利用時間÷利用可能時間＝実質的な利用率

当該算式により、利用実態を把握した場合、実際の稼働状況はさらに減少する。施設の稼働率を適切に把握したうえで、上記①に記載したとおり、施設の積極的な利用促進を図る必要がある。

③ 事務事業評価調書について

事務事業評価調書には、「活動・成果指標の推移」を記載する欄が設けられているが、県立図書館は「県民の生涯にわたる学習活動を支援するための事業につき、指標化は困難」という理由により、活動指標や成果指標を算定していない。しかし、当該事業が効果的かつ効率的に行われているかを検証・評価するために、何らかの指標を算定する必要がある。

なお、有用な指標と考えられるものについては、1. 県立図書館の管理・運営状況において記載しているため、該当箇所を参照されたい。

事業改善の意識を持つためにも、例示した指標に限らず、どういった指標が事業を

検証・評価するために適切であるかを、まず自らが考え、指標を設定していく必要がある。

1-4. 市町村等図書館活動支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		市町村等図書館活動支援事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 684			
事業目的		県の中核図書館として、市町村図書館及び公民館図書室を介し、県民の読書ニーズに応える。			
事業内容及び実施状況		(1) 市町村に対する資料的・技術的援助及び指導助言 (2) 地域による利用格差の是正を図るため、拠点施設へのリクエスト宅配 (3) 県内の拠点ネットワークの形成推進			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	939	805	684	761
	決算額	939	805	684	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
旅費	22	196
需用費 ※1	335	86
委託料 ※2	327	402
合計	684	684

※1 主として配送のためのダンボール購入に係る費用である。

※2 主として図書の配送に係る費用である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

1-5. 蔵書充実事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		蔵書充実事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 63,837 その他特定財源 516			
事業目的		県民の生涯学習ニーズに応える図書資料及び子どもの健全育成資料を永続的に整備する。			
事業内容及び実施状況		(1) 県民の多様なニーズに応じた資料を収集し、利用環境を整備することにより、県民文化を向上させる。 (2) 青少年資料・性教育資料・外国語図書の整備充実及び青少年文庫基金の管理運営			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	72,556	70,542	64,613	66,311
	決算額	72,540	70,238	64,353	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
賃金 ※1	4,165	4,165
旅費	15	25
需用費 ※2	4,109	4,194
役務費	82	83
委託料	2,990	3,151
備品購入費 ※3	52,676	52,676
積立金	316	319
合計	64,353	64,613

※1 和歌山県立図書館のアルバイト3名分に係るものである。

※2 主として雑誌購入に係る費用である。

※3 備品購入費は図書購入費用であり、県立図書館と県立紀南図書館の両館を合わせた金額である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 事務事業評価調書について

内容は、1. 県立図書館の管理・運営状況に記載している。

1-6. きのくに志学館駐車場増設事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		きのくに志学館駐車場増設事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 7,266			
事業目的		駐車待ち車両による渋滞の緩和を図る。			
事業内容及び実施状況		きのくに志学館北西角に、11台分の駐車場を増設。収容台数が64台から75台となった。 （きのくに志学館は、県立図書館・和歌山県立図書館文化情報センター・和歌山県立文書館からなる複合施設。3施設の総称である。）			
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	-	7,487	-
	決算額	-	-	7,266	-

② 収支状況の概要

（単位：千円）

事業費内訳	平成20年度実績	予算
需用費	289	75
役務費	46	-
委託料	-	419
工事請負費 ※1	6,932	6,993
合計	7,267	7,487

※1 駐車場増設に係る工事代金である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

1-7. 県立図書館 100 周年記念事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		県立図書館 100 周年記念事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成 20 年度、千円）		一般財源 648			
事業目的		県立図書館は、平成 20 年 6 月 1 日に開館 100 周年を迎え、記念式典や高校生による読み語り、パネルディスカッションを中心とした各種行事を実施することで、県民の読書活動の推進を図るとともに国語力の向上を目指す。			
事業内容及び実施状況		(1) 記念行事 記念式典、高校生による読み語り、パネルディスカッション (2) 開館 100 周年記念特別展示 写真でたどる県立図書館の 100 年及び県立図書館収蔵貴重書展 (3) 図書館ウォッチング 書庫や貴重書等のバックヤードを小学生に案内する。 (4) 高校生の読み語り 記念行事実施月に、毎週日曜日計 4 回、高校生による読み語りを行う。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	-	-	648	-
	決算額	-	-	648	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報償費 ※1	550	600
旅費	98	48
合計	648	648

※1 100 周年記念講演会の講演料である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

1-8. ふるさと夢文庫事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ふるさと夢文庫事業			
所管部署		生涯学習課（県立図書館）			
財源（平成20年度、千円）		その他特定財源 10,000			
事業目的		子どもは夢と好奇心を持って、読書をすることで想像力を大きくふくらませることができるため、子どもが楽しく本にふれ、読書に親しむことができる児童書を中心に幅広く収集する。			
事業内容及び実施状況		絵本や物語、学習に関する児童図書等の整備、充実。「ふるさと応援寄附」により、図書館に寄附がなされ、3,043冊の図書を購入。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	-	10,000	-
	決算額	-	-	10,000	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
備品購入費 ※1	10,000	10,000
合計	10,000	10,000

※1 図書購入費用である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 事務事業評価調書について

内容は、1. 県立図書館の管理・運営状況に記載している。

1-9. 紀南図書館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	紀南図書館管理運営事業
所管部署	生涯学習課（県立紀南図書館）
財源（平成20年度、千円）	一般財源 4,998

事業目的	県民が県立及び市町村立図書館等の蔵書を共有の財産として、県内どこからでも利用できるように連携し、地域格差のない貸出が行えるようになること。				
事業内容及び実施状況	県立紀南図書館の運営及び資料の閲覧、貸出、複写、リファレンス等の奉仕業務。				
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	4,147	5,330	5,223	5,223
	決算額	4,147	5,330	4,998	

② 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		5	40	5	40	5	40
県臨時・嘱託等		3	3	3	4	3	4
合計		8	43	8	44	8	44

③ 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬 ※1	1,401	1,401
賃金 ※2	2,754	2,777
旅費	71	171
需用費	732	644
役務費	40	230
合計	4,998	5,223

※1 嘱託職員 1 名分に係るものである。

※2 アルバイト 2 名分に係るものである。

④ 入館者、貸出人数、貸出冊数の推移

紀南図書館

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入館者	146,378 人	181,839 人	177,008 人
貸出人数	136,775 人	167,997 人	173,136 人
貸出冊数	146,560 冊	178,534 冊	181,755 冊

(2) 監査の結果

① 目標数値、指標の設定について

内容は、1. 県立図書館の管理・運営状況において記載している。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

2. 県立体育館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県立体育館（略称：県立体育館）			
設置目的		県民の体育およびスポーツその他健康で文化的な各種の集会の用に供すること。			
事業内容		1. 体育、スポーツ、レクリエーションその他健康で文化的な各種の集会の開催に関し、施設及び付属設備の供用に関すること 2. 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること 3. その他体育館の設置目的達成に必要な事項に関すること			
設置根拠条例		和歌山県立体育館設置および管理条例			
所在地		和歌山市中之島 2238 番地			
供用開始日		昭和 39 年 4 月 1 日（開設）			
主な施設の概要		構造： （本館）鉄筋コンクリート造・鋼管造、地上 2 階建（一部地下 1 階） （補助館）鉄骨造平屋建（1 部 2 階） 敷地面積：8,925.61 m ² 延床面積：5,239.83 m ² （本館）、495 m ² （補助館） 収容人員：本館 1 階約 3,000 人、2 階約 2,500 人、補助館約 300 人			
価額（千円）	—	平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	※1		50,000	（県債）
	建物	144,861		150,000	（一般財源）
	その他	44		3,250	（国庫補助金）
				7,000	（寄附）
管理方法等	—	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 （予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料(千円)	—	—	—	—
供用時間		9:00～21:00			
休館日		毎週水曜日、及び年末・年始			
使用料		和歌山県使用料及び手数料条例で規定			

※1：公有財産台帳に金額の記載がないため、不明である。

② 利用者数及び利用率の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者	113,626 人	85,912 人	84,274 人
利用率	99.67%	98.70%	98.33%

利用率＝使用日数÷利用可能日数

平成 18 年度は、国体（近畿予選）が開催されたため、例年よりも利用者が大幅に増加した。

③ 使用料

(単位：円)

		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	超過 1 時間
体育場	※1	7,870	10,490	12,400	18,360	22,890	24,610	2,620
	※2	19,680	26,230	30,990	45,910	57,220	76,900	7,870
	※3	41,320	55,090	65,080	96,410	120,170	161,490	10,390
	※4	27,550	36,730	43,380	64,280	80,110	107,660	7,870
	※5	78,700	104,930	123,950	183,630	228,880	307,580	25,830
補助館	※6	1,570	2,100	2,520	3,670	4,620	6,190	490
	※7	5,460	7,240	8,920	12,700	16,170	21,630	1,990
会議室		1,360	1,360	1,360	2,730	2,730	4,200	380
控室		1,570	1,890	1,890	3,460	3,670	5,350	520

※1 アマチュアスポーツに使用する場合（入場料無料の場合）

※2 アマチュアスポーツに使用する場合（入場料有料の場合）

※3 アマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合（入場料無料の場合）で、見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合

※4 アマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合（入場料無料の場合）で、その他に使用する場合

※5 アマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合（入場料有料の場合）

※6 アマチュアスポーツに使用する場合（入場料無料の場合）

※7 アマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合

④ 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		8	55	6	50	6	44
県臨時・嘱託等		-	-	-	-	1	1
合計		8	55	6	50	7	45

⑤ 収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
賃金	-	-	640
旅費	75	82	94
需用費 ※ 1	8,323	8,150	7,537
役務費	333	334	359
委託料 ※ 2	1,701	1,705	1,654
使用料及び賃貸料	23	23	23
備品購入費	-	-	227
負担金補助及び交付金	10	10	10
支出合計	10,465	10,304	10,544
体育館使用料収入	11,029	10,134	9,360
行政財産使用料 ※ 3	324	322	322
自販機水道代金収入	2	1	1
収入合計	11,355	10,457	9,683
収支差額	890	153	△861

※ 1 主として光熱水費、修繕料である。

※ 2 主として清掃に係る委託費用である。

※ 3 自動販売機、看板、倉庫、電柱等設置収入

(2) 監査の結果

① 物品管理簿における、取得価格の未記載について

物品管理簿を閲覧したところ、他部署からの管理換えのものについては金額が空欄となっているものが散見された。物品管理換承認申請書（和歌山県物品管理等事務規程 第 26 条）上、取得価格を記載することとなっており、規程に沿った適切な財務事務を行うべきである。

② 警備・防災計画の未報告について

県立体育館の館長は、毎年度の初め当該年度における警備及び防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならないが（和歌山県立体育館管理規則 第 10 条）報告がなされていなかった。

消防法に基づく防災計画は作成されているが、規程に沿って適切に報告を行うべきである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 年度計画、中期計画の策定について

利用者、利用率については実績数値を把握しているが、年度計画、中期計画といったものはなく、目標を文書化して管理運営がなされていない状況にある。また、他府県との利用状況の比較も実施されていない。

具体的な数値目標を立てて実績と比較し、問題点・要改善点を洗い出し、次年度以降に活用していくことで、利用者サービスの向上につなげていくべきである。

② 利用実態の適切な把握について

現在の県立体育館の利用率の把握方法は、以下の算式によっている。

$$\begin{aligned} &\blacklozenge \text{使用日数} \div \text{利用可能日数} = \text{利用率} \\ &(\text{平成 20 年度は } 298 \text{ 日} \div 303 \text{ 日} \approx 98.4\%) \end{aligned}$$

県立体育館は上記の算式による利用状況が非常に高いため、これ以上の稼働率の向上は困難であるとして、稼働目標値等も設定していない。しかし、上記の算式によると、1 日のうち朝だけの利用であっても朝・昼・晩の利用であっても 1 日としてカウントされることから、本来の利用実態（利用率）を適切に把握することができない。利用率の把握は以下の算式により把握すべきである。

$$\blacklozenge \text{利用時間} \div \text{利用可能時間} = \text{実質的な利用率}$$

当該算式により、本来の稼働状況を把握し、さらに利用率の向上を目指し、施設の積極的な利用促進を図る必要がある。

2-1. 体育館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	体育館管理運営事業
所管部署	スポーツ課（県立体育館）
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 10,544
事業目的	県民の体育およびスポーツその他健康で文化的な各種の集会の用に供すること。
事業内容及び実施状況	体育館施設の使用に関する業務及び清掃等維持管理業務を行っている。

事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	10,671	10,601	10,658	10,423
	決算額	10,465	10,305	10,544	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績 (再掲)	予算
賃金	640	640
旅費	94	94
需用費 ※1	7,537	7,547
役務費	359	359
委託料 ※2	1,654	1,739
使用料及び賃貸料	23	23
備品購入費	227	246
負担金補助及び交付金	10	10
合計	10,544	10,658

※1 主として光熱水費、修繕料である。

※2 主として清掃にかかる委託費用である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 県立体育館の会計と和歌山県体育施設協会の経費負担区分の明確化について

県職員が体育施設協会の事務業務を同じ事務所で同じ職員が実施しており、人件費、消耗品費及び光熱水費等を明確に区分することができず、両者の決算が明確に区分できない状況となっている。

人件費、消耗品費及び光熱水費等について合理的な配分方法をルール化するなど、両者の決算を明確に区分することができるように留意する必要がある。

② 和歌山県体育施設協会の収受する自動販売機収入について

県立体育館は、体育施設協会に対して体育館内の土地の一部を貸し出し、体育施設協会から行政財産使用料として 286 千円（平成 20 年度）を受領している。

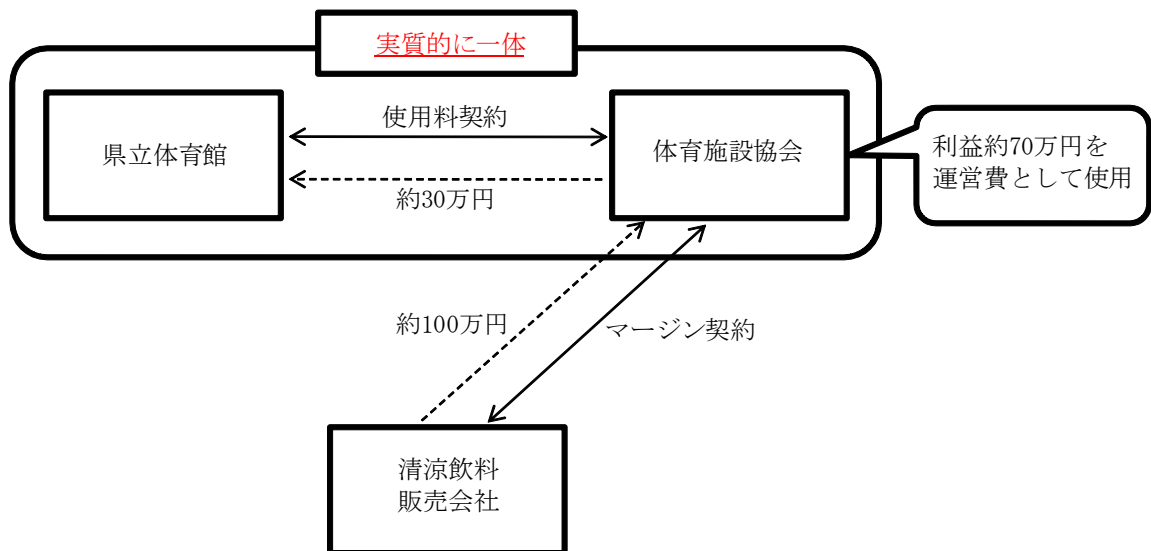
体育施設協会は、この土地を利用して民間の清涼飲料水販売会社と自動販売機設置の契約を結び、販売手数料として 1,020 千円（平成 20 年度）の収入を得ている。販売手数料の 1,020 千円から使用料の 286 千円を差し引いた 734 千円は、体育施設協会の利益となっている。これは、実質的には県から体育施設協会への補助金交付と同様の

効果をもたらしている。

現状の取扱では、体育施設協会に対する上記のスキームが県の会計に反映されず（体育施設協会の収入である1,020千円は県の会計に反映されず）、県からの正式な財源付与の手続きを経ないまま、体育施設協会（県と実質的に一体）へ自由に使える財源を付与していることとなっており、実態が見えにくくなっている。

もし、体育施設協会への補助金交付が必要であるならば、県が清涼飲料水販売会社と直接契約を結び、県の収入に計上したうえで、これとは別に体育施設協会へ実際に補助金を交付するための正式な県の事務手続きを経て補助金を交付し、補助金交付の実態が県の会計に反映されるように是正すべきであると考えます。

また、今後の自動販売機の設置料の決定方法については、入札による公募方式を導入する等、県全体として、県庁及び所管する施設内の自動販売機の設置料の決定方法について再検討することが望まれる。



③ 委託費等の発注事務の一括化について

県立体育館においては、平成21年度から清掃業務について県立武道館と合わせて入札を実施しており、一定のコスト削減効果があったが、まだ、一部の入札業務の一括化に留まっているため、他の業務に関しても統合をすることができないかを検討すべきである。

なお、他施設と統合して業務を委託するかどうかについては、【2】1-1. 本館管理運営事業（3）①を、また、複数年契約の検討については、第3【1】7を参照されたい。

3. 県立武道館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県立武道館（略称：県立武道館）			
設置目的		県民の体育・スポーツの振興を図り、その他健康で文化的な集会の用に供することを目的として、また、昭和46年くろしお国体開催にともなう武道練習会場として設置されたものである。			
事業内容		(1) 体育、スポーツ、レクリエーションその他健康で文化的な各種の行事の開催に関し、施設及び附属設備の供用に関すること。 (2) 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること。 (3) その他武道館の設置目的達成に必要な事項に関すること。			
設置根拠条例		和歌山県立武道館設置および管理条例			
所在地		和歌山市和歌浦西二丁目1番22号			
供用開始日		昭和44年4月			
主な施設の概要		鉄筋コンクリート平屋建 合掌造り 武道場 697.58 m ² コンクリートブロック平屋建 管理棟 132.00 m ²			
価額（千円）	—	平成20年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	※1		34,574（一般財源）	
	建物	34,747			
	その他	4,167			
管理方法等	—	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料（千円）	-	-	-	-
供用時間		9:00～21:00			
休館日		毎週水曜日 年末年始（12月29日～1月3日）			
使用料		和歌山県使用料及び手数料条例で規定			

※1：公有財産台帳に金額の記載がないため不明である。

② 利用者数及び利用率の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者	23,538人	21,369人	20,940人
利用率	97.8%	98.7%	99.7%

利用率＝使用日数÷使用可能日数

③ 使用料

種 別		使用区分及び使用料		
体育・スポーツの競技会に使用する場合		1時間につき		1,020円
練習に使用する場合	団体で使用する場合	一般人・学生	1人1時間につき	100円
		生徒・児童	1人1時間につき	70円
	個人で使用する場合	一般人・学生	1人1時間につき	110円
		生徒・児童	1人1時間につき	80円
期間を定めて練習に使用する場合	1箇月	一般人・学生	1人につき	630円
		生徒・児童	1人につき	510円
	3箇月	一般人・学生	1人につき	1,620円
		生徒・児童	1人につき	1,140円

④ 人員・人件費の概要

(単位：人,百万円)

区分	年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		4	28	4	28	4	25
県臨時・嘱託等		2	1	2	2	2	2
合計		6	29	6	30	6	27

⑤ 収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
賃金 ※1	1,475	1,510	1,847
旅費	206	217	133
需用費 ※2	1,881	2,398	1,943
役務費	143	168	141
委託料	214	234	214
使用料及び賃貸料	15	15	15
備品購入費	-	89	159
負担金補助及び交付金	17	18	18
支出合計	3,951	4,649	4,470
武道館使用料収入	2,211	2,272	2,496
行政財産使用料 ※3	58	58	59
収入合計	2,269	2,330	2,555
収支差額	△1,682	△2,319	△1,915

※1 アルバイト、代行員に係るものである。

※2 主として消耗品費、光熱水費である。

※3 自動販売機の地代収入

(2) 監査の結果

① 物品管理簿における、取得価格の未記載について

2. 県立体育館の管理・運営状況(2) 監査の結果①と同様の指摘であり、当該箇所を参照されたい。

② 警備・防災計画の未作成について

県立武道館の館長は、毎年度の初め当該年度における警備及び防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならないが(和歌山県立武道館管理規則 第10条)当該計画が作成されていない。

警備・防災計画はリスク管理上、重要な計画であり、規程に沿って適切に警備・防災計画を作成し、これに沿っての警備・防災行動を実施する必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 年度計画、中期計画の策定について

利用者、利用率については実績数値を把握しているが、年度計画、中期計画といったものはなく、目標を文書化して管理運営がなされていない状況にある。また、他府県に規模等の類似施設がないため、他府県との利用状況の比較も実施されていない。

具体的な数値目標を立てて実績と比較し、問題点・要改善点を洗い出し、次期以降に活用していくことで、利用者サービスの向上につなげていくべきである。

② 利用実態の適切な把握について

現在の県立武道館の利用率の把握方法は、以下の算式によっている。

$$\blacklozenge \text{使用日数} \div \text{利用可能日数} = \text{利用率}$$

(平成20年度は99.7%)

県立武道館は上記の算式による利用状況が非常に高いため、これ以上の利用率の向上は困難であるとして、稼働目標値等も設定していない。しかし、上記の算式によると、1日のうち1時間だけの利用であっても1日としてカウントされることから、本来の利用実態(利用率)を適切に把握することができない。利用率の把握は以下の算式により把握すべきである。

$$\blacklozenge \text{利用時間} \div \text{利用可能時間} = \text{実質的な利用率}$$

当該算式により、本来の稼働状況を把握し、さらに利用率の向上を目指し、施設の積極的な利用促進を図る必要がある。

3-1. 武道館運営管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		武道館運営管理事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 4,470			
事業目的		県民の体育・スポーツの振興を図り、その他健康で文化的な集会の用に供すること。			
事業内容及び実施状況		武道館施設の使用に関する業務及び清掃等維持管理業務を行っている。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	4,305	4,774	4,550	4,430
	決算額	3,951	4,649	4,470	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績 (再掲)	予算
賃金 ※1	1,847	1,850
旅費	133	139
需用費 ※2	1,943	1,974
役務費	141	165
委託料	214	215
使用料及び賃貸料	15	15
備品購入費	159	170
負担金補助及び交付金	18	22
合計	4,470	4,550

※1 アルバイト、代行員に係るものである。

※2 主として消耗品費、光熱水費である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

- ① 県立武道館の会計と和歌山県公立武道館協議会協会の会計区分の不明確性について
 県立武道館の会計と和歌山県公立武道館協議会協会の会計区分の不明確性について
 の意見は、【2】2-1. 体育館運営管理事業(3)①に記載している県立体育館と和歌山県体育施設協会との関係の問題と同様の内容である。

4. 体力開発センターの管理・運営状況

(1) 施設の概要

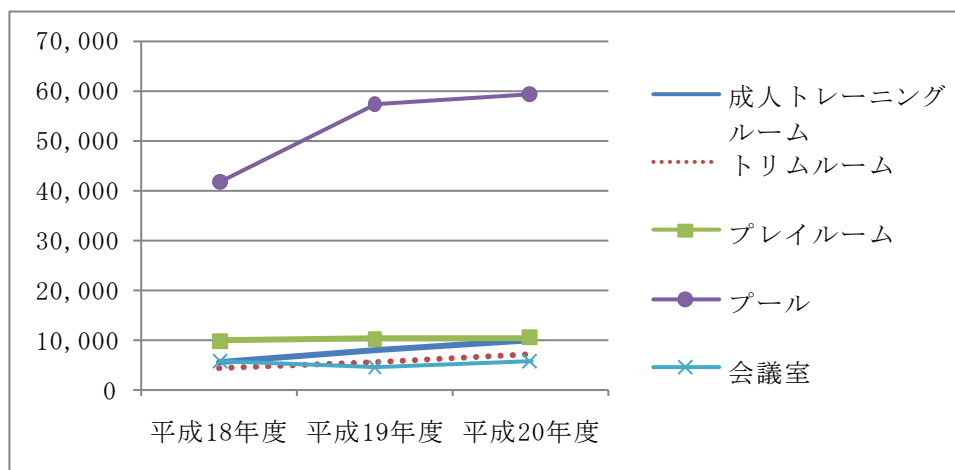
① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県体力開発センター（略称：体力開発センター）			
設置目的		体育・スポーツの振興を図り、県民の健康と体力作りに寄与することを目的とする。			
事業内容		<p>体力開発センター内には、トレーニングルーム、トリムルーム、プレイルーム、プール、会議室が整備されており、これらの管理運営業務を行っている。</p> <p>平成16年度より財団法人和歌山県スポーツ振興財団（以下、「スポーツ振興財団」という。）に運営委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、同財団が指定管理者となっている。（指定期間5年）</p> <p>また、上記施設の管理運営業務の他に、指定管理者としてスポーツ教室、指導事業、指導者養成事業、支援事業を実施している。</p>			
設置根拠条例		和歌山県体力開発センター設置及び管理条例、和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則			
所在地		和歌山市中之島 2252			
供用開始日		昭和50年1月9日			
主な施設の概要		<p>各種施設の利用実績は表下に記載している。</p> <p>なお、平成27年和歌山国体を前に、県立室内プール及び県立総合体育館が新たに整備されることから、それぞれの施設に体力開発センターが担ってきた機能を移転し、将来的に体力開発センターを廃止することが新行財政改革推進プランにおいて方針決定されている。</p> <p>敷地面積 3,403 m² 延床面積 4,370 m²</p>			
価額（千円）		平成20年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	不明		不明	
	建物	不明		321,680（一般財源）	
	その他	—		—	
管理方法等		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（予算）
	管理方法	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
	管理者	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団
	管理料（千円）	44,023	42,812	42,789	49,006

供用時間	午前9時～午後9時
休館日	毎週水曜日、年末・年始
使用料	表下に記載

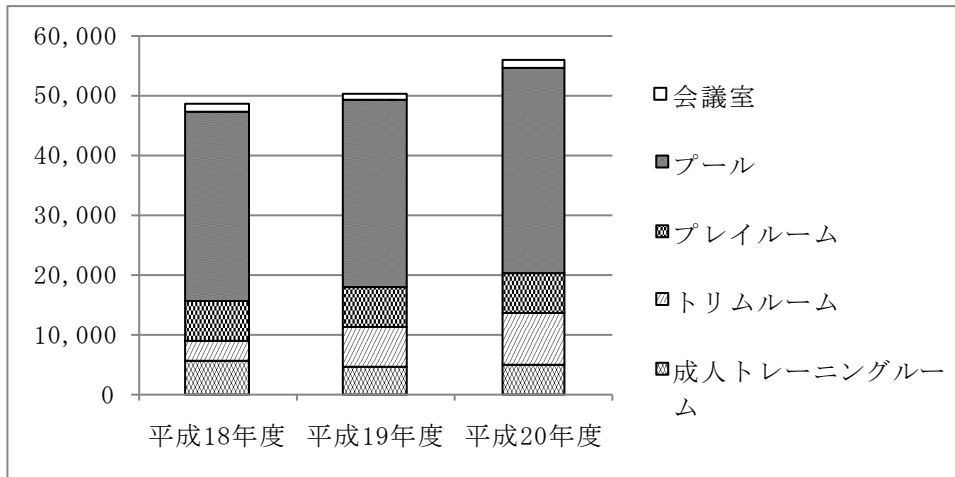
<施設利用者数、利用料金収入の推移>

◆施設利用者数（単位：人）



平成17年度にプール配管事故が発生し、プールを閉鎖した時期があったため、施設利用者数が一時激減したが、平成18年度以後、施設利用者数は回復傾向にある。

◆利用料金収入（単位：千円）



<利用料金単価>

個人利用の場合
体育室利用料金

種別	区分	1人1回につき	回数券 (6回券)	定期券 (1ヶ月券)
成人トレーニングルーム	大人	760円	3,830円	6,120円
トリムルーム	大人	520円	2,600円	
プレイルーム	小人	430円	2,140円	

プール利用料金

期間	区分	1人1回につき	回数券 (6回券)	定期券 (1ヶ月券)
7月から9月まで	大人	380円	1,940円	3,060円
	小人	190円	970円	
10月から翌年の6月まで	大人	580円	2,900円	4,580円
	小人	380円	1,940円	

② 指定管理者の収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	54,056	56,227	53,041
委託費	3,179	3,037	3,036
消耗品費	1,612	1,368	1,489
備品購入費	262	124	2,134
修繕費	4,580	3,793	4,596
光熱水費	16,628	16,582	18,696
印刷製本費	305	289	140

通信運搬費	226	224	220
使用料	272	272	272
旅費	12	23	133
その他の経費	13,963	18,379	14,978
支出合計	95,099	100,323	98,740
運営管理委託料収入	44,023	42,812	42,789
利用料金収入	20,017	18,902	20,113
共益費	3,306	3,473	3,911
自主事業収入	29,120	32,099	36,556
その他の収入	798	2,281	682
収入合計	97,266	99,567	104,053
収支差額	2,166	△756	5,312

③ 人員・人件費の概要（「②指定管理者の収支状況の概要」にある人件費の内訳）

（単位：人、百万円）

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
団体役員	0	-	0	-	0	-
団体職員	7	44	7	43	6	36
（うち県OB）	1	3	1	3	1	5
（うち県派遣者）	0	-	0	-	0	-
団体臨時・嘱託等	6	9	7	12	9	16
合計	13	54	14	56	15	53

担当県職員数 ※	0.2	0.2	0.2
----------	-----	-----	-----

※「事務事業評価調書」に記載された数値である。

(2) 監査の結果

① 剰余金の取扱いに関する指定管理者募集要項及び基本協定書の記載について

体力開発センターの指定管理にあたっては利用料金制度が採用されており、施設の利用料金収入はすべて指定管理者の収入となる。しかし、その一方で指定管理者募集要項及び基本協定書には「利用料金の剰余金は、センターの設置目的に沿って指定管理者が自ら企画・実施する事業に充てなければならない」とされている。利用料金制度の意義は、指定管理者に収入インセンティブを与え、経営努力を促すことにより、サービスの向上を図る点にあると考えられる。上記の剰余金の用途を特定するような指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容は、利用料金制度の意義を損なうもの

である。

県によると、「指定管理者が過度に利潤を追求するあまり、本来のスポーツ振興を図る目的よりも興業的なイベント等にシフトし過ぎないように、一定の歯止めをかける必要がある」との考えに基づくものであるとのことであるが、この点については、事業計画及び実際に実施している事業内容のモニタリングを適切に行うことで対応できると考えられる。

指定管理者応募段階での業者参入の妨げとなっている可能性も否定できないことから、利用料金の剰余金に関する取扱いについて再検討し、指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容を見直す必要がある。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

4-1. 体力開発センター運営管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		体力開発センター運営管理事業			
所管部署		スポーツ課			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 41,728 特定財源 1,061			
事業目的		気軽に利用できるスポーツの場を提供することにより、体育・スポーツの振興を図り、県民の健康と体力づくりに貢献する。			
事業内容及び実施状況		和歌山県体力開発センターの運営管理事業であり、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、従前からの運営委託先であるスポーツ振興財団を指定管理者として運営を行っている。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	44,023	42,812	42,789	49,006
	決算額	44,023	42,812	42,789	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
委託費（指定管理料）	42,789	42,789

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 事業報告書に対する検査について

基本協定書によると、県は指定管理者から毎年度終了後に事業報告書を受領し、速やかに確認を行わなければならない、とされている。事業報告書に記載される内容の一つとして、「管理に係る経費の収支状況」があるが、これに対する確認方法としては、指定管理者に対して適宜質問を行うに止まっているとのことである。

予算と大きな乖離が生じている項目や金額的・質的に重要な項目については、必要に応じて、契約書や請求書等といった証憑との照合を行うことが望まれる。

② 固定資産の管理について

基本協定書によると、固定資産の管理について「県有備品を常に良好な状態に保つものとする。」「(購入した)物品について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」との規定があるのみで、具体的な管理方法については特に定められていない。

現在、指定管理者が定期的に固定資産の現物確認を実施しているとのことであるが、固定資産の番号管理や現物確認後の県への結果報告等、管理水準をより高める方法について検討し、基本協定書に含めることが望まれる。

③ 再委託契約への県の関与について

指定管理者であるスポーツ振興財団は、指定管理業務のうち機械警備業務、館内定期清掃業務、設備点検業務等を他業者に再委託しており、平成20年度に締結された再委託契約はすべて随意契約による単年度契約となっている。

これらの再委託契約については、競争入札の実施や指定管理期間を前提とした複数年契約の締結によりコスト削減の余地があるものと考えられる。再委託に際しては、県に対して事前の承認申請手続きをとることになっているが、承認時に県が契約方法について提言する等、一定の関与をすることについても検討すべきである。

④ 専門的知識の必要な設備点検について

体力開発センターでは、設備点検にあたって、法定点検の対象となる設備については専門業者に委託を行っているが、それ以外の設備点検にあたっては経費節減のため、指定管理者であるスポーツ振興財団の職員が自ら点検を行っている。

平成17年度に発生したプール配管事故で施設利用者が減少した事実があるように、設備の点検不備は重大な問題につながる恐れがある。そこで、法定点検の対象とならない設備についても、点検に求められる専門能力を考慮し、場合によっては専門業者に委託する必要があると考える。現状のスポーツ振興財団が実施している点検業務の内容を再度確認し、状況によっては県から指定管理者に対して、設備点検の方法について、指導を行うことを検討すべきである。

⑤ アンケート様式の見直し

体力開発センターでは、各種教室開催時にアンケートを備え置いており、施設利用者の満足度調査を行っている。しかし、当該アンケート様式は、感想や改善要望を記入する空欄方式であり、施設利用者が気軽に回答できる様式とはなっていない。

アンケートの回答を記号式に変更する等して、集計時に施設の状況分析に役立つアンケート様式に見直すことが望まれる。県から指定管理者に対して、アンケート様式について提案することを検討すべきである。

5. 南紀スポーツセンターの管理・運営状況

(1) 施設の概要

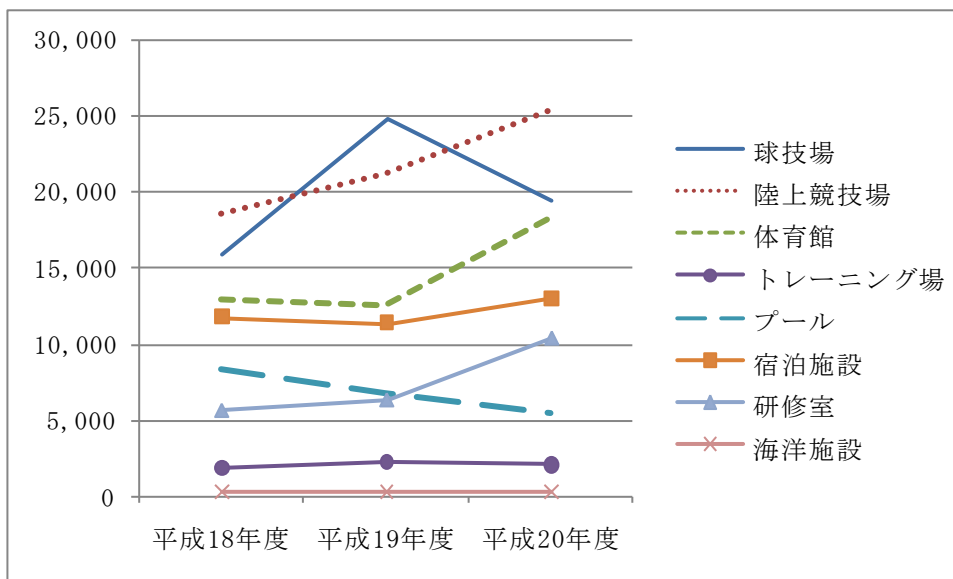
① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県南紀スポーツセンター（略称：南紀スポーツセンター）			
設置目的		体育・スポーツの振興を図り、県民の健康と体力作りに寄与することを目的とする。			
事業内容		<p>南紀スポーツセンター内には、球技場、陸上競技場、体育館、トレーニング場、プール、研修室、宿泊施設、海洋スポーツ施設が整備されており、これらの管理運営業務を行っている。</p> <p>平成 16 年度よりスポーツ振興財団に運営委託しており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、同財団が指定管理者となっている。（指定期間 5 年）</p> <p>また、上記施設の管理運営業務の他に、指定管理者として指導事業、観光事業、普及事業、支援事業を実施している。</p>			
設置根拠条例		和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例、和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例施行規則			
所在地		和歌山県田辺市明洋一丁目三番 10 号			
供用開始日		昭和 42 年 4 月			
主な施設の概要		<p>各種施設の利用実績は表下に記載。</p> <p>上記施設のうち海洋スポーツセンターについては、利用実績の低下や施設の老朽化により、平成 23 年度をもって廃止することが新行財政改革推進プランにおいて方針決定されている。</p> <p>敷地面積 109,019 m² 延床面積 4,144 m²</p>			
価額（千円）		平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	不明		日本体育協会、田辺市から無償譲渡	
	建物	不明			
	その他	—		—	
管理方法等		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度（予算）

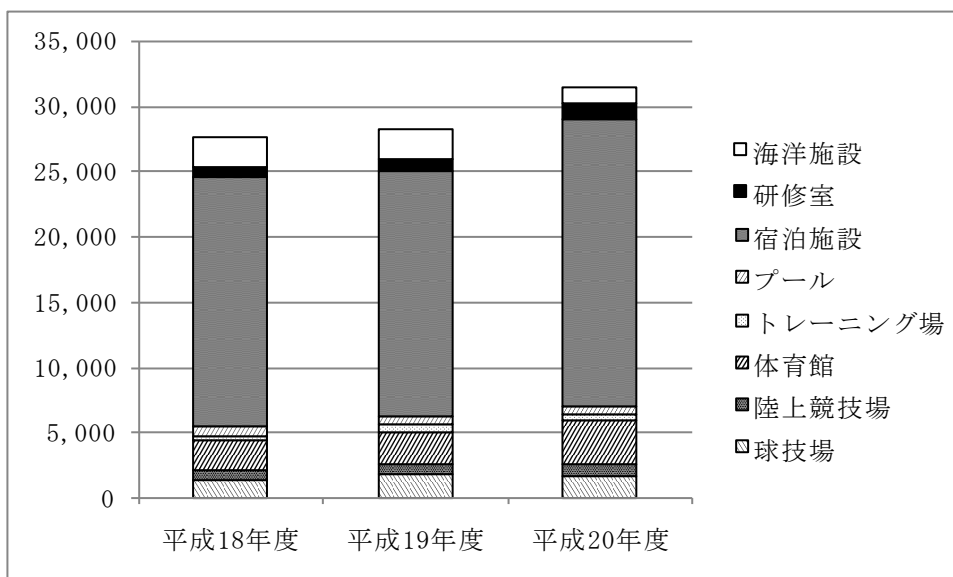
	管理方法	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
	管理者	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団
	管理料(千円)	27,787	27,871	27,694	29,700
供用時間	午前9時～午後9時				
休館日	毎週月曜日（平成21年度からは月曜日も開館）				
使用料	表下に記載				

<施設利用者数、利用料金収入の推移>

◆施設利用者数（人）



◆利用料金収入（千円）



利用料収入の多くは宿泊施設に係るものであり、合宿・遠征の受け入れによる宿泊施設利用者の確保が利用料収入の増加につながっている。

<利用料金単価>

球技場、陸上競技場、体育館等

種別	利用料金		
	午前9時から	正午から	午後5時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで
球技場	6,300円	7,870円	7,870円
陸上競技場	6,300円	7,870円	7,870円
体育館	6,300円	7,870円	7,870円
トレーニング場	6,300円	7,870円	7,870円
プール	6,300円	7,870円	7,870円
大研修室	4,720円	6,300円	7,870円
中研修室	2,520円	3,150円	4,720円
小研修室	2,520円	3,150円	4,720円

宿泊施設

種別	利用料金	
幼児		
小学校児童	1人1泊につき	1,330円
中学校生徒		
高等学校生徒	1人1泊につき	1,530円
一般	1人1泊につき	2,040円

② 指定管理者の収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	28,076	31,436	29,947
委託費	1,392	1,523	1,592
消耗品費	1,100	1,975	3,117
備品購入費	66	1,257	3,020
修繕費	3,695	4,988	7,472
光熱水費	7,134	6,939	7,342
印刷製本費	0	43	293
通信運搬費	285	235	293
使用料	1,112	2,370	3,404
旅費	103	336	565
その他の経費	8,020	12,445	5,324
支出合計	50,983	63,551	62,374
運営管理委託料収入	27,787	27,871	27,694
利用料金収入	27,701	28,246	31,418
共益費	506	320	251

自主事業収入	392	2,659	3,156
その他の収入	119	968	1,741
収入合計	56,506	60,066	64,261
収支差額	5,523	△3,485	1,887

③ 人員・人件費の概要（「②指定管理者の収支状況の概要」にある人件費の内訳）

（単位：人, 百万円）

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
団体役員	0	-	0	-	0	-
団体職員	3	18	4	21	3	17
（うち県OB）	0	-	1	2	1	5
（うち県派遣者）	0	-	0	-	0	-
団体臨時・嘱託等	6	9	6	10	8	12
合計	9	28	10	31	11	29

担当県職員数 ※	0.2	0.2	0.2
----------	-----	-----	-----

※「事務事業評価調書」に記載された数値である。

(2) 監査の結果

① 剰余金の取扱いに関する指定管理者募集要項及び基本協定書の記載について

【3】 4. 体力開発センターの管理・運営状況に記載した内容と同じである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

5-1. 南紀スポーツセンター運営管理事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	南紀スポーツセンター運営管理事業
所管部署	スポーツ課
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 27,281 特定財源 413
事業目的	体育、スポーツ・レクリエーション、各種集会等の開催に関し、施設及び附属施設を提供する。

事業内容及び実施状況		和歌山県南紀スポーツセンターの運営管理事業であり、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、従前からの運営委託先であるスポーツ振興財団を指定管理者として運営を行っている。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	27,787	27,871	27,694	29,700
	決算額	27,781	27,871	27,694	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
委託費（指定管理料）	27,694	27,694

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 事業報告書に対する検査について

【2】4-1. 体力開発センター運営管理事業に記載した内容と同じである。

② 固定資産の管理について

【2】4-1. 体力開発センター運営管理事業に記載した内容と同じである。

③ 海洋スポーツ施設敷地の取扱いについて

南紀スポーツセンターにある海洋スポーツ施設は、利用実績の低下や施設の老朽化により、平成 23 年度をもって廃止することが新行財政改革推進プランにおいて方針決定されている。海洋スポーツ施設が建設されている土地は、平成 6 年に県が田辺市から無償譲渡を受けたものであるが、施設廃止の際は田辺市に土地を返還する旨が契約書上定められている。

土地を返還する場合、施設の取り壊しが必要となると考えられ、県に追加負担が発生することになる。現在、土地の取扱いについては田辺市との間で協議を行っているとのことであり、返還が不要となる場合も想定し、土地の有効活用方法について検討する必要がある。

④ アンケートへの対応

南紀スポーツセンターでは、施設利用者の満足度調査のため、定期的にアンケートを実施している。アンケートに記入された改善要望に対しては、出来る限りの対応を行っているとのことであるが、その対応状況や今後の予定等については、施設利用者に公表されていない。

施設利用者に対して、対応状況や今後の予定等を公表することにより、施設管理者と施設利用者間で双方向のコミュニケーションが図られ、施設の提供サービスの向上につながると考えられる。県から指定管理者に対して、アンケートへの対応状況等を公表することを提案すべきである。

6. ビッグ愛・ビッグホエールの管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

ビッグ愛

項目		内容			
施設名		和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（略称：ビッグ愛）			
設置目的		県民の健康及び福祉の増進、県民の体力の向上並びに世代や分野を超えた多様な交流の促進を図り、もって県民一人一人の生きがいをづくりの推進といきいきとした地域社会の形成に資する。			
事業内容		大ホール、展示ホールの他 12 種の会議室・特別室を備えており、これらの貸館業務を行っている。 平成 16 年度よりスポーツ振興財団に運営委託しており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、同財団が指定管理者となっている。 （指定期間 5 年） また、上記貸館業務の他、指定管理者としてヨガや太極拳をはじめとする各種教室の開催、中学生の就労体験受入等を実施している。			
設置根拠条例		和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則			
所在地		和歌山市手平二丁目 1-2			
供用開始日		平成 10 年 12 月			
主な施設の概要		構造：高層棟－鉄筋コンクリート造 低層棟－鉄骨造 建築階数：地上 12 階 地下 1 階 塔屋 2 階 敷地面積：31,657.02 m ² 建築面積：3,135.69 m ² 延床面積：20,823.64 m ² 駐車場 700 台、駐輪場 160 台			
価額（千円）		平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	3,231,094		11,955,000（県債）	
	建物	9,651,100		1,960,000（一般財源）	
	その他			－（国庫補助金）	
管理方法等		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度（予算）
	管理方法	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
	管理者	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団
	管理料(千円)	87,777	92,787	84,904	84,561
供用時間		9:00～21:00			

休館日	年末・年始
使用料	表下に記載

※ビッグ愛及びビッグホエールは一元管理を前提として指定管理者制度を利用しており、上記「管理料」には両施設の管理料合計金額を記載している。

(単位：円)

階	名称	机	イス	営利目的	9:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00
1	大ホール	80	220	なし	48,830	33,410	36,990	16,850	22,460	21,060
				あり	73,250	50,120	55,490	25,280	33,690	31,590
	展示 ホール	-	-	なし	22,680	15,510	17,180	7,820	10,430	9,780
				あり	68,040	46,550	51,540	23,470	31,300	29,340
2	201	30	90	-	16,590	11,350	12,560	5,720	7,630	7,150
5	501	10	30	-	9,660	6,600	7,320	3,330	4,440	4,170
	502	10	30	-	9,660	6,600	7,320	3,330	4,440	4,170
	503	10	30	-	9,660	6,600	7,320	3,330	4,440	4,170
	504	15	45	-	10,400	7,110	7,880	3,590	4,780	4,490
	505	6	18	-	6,090	4,170	4,620	2,100	2,800	2,630
	506	6	18	-	6,090	4,170	4,620	2,100	2,800	2,630
6	601	18	54	-	12,180	8,330	9,220	4,200	5,600	5,250
	602	15	45	-	10,920	7,470	8,270	3,770	5,020	4,710
	603	30	90	-	17,640	12,070	13,360	6,090	8,110	7,610
8	801	30	90	-	17,640	12,070	13,360	6,090	8,110	7,610
	802	15	45	-	10,920	7,470	8,270	3,770	5,020	4,710
12	1201	30	90	-	19,320	13,230	14,640	6,670	8,890	8,330
	1202	15	45	-	12,080	8,270	9,150	4,170	5,560	5,210
	1203	10	20	-	10,080	6,900	7,640	3,480	4,640	4,350

ビッグホエール

項目	内容
施設名	和歌山ビッグホエール（略称：ビッグホエール）
設置目的	県民の健康及び福祉の増進、県民の体力の向上並びに世代や分野を超えた多様な交流の促進を図り、もって県民一人一人の生きがいをづくりの推進といきいきとした地域社会の形成に資する。

事業内容	和歌山県で最大規模のアリーナ（多目的ホール）の管理運営業務を行っている。 平成16年度よりスポーツ振興財団に運営委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、同財団が指定管理者となっている。（指定期間5年） また、上記管理運営業務の他、指定管理者として各種ファミリースポーツ教室の開催、オリンピック出場選手から直接指導を受ける「オリンピックふれあい事業」等を実施している。				
設置根拠条例	和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例施行規則				
所在地	和歌山市手平二丁目1-1				
供用開始日	平成9年7月				
主な施設の概要	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 建築階数：地上3階 地下1階 敷地面積：55,562㎡ 建築面積：10,948㎡ 延床面積：17,234㎡ 収容人員：最大8,500人 駐車場：700台、駐輪場160台				
価額（千円）		平成20年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	9,828,209		22,922,000（県債）	
	建物	8,251,964		2,883,000（一般財源）	
	その他			－（国庫補助金）	
管理方法等		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（予算）
	管理方法	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
	管理者	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団	スポーツ振興財団
	管理料（千円）	87,777	92,787	84,904	84,561
供用時間	9:00～21:00				
休館日	年末・年始				
使用料	表下に記載				

※ビッグ愛及びビッグホエールは一元管理を前提として指定管理者制度を利用しており、上記「管理料」には両施設の管理料合計金額を記載している。

アリーナ

（単位：円）

区分			全日使用	時間帯別使用			超過 （1時間）
				午前	午後	夜間	
			9:00～ 21:00	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
スポーツ・ レクリエー ション	全面	平日	124,950	42,000	42,000	50,400	12,600
		土日祝	150,150	50,400	50,400	60,900	15,750
	片面	平日	62,475	21,000	21,000	25,200	6,300
		土日祝	75,075	25,200	25,200	30,450	7,875

式典・集会	平日	平日	327,600	109,200	109,200	131,250	32,550
	土日祝	土日祝	393,750	131,250	131,250	157,500	39,900
見本市・展示会	平日	平日	362,250	120,750	120,750	144,900	36,750
	土日祝	土日祝	434,700	144,900	144,900	174,300	44,100
入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	471,450	157,500	157,500	189,000	47,250
		土日祝	565,950	189,000	189,000	226,800	56,700
	1,000円以上3,000円未満	平日	565,950	189,000	189,000	226,800	56,700
		土日祝	679,350	226,800	226,800	271,950	68,250
	3,000円以上5,000円未満	平日	679,350	226,800	226,800	271,950	68,250
		土日祝	815,850	271,950	271,950	326,550	81,900
	5,000円以上	平日	815,850	271,950	271,950	326,550	81,900
		土日祝	979,650	326,550	326,550	392,700	98,700

その他の施設

(単位：円)

施設名	区分	全日使用	時間帯別使用			超過 (1時間)
			午前	午後	夜間	
		9:00～ 21:00	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
軽運動場	平日	18,900	6,300	6,300	7,350	2,100
	土日祝	23,100	7,350	7,350	8,400	2,100
控室1	毎日	16,800	5,250	5,250	6,300	1,570
控室2	毎日	8,400	2,620	2,620	3,150	1,050
会議室	毎日	11,550	3,670	3,670	4,200	1,050
特別室	毎日	15,750	5,250	5,250	6,300	1,570

② 指定管理者の収支状況の概要

(単位：千円)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	64,300	77,267	70,129
委託費	141,170	150,275	156,872
消耗品費	9,502	8,129	10,638
備品購入費	2,219	8,409	10,004
修繕費	16,694	23,951	13,014
光熱水費	111,560	115,389	118,577

印刷製本費	568	724	720
通信運搬費	1,223	1,028	1,209
使用料	1,939	4,707	4,236
旅費	249	111	198
建物建設支出	-	-	173
建物付属設備購入支出	-	-	749
構築物建設支出	-	-	7,774
その他経費	38,191	55,029	12,818
支出合計	387,620	445,025	407,116
管理運営委託料収入	87,777	92,787	84,904
利用料金収入	209,032	231,566	219,121
共益費	99,683	101,069	100,099
自主事業収入	3,043	9,139	11,342
その他の収入	906	1,096	1,017
収入合計	400,442	435,659	416,483
収支差額	12,822	△ 9,365	9,367

③ 人員・人件費の概要（「②指定管理者の収支状況の概要」にある人件費の内訳）

（単位：人、百万円）

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
団体役員	0	-	0	-	0	-
団体職員	8	46	8	55	10	48
（うち県OB）	1	3	1	3	1	4
（うち県派遣者）	0	-	0	-	0	-
団体臨時・嘱託等	11	17	12	21	10	21
合計	19	64	20	77	20	70

※人員数は各年度末時点のものであり、ビッグ愛及びビッグホエールを合算したものである。

担当県職員数 ※	0.2	0.2	0.2
----------	-----	-----	-----

※「事務事業評価調書」に記載された数値である。

④ 利用者数及び稼働率

ビッグ愛

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数（人）	243,905	246,797	263,250

大ホール (%)	77.4%	74.7%	78.3%
展示ホール (%)	60.5%	61.9%	71.9%
会議室 (%)	80.1%	84.1%	83.4%

ビッグホエール

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数 (人)	165,308	157,853	175,796
アリーナ (%)	72.0%	85.0%	80.4%
軽運動場 (%)	56.0%	61.0%	75.0%

(2) 監査の結果

- ① 剰余金の取扱いに関する指定管理者募集要項及び基本協定書の記載について
【2】 4. 体力開発センターの管理・運営状況に記載した内容と同じである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

6-1. ビッグ愛・ビッグホエール管理運営事業

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ビッグ愛・ビッグホエール管理運営事業			
所管部署		スポーツ課			
財源 (平成 20 年度、千円)		一般財源 175,864 特定財源 (行政財産使用料) 47,174			
事業目的		体育、スポーツ・レクリエーション、各種集会等の開催に関し、施設及び付属設備を提供する。			
事業内容及び実施状況		和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエールの管理運営業務の他、指定管理者による自主事業として各種スポーツ教室の開催、ビッグサマーフェスタをはじめとする地域交流事業、中学生の就労体験受入等の支援事業を実施 (実施状況の詳細は各施設の箇所に記載)。			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	88,155	93,165	228,165	106,295
	決算額	88,155	93,165	223,038	

※平成 20 年度の事業費については下記 (2) 監査の結果を参照のこと。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
指定管理料	84,904	84,904
国有資産等所在市町村 交付金	136,761	136,761
その他	1,373	6,500
合計	223,038	228,165

(2) 監査の結果

① 国有資産等所在市町村交付金について

国有資産等所在市町村交付金とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産を当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している場合に、当該固定資産の所在市町村に対して交付する固定資産税相当額である。

上記「② 収支状況の概要」にある国有資産等所在市町村交付金(以下、交付金という) 136,761 千円は、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成 15 年度分から平成 20 年度分までを一括して和歌山市に支払ったものであり、これに係る経緯は以下のとおりである。

平成 19 年 7 月上旬：和歌山市財政局税務部資産税課担当者が来県し、交付金の支払い漏れがあるかもしれない旨を認識

平成 19 年 8 月 30 日：和歌山市より「国有資産等所在市町村交付金に係る固定資産通知書(固定資産異動通知書)」を受領

平成 19 年 9 月～10 月：交付金対象資産及び評価額の調査を実施

平成 19 年 11 月 29 日：和歌山県知事から和歌山市長に「固定資産通知書」を提出

平成 20 年 4 月 15 日：和歌山市より「交付金請求書」を受領

交付金を支払うべき行政財産の貸付が生じているにもかかわらず、交付金額算定に必要な事項を和歌山市に通知することなく交付金の支払いを行っていなかった(国有資産等所在市町村交付金法 7 条)。また、これに伴って、利用者に求めるべき負担を求めていなかったため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多額の損害が生じている。

関係部局によると、和歌山市に対して支払った過年度分の交付金については和歌山県が全額負担するとともに、来年度以降については交付金相当額を行政財産の借主に請求するかどうかを検討中とのことである。

国有資産等所在市町村交付金は県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべき者は行政財産の借主であり、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度分の損害については、その損害

の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。

そして、そのためにも今後は、行政財産の借主から交付金相当額を徴収するための根拠規定を明確にするとともに、市町村に対する支払い漏れや借主からの徴収漏れが生じることのないように和歌山県全体で交付金取扱い事務を一元管理すべきである。

※国有資産等所在市町村交付金法 7 条：

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第 2 条の規定によって市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の 11 月 30 日までに当該固定資産の所在地の市長村長に通知するものとする。ただし、前年度に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

※国有資産等所在市町村交付金法 2 条：

国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年(以下、「前年」という。)の 3 月 31 日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下、「市町村交付金」という。)を交付する。

同条 1 号：

当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 指定管理料の積算根拠について

「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール指定管理者募集要項」によると、平成 18 年度から平成 22 年度までの指定管理料の年間予算上限額は 209,675 千円とされていた。ところが実際に財団法人和歌山県スポーツ振興財団と締結した「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール運営管理に関する基本協定書」によると、各年度の指定管理料は以下のとおりとなっている。

平成 18 年度：87,777 千円（税込額。以下同様）

平成 19 年度：92,787 千円

平成 20 年度：84,904 千円

平成 21 年度：84,561 千円

平成 22 年度：86,357 千円

下記の表は「指定管理者選定審査基準 運営管理委託上限額の積算」と指定管理者から提出された事業報告書に記載されている「管理運営に係る収支計算書」の主な費用項目を比較形式で示したものである。

(単位：千円)

項目	積算資料	事業報告書	差異	差異率
人件費	95,457	70,566	24,891	26.1%
委託費	231,274	149,439	81,835	35.4%
光熱水費	145,575	115,176	30,399	20.9%
その他	54,607	78,072	△ 23,465	△ 43.0%
支出合計	526,913	413,253	113,660	21.6%

※ 「事業報告書」の欄には平成18年度から平成20年度までの平均値を記載している。

※ 指定管理料上限額209,675千円は「積算資料」の支出合計526,913千円からビッグ愛・ビッグホエールの管理・運営に関連して利用料金収入その他指定管理者が得るであろう収入見込額を控除して算出されている。

多額の差異が生じている費用項目の内容は以下のとおりである。

まず、人件費についてであるが、積算資料では年間給与9,700千円の職員を1名、8,165千円の職員を2名見込んでいたが、実際の指定管理者には当該水準の従業員は存在しない。また、積算資料では正規職員11名、嘱託・臨時職員9名の合計20名を想定していたものの、実際の雇用形態は正規職員8.7名(3年間平均)、嘱託・臨時職員11名(同じく3年間平均)であり、1人当たりの人件費がいずれの区分でも積算資料のほうが高くなっている。

次に、委託費についてであるが、駐車場精算機新紙幣対応保守(4,731千円)のように毎年発生するわけではないにもかかわらず積算に含まれている項目があった(結果として新紙幣対応は不要であった)。また、法令等で義務付けられているわけではないが直営方式のときには毎年実施していた点検作業の取りやめ及び直営方式のときには実施していなかった入札制度の採用により大型映像舞台音響保守点検費用は指定管理が導入される前の年額13,959千円(平成15年度から平成17年度までの平均)から年額3,658千円(平成18年度から平成20年度の平均)に削減されている。

光熱水費については複数年契約(電気：5年、ガス3年)による長期利用割引等により大幅な削減を実現している。

指定管理者制度の導入によって管理・運営コストが大幅に削減されている点は評価できる。しなしながら、指定管理者制度導入前の管理受託者及び指定管理者制度導入後の指定管理者はいずれもスポーツ振興財団であることを考えると、指定管理者制度導入前の管理・運営が効果的かつ効率的に実施されていたか疑念の余地がある(指定管理者制度導入前の支出合計額は平成16年度：528,912千円、平成17年度：537,742千円)。直営方式で運営する他の施設についても、複数年契約導入可否の検討や毎年実施している設備点検が本当に必要であるかどうかの再検討を実施すべきである。

② 事業報告書に対する検査について

【2】4-1. 体力開発センターの管理・運営状況に記載した内容と同じである。

③ 固定資産の管理について

【2】 4-1. 体力開発センター運営管理事業に記載した内容と同じである。

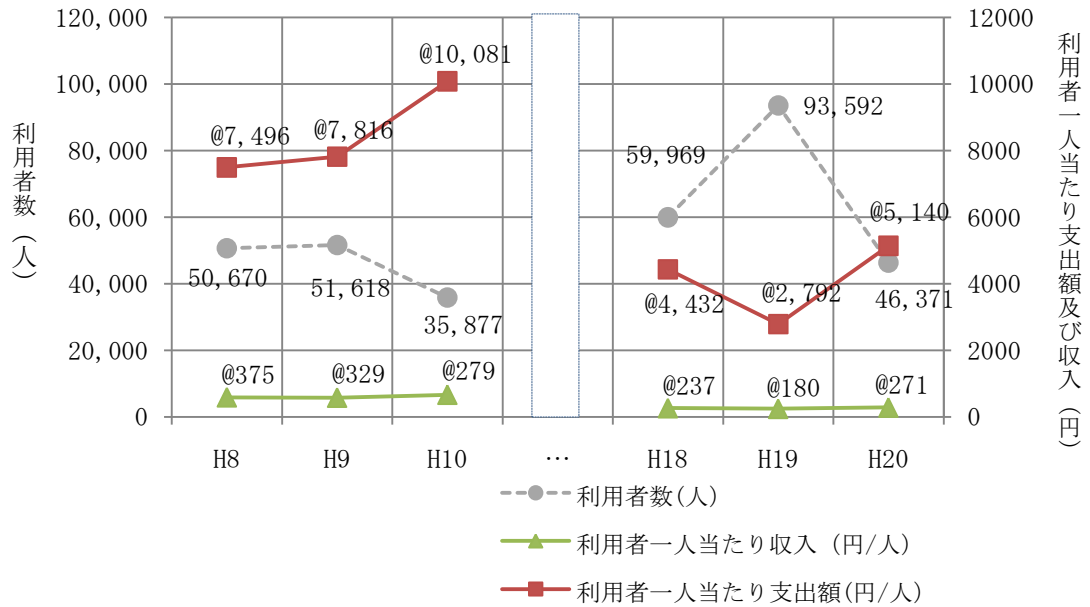
7. 県立近代美術館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県立近代美術館（略称：県立近代美術館）			
設置目的		近代美術に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の観覧に供するとともに、美術に関する資料の調査、研究等を行い、もって美術文化の向上に資するため。			
事業内容		近代美術に関する作品その他の近代美術に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供すること及び美術に関する専門的、技術的な調査研究、美術に関する展覧会、研究会、講習会等の開催及び資料の刊行			
設置根拠条例		和歌山県立近代美術館設置及び管理条例			
所在地		和歌山市吹上1-4-14			
供用開始日		平成6年7月設置			
主な施設の概要		敷地面積 23,356.78 m ² （博物館部分を含む） 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 建築面積 4,500.62 m ² 延床面積 11,837.9 m ² （駐車場部分 2,480.1 m ² 含む） 管理部門（館長室、応接室、副館長室、会議室、事務室、守衛室） 展示室 3室 収蔵庫 2室 ホール 1室 駐車場 90台収納（県立博物館と共用）			
価額（千円）	—	平成20年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	5,425,052		10,330,000	（県債）
	建物	5,563,540		1,042,000	（一般財源）
	その他	-		2,240,000	（基金）
管理方法等	—	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料（千円）	-	-	-	-
供用時間		9:30～17:00（チケット販売は16:30で終了）			
休館日		毎週月曜日（祝日の場合は翌日）			
使用料		常設展：一般 340円（270円）、大学生 230円（180円） ※（ ）は団体料金。20名以上1名無料。 ※小・中・高校生、県内留学生・就学生は無料。 ※65歳以上、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳持参者は無料。			

<利用者数等の年度比較>



※上図の「利用者1人当たり支出額」は、支出額（事業費及び人件費の総額）を利用者数で除して算出している。

※支出総額に含まれる「光熱水費及び委託費」は、県立近代美術館が県立博物館の負担額を含め一括管理している。そのため、県立近代美術館の負担する支出額（コスト）を算定する際には、県立博物館の負担相当額を控除している。

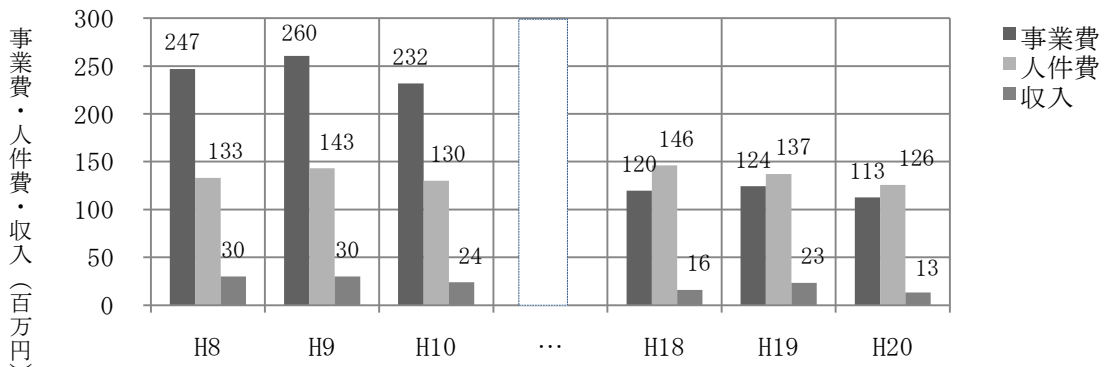
なお、各年度における当該調整は平成18年度の「光熱水費及び委託費」の県立近代美術館と県立博物館のそれぞれの負担実績額の割合を利用している。

※収入とは使用料収入と諸収入の合計値を示す。

※平成19年の利用者数の急増は、竹久夢二と藤本由紀夫の2つの展覧会が盛況であったことによる。

<事業費・人件費・収入の年度比較>

事業費、人件費及び収入の推移は以下のとおりである。



※平成 11 年度包括外部監査が実施された当時の事業費、人件費及び収入と直近 3 年度の対応する各データを比較したものである。

※人件費は、非常勤職員を含む職員の人件費総額を示す。

※収入は、使用料収入と諸収入の合計値を示す。

※事業費に含まれる「光熱水費及び委託費」の取扱は、上記<利用者数等の年度比較>の 2 つ目の※と同様である。

<催しもの一覧表：平成 20 年度>

展示区分	展示タイトル	展示期間
企画展	叙情の様式	2008/4/19 ～2008/5/25
企画展	共作×共鳴×共感 ともに作られた作品たち	2008/6/3 ～2008/7/13
企画展	ルオーの〈ミセレーレ〉 一人間へのまなざし	2008/7/20 ～2008/8/31
企画展	点と面の詩情 —上前智祐・山中嘉一・坪田政彦展	2008/9/13 ～2008/10/26
企画展	彼岸の美術	2008/11/2 ～2008/12/14
企画展	美術百科「この人はだれ」の巻	2008/12/23 ～2009/4/12
コレクション展	2008 - 春	2008/4/15 ～2008/6/29
コレクション展	2008 - 夏	2008/7/8 ～2008/9/23
コレクション展	2008 - 秋	2008/10/4～ 2008/12/27

② 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		13.0	117	12.0	108	11.0	99
県臨時・嘱託等		20.6	29	20.0	29	20.0	27
合計		33.6	146	32.0	135	31.0	126

③ 収支状況の概要 (7-1 から 7-4 の各事業の合計である)

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
報酬	13,037	13,335	10,251
賃金	15,773	15,561	16,248

報償費	204	166	74
旅費	2,472	2,167	2,972
需用費 ※1	73,611	74,319	76,274
(内、光熱水費)	(59,745)	(59,409)	(59,103)
役務費 ※2	2,649	2,121	2,291
委託料	57,959	58,582	57,838
使用料及び賃貸料	66	86	565
備品購入費	7,051	8,486	9,850
負担金補助及び交付金	12,210	15,112	112
公課費	9	9	9
支出合計	185,041	189,944	176,484
使用料	14,226	16,877	12,568
諸収入	1,787	6,316	683
繰入金	20,000	15,000	15,000
一般財源	149,028	151,751	145,076
委託金	-	-	3,157
収入合計	185,041	189,944	176,484
収支差額	0	0	0

※1 需用費は、光熱水費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費から構成される。

※2 役務費は、通信運搬費、火災保険料から構成される。

④ 運営状況等についての検討の経緯

i. 県立近代美術館の運営状況等についての検討の経緯

県立近代美術館は、平成 11 年度の和歌山県包括外部監査でも監査対象とされており、その指摘事項も踏まえて、その後指定管理者制度導入の是非を検討している。平成 11 年度包括外部監査の結果と県の指定管理者制度導入に関する検討結果を要約すると以下のとおりである。

<平成 11 年度の和歌山県包括外部監査報告書の結果の要約>

- ・平成 11 年度の利用者数 (31,828 人) がピーク時(平成 7 年度 78,028 人)の半数以下になっているが、人員に大きな変化が生じていない。人員の配置状況について検討するべき。
- ・利用状況の改善が急務であり、対策を講じることが必要である。
- ・美術館利用者のニーズに合わせた開館時期、開館時間、開館曜日等の検討が必要である。
- ・県立近代美術館と県立博物館の管理体制を統合することで、管理コストの軽減を図るべき。

<過去における県の指定管理者制度導入に関する検討結果の要約>

(平成 18 年度における検討)

平成 18 年に事業仕分けの一環として県民や職員から県行政の経営効率化に資する建設的な意見を募集し、その中で県立近代美術館、県立博物館の指定管理者制度の導入が検討課題として提起されている。そしてこの提起に対し第 1 次評価の民間委員 3 名による評価が行われ、賛成 2 名、反対 1 名であったが、結局知事室での結論では保留となっている。この検討過程では指定管理の範囲等について明確に仕分けされておらず、管理部門のみを指定管理にする意見と館長学芸部門を含めた全体を指定管理にする意見とが混在していた。

(平成 19 年度における検討)

その後、県知事の交代を機に平成 19 年度に改めて事業評価による見直しが行われ、県立近代美術館・県立博物館は社会教育施設 6 館としてその管理運営が指定管理の検討対象となった。平成 18 年度に整理されていなかった指定管理にすべき範囲は管理運営部門に限定され、改めて県行政経営改革室は指定管理者制度への移行を主張した。しかし、教育委員会は指定管理者制度の導入はなじまないと判断し、業務を固定化しない効率的な人員配置を検討すると結論づけた。そして、平成 20 年度及び 21 年度において学芸部門を館長の直轄とし、その館長に専門性を発揮できる人材を登用し新体制での運営を開始している。

以上のような経緯を経て、県立近代美術館では、現在に至るまで県の直営が続いている。そのような県立近代美術館の現状を認識するために、他の都道府県等の博物館等にかかる統計データとの比較を以下のとおり行う。

ii. 美術館の運営状況等についての比較分析

< 県立近代美術館と他の博物館統計データとの比較 >

項目	県立近代美術館※2	都道府県立の美術館(平均)※3	文化庁データ※1	
			都道府県立の博物館全般(平均) ※4	美術館(平均)※5
職員の数(人) ※6	33.6 【31.0】	30.3 【30.6】	22	13
施設面積(m ²)	延床面積	11,837.9	10,938.5	8,563.0 ※7 9,045.0
	展示面積	2,581.7	2,638	2,574.0 ※7 2,394.0
	収蔵庫面積	1,490.9	886.71	1,416.0 ※7 919.0
支出額(千円) ※8	112,733 【102,916】	222,133 【251,470】	176,628	136,025
入館者数(人)	59,969 【46,371】	115,630 【134,995】	87,348	85,912
入館者(利用者)一人当たり支出額(円/人)	1,880 【2,219】	1,921 【1,862】	2,022	1,583
収入(千円) ※9	16,013 【13,251】	78,200 【83,132】	40,908	44,994
入館者(利用者)1人当たり収入額(円/人)	267 【286】	676 【615】	468	523
収蔵品数(点)	8,900	5,652	55,928	3,571
企画展開催回数(回) ※10	9	15	9	10

※1 文化庁が公表している「美術館・博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～ 公立美術館・歴史博物館の組織・運営状況の調査結果」より抜粋。主に平成18年度のデータで構成されている。収入・支出は平成18年度予算額、利用者数は平成17年度の実績値。なお、ここでの博物館は、「総合博物館」、「美術館」及び「歴史博物館」の3つの範疇に分類されている。また、運営主体は「都道府県立」「市区立」「町村立」「組合立」に区別されている。

※2 県立近代美術館の平成18年度の実績値を示す。括弧書き(【 */)は平成20年度の実績値を示す。

※3 県より入手した「都道府県立美術館の平均データ」の平成18年度実績値。括弧書き(【 */)は平成20年度の実績値。

※4 博物館のうち、都道府県立の総合博物館、美術館及び歴史博物館の平均値。

※5 博物館のうち、都道府県立、市区町村立、組合立博物館立の美術館の平均値。

※6 非常勤職員等も含んだ職員総数。

※7 当該データのみ都道府県立の美術館データを記載している。

※8 人件費、資料収集費(備品購入費)を除く支出額を示す。

なお、「美術館・博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～ 公立美術館・歴史博物館の組織・運営状況の調査結果」(文化庁データ)との比較をするために以下の調整を行っている。

項目	金額(千円)
平成18年度支出額	185,041
人件費(報酬費・賃金・報償費)	△29,014
備品購入費(資料収集費)	△7,051
県立博物館及び美術館内飲食店の立替需用費(光熱水費)	△25,630
県立博物館の立替需用費(委託費)	△10,610
差引県立美術館の平成18年度支出額	112,733

平成20年度の支出額の算定も、上記、平成18年度と同じ調整を行っているが、県立博物館負担の需用費に関する調整は、平成18年度の調整過程で利用した県立博物館の負担率を利用している。

※9 利用料収入と雑収入の合計値を示す

※10 企画展、自主企画展及び巡回展の合計回数となっている。

< 県立近代美術館と他の博物館統計データとの比較コメント >

項目	摘 要
組織（職員の数）	平成 18 年度においては都道府県立美術館の平均と比べると若干多い状況となっているが、平成 20 年度においては改善されており、都道府県立美術館の平均に近い状態となっている。 なお、文化庁データと比較すると都道府県立博物館全般の平均、市町村立等を含めた美術館の平均より多人数となっている。
設備（展示面積・収納庫面積）	都道府県立美術館の平均と比べると展示面積は若干狭くなるが、収蔵庫面積では格段に充実しており、全体として決して設備的に劣るものとはなっていない。また、文化庁データと比較しても、都道府県立の博物館全般の平均相当であり、市町村立等を含めた美術館の平均と比べても十分な設備に該当する。以上より、県立近代美術館は概ね平均以上の設備を有しているものと判断される。
支出額（コスト） （人件費、資料収集費を除く）	都道府県立美術館の平均と比べても支出額を相当額抑えていることが明らかである。また、文化庁データと比較しても、都道府県立の博物館全般の平均より大幅に抑えられており、市町村立等を含めた美術館の平均と比べても、相当程度抑えられている。 しかし、支出総額の圧縮も入館者数が少ないため、入館者（利用者）1 人当たり支出額（コスト）については、平成 20 年度において、都道府県立美術館の平均を上回っている。特に他の美術館と比して人員数が多いことから、総コストベースでの一人当たり支出額はかなり割高となっている。
入館者数	都道府県立美術館の平均と比べると、平成 18 年度で 5 割強、平成 20 年度では 3 割強の入館者数でしかない。 また、文化庁データの都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた美術館の平均と比べても約半数の入館者数となっている。
収入	都道府県立美術館の平均と比べると平成 18 年度で 2 割弱程度、平成 20 年度ではその比率が更に低下している。また、文化庁データの都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた美術館の平均と比べても、半額以下である。その結果、利用者 1 人当たり収入額については何れのデータと比較しても相当に低いレベルにある。 この状況は、入館者数が少ないことに加えて、県立近代美術館では学生等の使用料を免除しているほかに、他の博物館で採用している収入の形態（個人会費、寄付等）を県立近代美術館では採用していない等の影響もあるものと思われる。
収蔵品数	都道府県立美術館の平均と比べると相当程度充実している。また、文化庁データ、市町村立等を含めた美術館の平均と比べても相当程度充実している。
展示会等の開催回数	都道府県立の美術館と比較すると開催回数は少ない。しかし、文化庁データの都道府県立博物館の平均及び市町村立等を含めた美術館の平均と比較すると開催回数はほぼ同じレベルにある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 県立美術館の運営状況等について

(人員体制について)

県立近代美術館の人員は、平成 11 年度の包括外部監査報告書で指摘された当時の構成内容から大きな変化が認められない。県立美術館は職員の人数を減らしているが、その程度は緩やかであり、他の博物館の統計データと比べても総人員は若干多めになっている。

なお、組織の適正人員を決める要因の一つとして設備の規模がある。利用者の安全管理面や使い勝手を考えれば、設備の規模に応じた最低限の人員が必要となるが、平均的な利用者数の底上げが達成できない場合は、設備の規模自体を見直すことで人員体制の工夫を行うことも視野に入れることが必要と判断する。

(単位：人、百万円)

区分	年度	平成 18 年度※1		平成 10 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		13.0	117	11.0	93
県臨時・嘱託等		20.6	29	24.0	37
合計		33.6	146	35.0	130

※平成 18 年度の県職員に係る人件費については、事業評価における概算人件費（延べ人数に単価（9 百万円：職員 1 人当たりの平均年間人件費）を掛けたもの）を利用している。

(利用者数の状況について)

平成 11 年度の包括外部監査報告書では利用状況の改善が急務とされていた。しかし、直近の平成 20 年度の利用者数は、平成 11 年度の外部包括監査の対象年度である平成 10 年度と同程度の水準にある。もちろん、県立近代美術館でも平成 11 年度の包括外部監査での指摘以降、利用者数の底上げを図るために美術館に教育普及課を設け、各種教育普及活動(平成 14 年度以降のワークショップ、メールマガジンの発行、NPO グループとの共作である観賞用教材の無料配布等)を行い、現在及び将来の入館者層の形成を行っている。また夏季の開館時間の延長等なども行っている。これらの施策に加え、平成 19 年度では話題の竹久夢二及び藤本由紀夫の展覧会を開催することで一時的ではあるが大幅に利用者数を増加させている(過去最高の利用者数を達成)。このことは、県立近代美術館の潜在能力を示すと同時に、利用者のニーズを把握することが利用者数を増やすためにいかに重要であることを示している。

一方で、現状では下記(3)⑤に記載しているようにアンケートの回収率が非常に低迷したまま放置されているなど、真に利用者のニーズを把握し、それに対応しようとする姿勢には疑問が残る。平均的な利用者数の底上げを図るためには、まずは利用者のニーズに真剣に、かつ徹底して耳を傾ける必要がある。その成功事例が上記の展

覧会であると同時に、身近にある和歌山県立自然博物館（【2】10. 参照）のケースとも言えるのではないだろうか。

また、県立近代美術館において、今後、さらに入館者数の増加を図るための施策としては、以下のような案が考えられる。

- ・ 近接する県立博物館との相乗効果を考えたイベント等を行う。
- ・ 現在、特別展の会期中の金曜日に限って夜 7 時までオープンしているが、「近隣文化施設のイベント」の開催期間など利用者数の増加が期待できる時期に合わせて、臨機応変に開館時間を延長する（ただし、職員の負担への配慮は必要）。
- ・ 近隣市町村、交通機関、旅行会社、他の美術館とのタイアップを図る（割安な周遊チケットの企画等を行う）。

以上より、利用状況の改善（利用者の増加）を急務とする状態は現在も継続していると認識されると同時に、利用者のニーズを的確に把握することで自ら有する潜在能力を十分に発揮できる体制の整備が必要である。

（事業費（コスト）の節減について）

事業費（コスト）については、平成 11 年の包括外部監査実施当時のコスト水準と比べると相当程度圧縮されている（上記（1）①＜事業費・人件費・収入の年度比較＞を参照）。各統計データと比べても相当程度負担額が抑えられている。しかし、平均的な利用者数の底上げが達成できないことから、平成 18 年度では改善されていた入館者（利用者）1 人当たり支出額（コスト）も平成 20 年度には悪化しており、他の都道県立美術館の平均値を上回っている。特に他の美術館と比して人員数が多いことから、総コストベースでの一人当たり支出額はかなり割高となっている。今後も利用者数をコンスタントに増加させることができず、平均的な利用者数の底上げが図れない状態が続くのであれば、設備の規模の見直しも含めた一層のコスト削減を図る必要があるものとする。

② 美術館の運営方法の改善について

平成 19 年度の事業評価においては上記①の実態を認識したうえで近代美術館（及び県立博物館）の直営継続を決定し、平成 21 年度からは専門家を新館長として招き、新体制での運営を開始している。以上の事実を踏まえると、まずは当面平成 19 年度の事業評価を受けて見直された新体制の成果を見守ることとし、利用者数等の具体的な指標を目標として設定し、同時に最終目標に至る各年度における段階的な目標値も設定し実績との比較をとおして適時に行うことが必要と考える。

(参考：将来に向けての検討事項)

まずは、現状の直営による施設運営により業務の改善を図っていく必要があるが、将来的に、当初の意図した成果が得られない状況となった場合には、例えば市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）により管理者を選定（民間を選定する場合は指定管理者として選定）する方法が考えられる。

なお、県立近代美術館は、【2】8.（3）①iiiに記載しているとおり県立博物館と一体で広義の市場化テスト（官民競争入札または官民提案比較）形式による入札または提案させることで、官民それぞれから県民のニーズに対応した創意工夫を引き出すことが可能となる。同時に、この過程で県立近代美術館が過去に検討した指定管理者制度導入上の問題点等を解消する手立てを提案させ、民間の入札結果または提案が優れている場合は、それを踏まえて指定管理の範囲及び管理者の選考を議論することで、県民の声をよりよく反映し、かつより効率的な施設運営を行うことも可能になると考えられる。

よって、指定管理者制度の導入につき市場化テストの結果を踏まえて再検討することが必要である。

また、県立近代美術館と県立博物館の設備に関しても、現在の規模が利用者数の水準を考えて適正なものであるか否かの検討も議論の対象に含めることが必要であると考える。

なお、和歌山県でも平成18年3月策定の和歌山県集中改革プランである「行財政改革推進プラン」において、民間活力の活用の一つとして市場化テストへの積極的取り組みを盛り込んでおり、実際に平成18年度にモデル事業として和歌山県庁南別館（仮称）管理運営業務の官民競争入札を実施し、平成19年1月から業務の民間委託を行っている。

③ 光熱水費の節減について

県立近代美術館では、県立博物館と一体で電気需給契約を年度更新で電気供給会社と交わしている。平成18年度から平成20年度の光熱水費は59百万円強で推移しており、その大半は電気料金となっている。電気受給契約を交わすことで電気料金の節減を図っているが、それでもコストは依然高水準のレベルで推移している。

現在の電気受給契約は、特定規模受給契約かつ高圧負荷率別契約となっている。

契約種別	供給電圧	契約電力
高圧負荷率別電力	標準電圧 6,000 ボルト	1,000 キロワット

この契約内容（6,000 ボルト）は電気自由化の対象として、県は電気事業者（一般電気事業者および特定規模電気事業者）の選択が可能であり、また、長期特約制度等を利用することでも電気料金を節約できる可能性がある（具体例として、【2】6-1（3）に記載されているビッグ愛、ビッグホエールにおける指定管理者が行った電気料

金の顕著な節減ケースを参照)。

事業コストが割高である現状を考えれば、経費節減に向けあらゆる方策を検討することが必要と考えられる。

④ アンケートの回収率の向上について

アンケートの回収率が非常に低いため（1%未満）、入館者の満足度等に関して、統計的に意義のある結論を得ることができない状態にある。しかし、社会に求められる県立近代美術館であるためには、統計的に意義のあるアンケート結果を分析・評価することが不可欠である。従って、アンケートの回収率を上げるために、アンケート用紙を手渡しする、アンケートの回答を記載するための場所を分かり易くする等の方策を実施すべきである。さらに、アンケートに書かれた要望とその対応を一般に公開することで、当館の様々な取り組みを周知することが望まれる。

⑤ 実行可能な建物修繕計画の策定について

当初に設計事務所が提示した建物修繕計画の実行には相当の資金を要するため、修繕計画に従った修繕が実施されず、実際に漏水が生じた段階で対応するといった対処療法的な対応が行われている。適切な修繕時期を逃すと、劣化が加速度的に進行することから、実行可能な長期修繕計画を策定することが望まれる。

7-1. 近代美術館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		近代美術館管理運営事業			
所管部署		文化遺産課（県立近代美術館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源	112,054		
		使用料	8,095		
		諸収入	647		
事業目的		美術作品の保存及び展示を行うため施設を管理運営する。			
事業内容及び実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ・近代美術館の安全確保のための定期的な保守管理。 ・来館者に満足して貰えるようメンテナンスを行い、美化に努める。 ・近代美術館協議会の開催。 ・美術館関連団体への加盟。 ・各種メンテナンス委託及び駐車場管理。 ・施設整備の修繕。 ・情報誌の発行。 			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	128,211	127,752	122,450	133,042
	決算額	120,682	124,183	120,796	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬	10,251	10,546
旅費	898	759
需用費	69,266	69,805
役務費	964	1,031
委託料	38,935	38,935
使用料及び賃借料	361	1,253
負担金	112	112
公課費	9	9
合計	120,796	122,450

(2) 監査の結果

① 物品管理簿と現物の不一致の解消

県立近代美術館と県立博物館の間で、物品を、相互に移動させたため、県立近代美術館と県立博物館の双方で物品管理簿と現物の不一致が生じている。今後、県立近代美術館と県立博物館の両方で、備品管理の混乱を是正するための対応を協議すべきである。

② 未使用の観覧券の保管

未使用の観覧券について、帳簿によりその受払記録を記帳し、帳簿数量と現物数量の照合による現物管理が行われていない。また実際の現物管理においても、未使用の観覧券が複数場所で保管されており、場所ごとに何枚保管されているかについてもデータがない。観覧券が現金同等物であることからすると、在庫数量の管理を行い、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。

③ 未使用の無料招待券の保管

未使用の無料招待券は、管理職室に置かれているとはいえ、開口した段ボールに入れられた状態である。未使用の観覧券と同様、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。

④ 館蔵品・寄託品の現物確認

館蔵品・寄託品につき、定期的な現物確認は行われていない。現状では、展示会に出品する作品につき、出品時に現物の確認を行う等、部分的に現物確認が行われている。しかし、これらの現物確認は、一定のルールに基づいて、定期的、網羅的に実施されるものではない。また、本来的には、毎年度末に、全ての館蔵品及び寄託品の現物確認が行われるべきである。従って、少なくとも、現物確認につき一定のルールを

定め、体系的な現物確認を実施すべきである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 館藏品・寄託品のロケーション管理の必要性

立体作品の収蔵庫では、ロケーション番号を使った館藏品の保管場所の管理が行われておらず、学芸員の経験により館藏品・寄託品の場所を特定している状態である。館藏品の管理の在り方として、特定の学芸員がいないと意図する館藏品を探せない状況には問題がある。従って、館藏品・寄託品の適切な管理を行うためにも、ロケーション番号を使う等の管理方法を取るべきである。

② 無料招待券の効果の測定と存続するか否かの検討

無料招待券は、作品の貸し借りの際に謝意を表す等、慣例的に利用されており、その必要性や効果は十分に検討されていない。無料招待券も、正規の観覧券と何ら価値は異ならないため、その配布先や配布方法によっては、利用者に不公平感を与えることとなる。従って、無料招待券の意義を再度検討し、その効果と利用実態を十分斟酌したうえで、無料招待券を存続するか否かを再検討する必要がある。

なお、利用実態を把握するには、無料招待券にプリナンバーを付し、配布した先とその招待券のナンバーを控えることで、無料招待券の利用実態を把握できる。

7-2. 展覧会開催事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		展覧会開催事業			
所管部署		文化遺産課（県立近代美術館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源	23,173		
		使用料	4,473		
		繰入金	15,000		
		諸収入	35		
事業目的		充実した展覧会を開催することにより、国内外の優れた美術作品を県民に観賞する機会を提供する。			
事業内容及び実施状況		下記、展覧会を開催することにより、国内外の優れた美術作品や和歌山県にゆかりのある作家の作品を鑑賞する機会を提供した。 ・特別企画展 2回 ・企画展 4回 ・常設展 3回 ・調査、研究、美術作品の保存・修復			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	55,308	57,275	43,511	44,636
	決算額	55,308	57,275	42,681	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
賃金	15,840	15,840
報償費	-	204
旅費	1,694	1,709
需用費	5,247	4,856
役務費	1,301	1,795
委託料	18,599	19,107
合計	42,681	43,511

③ 調査研究の成果

論文・研究発表・報告の直近3年度の実施件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
論文	5 件	10 件	2 件
研究発表・報告(文書)	13 件	20 件	14 件
研究発表・報告(口頭)	23 件	31 件	22 件
助成研究等	2 件	1 件	3 件
合計	43 件	62 件	41 件
学芸員期末人員	7 人	7 人	6 人
期末学芸員の人数学芸員 1 人 当たり年度発表・報告件数	6.1 件/人	8.8 件/人	6.8 件/人

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 展示方法の工夫

調査研究の結果等の解説を作品の近くに設置することで、より展示効果が増し、来館者の満足度を上げることができると考えられる。

7-3. 美術作品等収集事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		美術作品等収集事業			
所管部署		文化遺産課（県立近代美術館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 9,850			
事業目的		美術品収集方針に沿って、収集事業を行い、県民の文化遺産の形成に努める。			
事業内容及び実施状況		美術作品収集の方針に沿って、常設展示、企画展示の基礎となる美術作品、資料を収集することによって、県民の文化遺産を形成した。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	7,058	8,486	9,850	10,525
	決算額	7,051	8,486	9,850	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
備品購入費	9,850	9,850
合計	9,850	9,850

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

7-4. 観賞教育支援教材開発活用事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		観賞教育支援教材開発活用事業			
所管部署		文化遺産課（県立近代美術館）			
財源（平成20年度、千円）		その他特定財源 3,157			
事業目的		児童、生徒がコレクションに親しみ、それぞれの感性を育み、想像力を豊かにできるような観賞教育支援教材を開発し、活用する。			
事業内容及び実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会合及び打ち合わせ ・ レクチャー ・ 観賞教育支援教材の作成及び編集作業 ・ 観賞教育支援教材を使ったワークショップ（児童対象） ・ 観賞教育支援教材の配布 			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	-	-	3,632	-
	決算額	-	-	3,157	-

※ 当事業は、文化庁の芸術拠点形成事業として平成20年度のみの実施である。
文化庁の芸術拠点形成事業は、平成20年度以降も継続して実施されている。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
賃金	408	612
報償費	74	138
旅費	381	477
需用費	1,760	-
役務費	26	66
委託料	304	2,165
使用料及び賃借料	204	174
合計	3,157	3,632

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 継続の検討

平成20年度に展覧会「美術百科「この人はだれ」」の巻を開催し同時に観賞教育支援教材を活用した結果、以下のとおり小学生の来館が飛躍的に伸び、かつその他一般有料入館者数の増加にも貢献するという結果となった。このように入館者数の増加にもその効果が顕著に現れ、かつ参加者にも好評であった事業については、今後文化庁の

芸術拠点形成事業に採択されなくとも、県独自の事業として実施することも検討すべきと考える。

	小学生(単位：人)	
	個人	団体
平成 18 年度	185	62
平成 19 年度	197	95
平成 20 年度	301	890

8. 県立博物館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

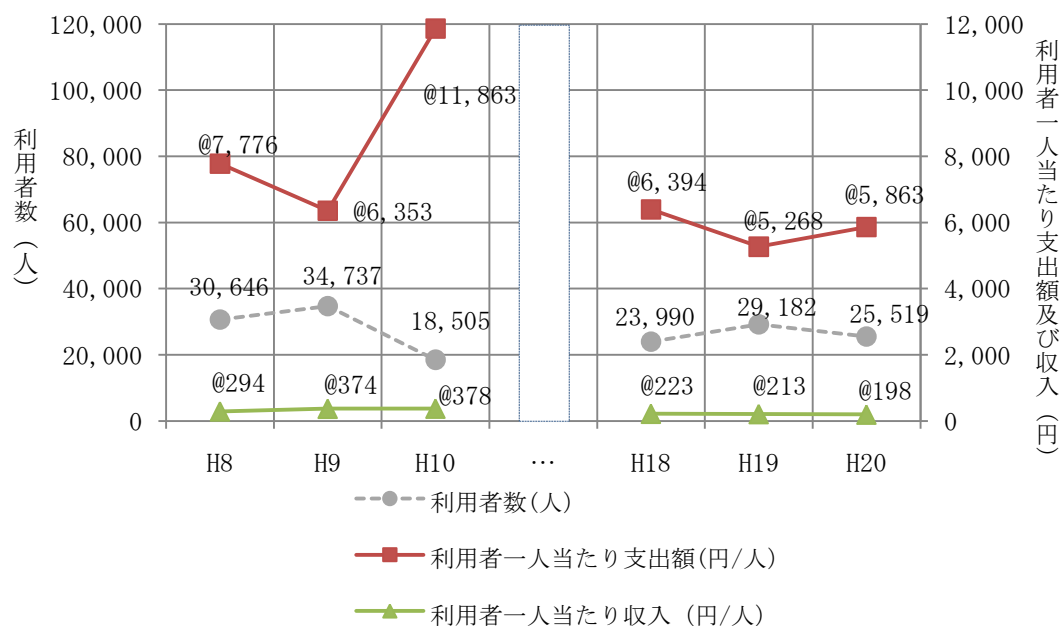
① 施設の概要

項目		内容			
施設名		和歌山県立博物館（略称：県立博物館）			
設置目的		歴史及び美術に関する資料を収集し、保管し、展示して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行い、もって文化の向上に資する。			
事業内容		1. 博物館資料（歴史及び美術に関する資料）を収集し、保管し、展示して公衆の観覧に供すること 2. 博物館資料に関する専門的な調査研究を行い、及び資料を刊行すること 3. 博物館資料に関する展覧会、研究会、講習会を開催すること			
設置根拠条例		和歌山県立博物館設置及び管理条例			
所在地		和歌山市吹上 1-4-14			
供用開始日		平成 6 年 7 月（設置）			
主な施設の概要		敷地面積 23,356.78 m ² （美術館部分を含む） 構造：鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階建 建築面積 2,586.55 m ² 延床面積 6,866.6 m ² （駐車場部分 980.3 m ² 含む） 管理部門（館長室、応接室、会議室、事務室、守衛室） 展示室 2 室 収蔵庫 5 室 駐車場 90 台収納（県立近代美術館と共用）			
価額（千円）	—	平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	※1		3,933,000	（県債）
	建物	4,599,058		129,000	（一般財源）
	その他	726,047		1,799,000	（国庫補助金）
管理方法等	—	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度（予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料(千円)	-	-	-	-

供用時間	9:30～17:00
休館日	毎週月曜日、年末・年始
使用料	一般 280 円（220 円）、大学生 170 円（140 円） ※（ ）内は 20 人以上の団体料金。 ※小学生・中学生・高校生・高齢者（65 歳以上）・障害者は無料。 ※和歌山県内の学校に通学する外国人留学生・就学生は無料。 ※特別展の期間は別料金。

※1 土地は、県立近代美術館で表示している。

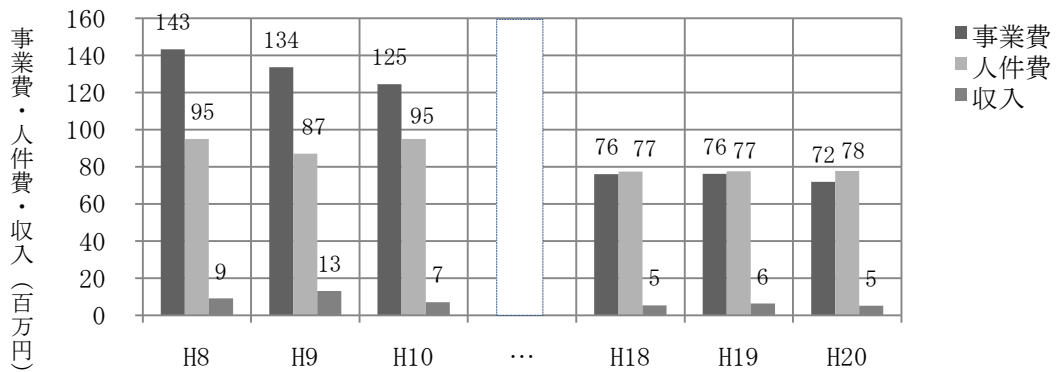
<利用者数等の年度比較>



※上図の「利用者1人当たり支出額」は、支出総額（事業費及び人件費の総額）を利用者数で除して算出している。

※収入とは使用料収入と諸収入の合計値を示す。

<事業費・人件費・収入の年度比較>



※平成 11 年度包括外部監査が実施された当時の事業費、人件費及び収入と直近 3 年度の対応する各データを比較したものである。

※人件費は、非常勤職員を含む職員の人件費総額を示す。

※収入は、使用料収入と諸収入の合計値を示す。

※事業費に含まれる「光熱水費及び委託費」は、県立近代美術館が県立博物館の負担額を含め一括管理している。そのため、県立近代美術館に含まれた県立博物館の負担する支出額（コスト）を加算して事業費を算定している。

なお、各年度における当該調整は平成 18 年度の「光熱水費及び委託費」の県立近代美術館と県立博物館のそれぞれの負担実績額の割合を利用している。

<催しもの一覧表：平成 20 年度>

展示区分	展示タイトル	展示期間
企画展	根来寺の今と昔	2008/3/22 ～2008/4/20
特別展	田辺・高山寺の文化財	2008/4/26 ～2008/6/1
企画展	紀伊藩主をめぐる文雅	2008/6/7 ～2008/7/13
企画展	奇跡の仮面、大集合！ —紀州東照宮・和歌祭の面掛行列—	2008/7/19 ～2008/8/31
企画展	古文書が語る紀州の歴史	2008/9/6 ～2008/10/5
特別展	没後 400 年 木食応其—秀吉から高野山を救った僧—	2008/10/18 ～2008/11/24
企画展	新収蔵品展	2008/12/6 ～2008/1/25
企画展	根来寺の“内”と“外”	2008/1/31 ～2008/3/8
企画展	絵図をよむ 2	2008/3/14 ～2009/4/14

② 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		7.0	63	7.0	63	7.0	63
県臨時・嘱託等		10.0	14	10.0	14	10.0	14
合計		17.0	77	17.0	77	17.0	77

③ 収支状況の概要（8-1 から 8-2 の各事業の合計である）

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
報酬	7,516	7,598	7,518
賃金	6,538	6,550	6,758
報償費	400	344	483
旅費	1,791	1,552	979
需用費 ※1	10,691	10,184	8,280
役務費 ※2	849	1,354	830
委託料	19,673	19,671	17,667
使用料及び賃貸料	177	190	171
備品購入費	7,178	7,326	7,468
負担金補助及び交付金	53	53	53
公課費	-	38	-
支出合計	54,866	54,860	50,207
一般財源	49,523	48,635	45,154
使用料	2,877	3,624	2,795
雑収入	2,466	2,601	2,258
収入合計	54,866	54,860	50,207
収支差額	0	0	0

※1 需用費は、消耗品費、印刷製本費、修繕費から構成される。

※2 役務費は、通信運搬費、火災保険料から構成される。

④ 運営状況等についての検討の経緯

＜平成 11 年度の和歌山県包括外部監査報告書の結果の要約＞

- ・平成 10 年度の利用者数（18,505 人）がピーク時（平成 7 年度 76,196 人）の 4 分の 1 以下になっているが、人員に大きな変化が生じていない。人員の配置状況について検討するべき。
- ・利用状況の改善が急務であり、対策を講じることが必要である。
- ・利用者のニーズに合わせて開館時期、開館時間、開館曜日等の検討が必要である。

- ・ 県立近代美術館と県立博物館の管理体制を統合することで、管理コストの軽減を図るべき。

<過去における県の指定管理者制度導入に関する検討結果の要約>

【2】7.(1)④<運営状況等についての検討の経緯>と同じ内容であるため、当該記載個所を参照。

以上のような経緯を経て、県立博物館では、現在に至るまで県の直営が続いている。そのような県立博物館の現状を認識するために、他の都道府県等の博物館等にかかる統計データとの比較を以下のとおり行う。

<県立博物館と他の博物館統計データとの比較>

項目	県立博物館※2	文化庁データ※1	
		都道府県立の博物館全般(平均)※3	歴史博物館(平均)※4
職員の数(人) ※5	17	22	11
施設面積(m ²)	延床面積	6,866.6	8,563.0
	展示面積	1,095.2	2,574.0
	収蔵庫面積	1,450.2	1,416.0
支出額(千円) ※6	68,758 【63,061】	176,628	62,846
入館者数(人)	23,990 【25,519】	87,348	44,286
入館者(利用者)一人当たり支出額(円/人)	2,866 【2,472】	2,022	1,419
収入(千円) ※7	5,343 【5,053】	40,908	12,843
入館者(利用者)1人当たり収入額(円/人)	223 【198】	468	290
収蔵品数(点)	8,189	55,928	3,571
企画展開催回数(回) ※8	8	7	7

※1 文化庁が公表している「美術館・博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～公立美術館・歴史博物館の組織・運営状況の調査結果」より抜粋。主に平成18年度のデータで構成されている。収入・支出は平成18年度予算額を、利用者数は平成17年度の実績値。なお、ここでの博物館は、「総合博物館」、「美術館」及び「歴史博物館」の3つの範疇に分類されている。また、運営主体も「都道府県立」「市区立」「町村立」「組合立」に区分されている。

※2 県立博物館の平成18年度の実績値を示す。また、括弧書き(【 */)は平成20年度の実績値を示す。

※3 博物館のうち、都道府県立の総合博物館、美術館及び歴史博物館の平均値を示す。

※4 博物館のうち、都道府県立、市区町村立、組合立博物館立の歴史博物館の平均値を示す。

※5 非常勤職員等も含んだ職員総数を示す。

※6 人件費、資料収集費(備品購入費)を除く支出額を示す。

なお、「美術館・博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～ 公立美術館・歴史博物館の組織・運営状況の調査結果」（文化庁データ）との比較をするために以下の調整を行っている。

項目	金額（千円）
平成 18 年度支出総額	54,866
人件費（報酬費・賃金・報償費）	△14,454
備品購入費（資料収集費）	△7,178
県立近代美術館が立て替えた需用費（光熱水費）	24,914
県立近代美術館が立て替えた需用費（委託費）	10,610
差引県立博物館の平成 18 年度支出総額	68,758

また、平成 20 年度の支出額の算定も、上記、平成 18 年度と同じ調整を行っている。ただし、需用費に関する調整は、県立近代美術館と同様の内容で実施している。

※7 使用料収入と雑収入の合計値を示す

※8 企画展、自主企画展及び巡回展の合計回数となっている。

県立近代美術館における「都道府県立美術館の平均データ」と同様の歴史博物館に対応する統計データは入手できなかったため、比較するデータは上記の文化庁のデータにとどめている。

なお、当該比較検討に使用する文化庁データは基礎データが基本的に平成 18 年度のデータに基づいているが利用者数が平成 17 年度のものであったり、データの対象年度がバラつきがある。また、都道府県立の歴史博物館に関する各種データのみを抽出することができないものとなっている。以上のように文化庁データ又はそれを利用した指標をそのまま利用することは、県立博物館の現況を認識するための比較統計データとしてはその精度が不十分であることは認識している。しかし、統計データが年度毎で極端に変動することも通常ないことが想定され、当該統計データないしこれらを利用した指標と県立博物館との実績データに大きな乖離があれば、そこに県立博物館の特徴を認識することが可能と判断して、文化庁データ又はそれを利用した指標を利用している。

< 県立博物館と他の博物館統計データとの比較コメント >

項目	摘要
組織（職員の数）	他の都道府県立博物館の平均より少人数であるが、市町村立等を含めた歴史博物館の平均と比べると相当程度多人数である。
設備（展示面積・収納庫面積）	展示面積において他の都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた歴史博物館の平均より相当程度狭いものとなっている。 一方収蔵庫面積は、他の都道府県立博物館全般の平均相当であるが、市町村立等を含めた歴史博物館の平均よりは充実している。 以上より、平均的な設備と比べ若干小規模なものと思われる。
支出額（コスト） （人件費、資料収集費を除く）	平成 11 年度の包括外部監査以降事業費の圧縮を図っている。他の都道府県立博物館全般の平均よりは相当程度低額となっている。ただし、市町村立等を含めた歴史博物館の平均と比べると若干多額となっている。また、入館者（利用者）1 人当たり支出額（コスト）は、利用者数が相対的に少ないことから、他の都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた歴史博物館の平均より相当程度割高となっている。

入館者数	他の都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた歴史博物館の平均と比べると半数未満の入館者数でしかない。
収入	他の都道府県立博物館全般の平均及び市町村立等を含めた歴史博物館の平均と比べると相当程度低額である。その結果、利用者 1 人当たり収入額については何れのデータと比較しても相当に低いレベルにある。 なおこの状況は、入館者数が少ないことに加えて、県立近代美術館と同様、学生等の使用料が免除しているほかに、他の博物館では採用している収入の形態(個人会費、寄付等)を県立博物館では採用していない等の影響があるものと思われる。
展示会等の開催回数	他の都道府県立博物館の平均及び市町村立等を含めた歴史博物館の平均とほぼ同じレベルにある。

(2) 監査の結果

① 廃棄処分すべき備品の台帳からの削除

平成 20 年 4 月以降に、県のシステム台帳の備品と現物の照合を行った結果、既に使用しておらず、廃棄処分しなければならない事務機器が多数発見されている。これら備品につき、早急に廃棄手続きを行い、台帳から削除して、台帳を整備すべきである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 県立博物館の運営状況等について

(人員体制について)

県立博物館の人員は、平成 11 年度の包括外部監査報告書で指摘された当時の構成内容から人員の削減は行われているが大きな変化がない。ただし、組織人員の工夫もその設備の規模が制約になることは既に記述したとおりであり、今後の改善は設備の規模の適正性も踏まえて検討することが必要である。

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 10 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		7	63	8	73
県臨時・嘱託等		10	14	11	14
合計		17	77	19	87

※平成 18 年度の県職員に係る人件費については、事業評価における概算人件費(延べ人数に単価(9 百万円：職員 1 人当たりの平均年間人件費)を掛けたもの)である。

(利用者数の状況について)

平成 11 年度包括外部監査報告書でも記載されているとおり利用状況の改善が急務となっている。県立博物館も県立美術館同様に利用者数を増やすべく様々な施策をとっているが、結果として利用者数に大幅な増加が認められず、文化庁データにおける他の博物館の利用者数と比べても利用者数が大幅に下回っており、利用状況の改善が達成されたといえる状況ではない。

平均的な利用者数の底上げを図るためには、利用者のニーズを的確に認識することが必要となるが、下記（３）④で記載しているようにアンケートの回収率が県立近代美術館と同様に非常に低迷したまま放置されている。利用者数を増加させるには、利用者のニーズに真剣に、かつ徹底して耳を傾ける必要があり、その状況は県立近代美術館と同じ状況にある。

（事業費（コスト）の節減について）

事業費（コスト）については、平成 11 年の包括外部監査におけるコスト総額の水準と比べると相当程度圧縮されている（（１）①<事業費・人件費・収入の年度比較>を参照）。しかし、それでも利用者数の増加が十分でないことから、入館者（利用者）一人当たり支出額（コスト）は文化庁の各データと比較しても依然相当に高い水準にとどまっている。今後も平均的な利用者数の底上げが図れないようであれば、県立近代美術館と同様に、人件費も含めた総コストの一層の削減を施設の適正規模も踏まえて検討されることが求められる。

② 県立博物館の運営方法の改善について

上記①の運営状況を踏まえると、比較する統計データの精度を考慮しても、県立博物館も県立近代美術館と同様により一層の効率化を図り、公の施設として存在価値を高めなければならないという状況に大きな差異はないと判断される。

（参考：将来に向けての検討事項）

将来に向けての検討事項については、【２】 7.（１）④に記載した内容と基本的に同じ内容となることから上記の該当する記載箇所を参照されたい。

なお、その検討の際は県立博物館と県立近代美術館の施設運営の内容は基本的に同じであり、かつ同じ敷地内にある隣接する施設であることから、一体で検討対象とすることでより効率的な施設運営の達成を図ることが可能になるものと判断する。

③ アンケートの回収率の向上

アンケートの回収率が非常に低い（１％程度）点は、県立近代美術館と同様である。従って、詳細は、【２】 7.（３）④を参照されたい。

④ 実行可能な建物の修繕計画の策定

県立博物館は、県立近代美術館と同じ設計事務所が提示した建物修繕計画によって建物の修繕を行っている。従って、詳細は、【２】 7.（３）⑤を参照されたい。

8-1. 博物館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		博物館管理運営事業			
所管部署		文化遺産課（県立博物館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 32,052 その他 69			
事業目的		和歌山県の歴史・文化財資料の適切に保存する。			
事業内容及び実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館の管理運営 ・ 博物館協議会の開催 ・ 館蔵品の購入 ・ 館研究紀要等の作成 ・ 博物館の燻蒸 ・ 映像装置保守点検 ・ 燻蒸装置保守点検 ・ 館蔵品修復 			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	33,444	34,109	34,563	56,044
	決算額	32,895	33,569	32,121	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
報酬	7,518	7,582
賃金	2,738	2,777
旅費	643	1,010
需用費	3,252	3,485
役務費	447	670
委託費	9,961	11,466
使用料及び賃貸料	40	52
備品購入費	7,468	7,468
負担金補助及び交付金	53	53
合計	32,121	34,563

(2) 監査の結果

① 館藏品・寄託品の現物確認の実施

寄託品については、二年に一度、定期的に現物確認が行われているものの、館藏品については、定期的な現物確認が行われていない。従って、館藏品についても、一定のルールを定めて、体系的な現物確認を実施すべきである。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 無料招待券の効果の測定と廃止の検討

無料招待券についての考察は、県立近代美術館と同様である。

従って、詳細は、【2】7-1.(3)②を参照されたい。

8-2. 展覧会開催事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		展覧会開催事業			
所管部署		文化遺産課（県立博物館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 13,102 受益者負担金 4,984			
事業目的		和歌山県の優れた歴史・文化財を素材に、県民の生涯学習及び郷土愛の涵養に寄与する。			
事業内容及び実施状況		1. 常設展「きのくにの歩み」：和歌山県の歴史を展示、県民の生涯学習に寄与。 2. 特別展「田辺・高山の文化財」：高山寺に伝来する多様な文化財を紹介。 3. 特別展「没後400年 木食応其」：秀吉から高野山を救った応其の活躍を多面的に展示 4. 企画展：和歌山県の歴史と文化財をテーマとして6本開催 入館者数：25,519人 5. 調査研究			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	21,971	21,291	18,094	18,439
	決算額	21,971	21,291	18,086	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
報償費	483	500
賃金	4,020	4,068
旅費	336	539

需用費	5,028	5,208
通信運搬費	383	734
委託費	7,706	6,877
使用料及び賃貸料	131	168
合計	18,086	18,094

③ 調査研究の成果

論文・研究発表・報告の直近3年度の実施件数。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
論文	5件	6件	5件
研究発表・報告(文書)	10件	10件	9件
研究発表・報告(口頭)	22件	19件	19件
合計	37件	35件	33件
学芸員期末人員	5人	5人	5人
期末学芸員の人数学芸員1人 当たり年度発表・報告件数	7.4件/人	7.0件/人	6.6件/人

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 入館者数を増加させるための施策

県立博物館は、県立近代美術館と同様入館者数を増加させるための工夫が十分になされていない。よって、【2】7.(3)①(利用者数の状況についての意見)の利用者数増加のための施策を参照。

9. 紀伊風土記の丘の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

項目	内容
施設名	和歌山県立紀伊風土記の丘(略称:紀伊風土記の丘)
設置目的	特別史跡岩橋千塚古墳群およびその周辺地の環境を保全するとともに県内の考古資料および民俗資料を保存し、その活用を図り、もって県民文化の向上に資する。

事業内容	1. 特別史跡岩橋千塚古墳群及びその周辺地の環境の保全及び活用に関する こと 2. 県内における考古資料及び民俗資料を収蔵、展示して公衆の観覧に供 すること 3. 資料館その他の施設の管理に関すること 4. 考古資料及び民俗資料に関する専門的な調査研究を行うこと 5. その他紀伊風土記の丘設置の目的を達成するために必要な事業に関する こと				
設置根拠条例	和歌山県立紀伊風土記の丘設置および管理条例				
所在地	和歌山市岩橋 1411				
供用開始日	昭和 46 年 8 月（設置）				
主な施設の概要	用地：644,105 m ² 資料館 構造：鉄筋コンクリート造 敷地面積：5,482.7 m ² 延床面積：1,678.3 m ² 階数：地上 2 階地下 1 階 駐車場：80 台				
価額（千円）		平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	1,181,175		536,557	一般財源＋国庫補助金
	建物	147,094		145,104	寄付金
	その他			198,635	一般財源＋国庫補助金
管理方法等		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 （予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料 （千円）	-	-	-	-
供用時間	9:00～16:30				
休館日	毎週月曜日、年末・年始				
使用料	下記の利用料表を参照。				

<催しもの一覧表：平成 20 年度>

展示区分	展示タイトル	展示期間	分野
春期企画展	天神人形によせる人々の願い	2008/4/12～ 2008/6/8	民俗
出張展示	昭和初期の姉様・紙雛（県民文化会館）	2008/5/1～ 2008/6/1	民俗
夏期企画展	きのくにの未盗掘古墳 ―古代からのタ イムカプセル―	2008/7/12～ 2008/9/7	考古
コーナー展	土器作りの現在―タイ東北部の土器生産 地ダーク・クワン―	2008/8/2～ 2008/8/16	民俗
コーナー展	甕棺の特別展示	2008/8/12～ 2008/9/15	考古
コーナー展	工芸意匠を近代に呼び覚まそう―明治・ 大正・昭和の画譜―	2008/8/27～ 2008/9/7	民俗
速報展	日本初例の形象埴輪―ころく形埴輪―	2008/8/30～ 2008/9/15	考古

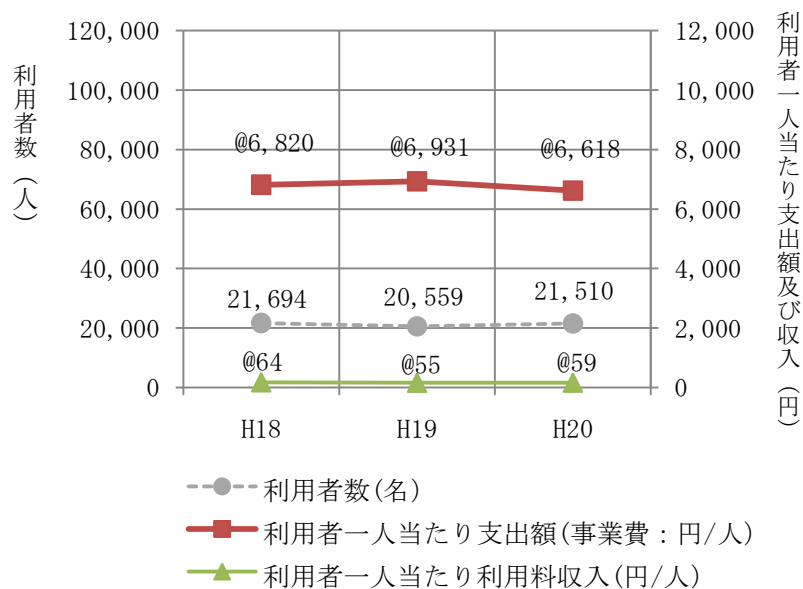
秋期企画展	こけしと木地職人の世界	2008/9/20～ 2008/11/24	民俗
出張展示	紀ノ川の農具（和歌山城砂の丸）	2008/11/16	民俗
第36回特別展	岩橋千塚	2008/12/2～ 2009/2/22	考古
冬期企画展	紀ノ川の考古学・民俗学	2009/1/24～ 2009/3/15	考古/民俗

なお、上記以外に、以下の催しものも実施している。

1. 風土記講座：学芸員による特別展等の解説（7回実施）
2. 体験講座：モノ作り体験等（13回実施）
3. 公開・ガイド：実験考古学、古墳石室公開等（21回実施）
4. その他行事：コンサートや研修等（4回実施）
5. 移動博物館：出前授業の活用（要請により随時実施）

<利用者数等の年度比較>

入場者数の経緯は以下のとおりである。

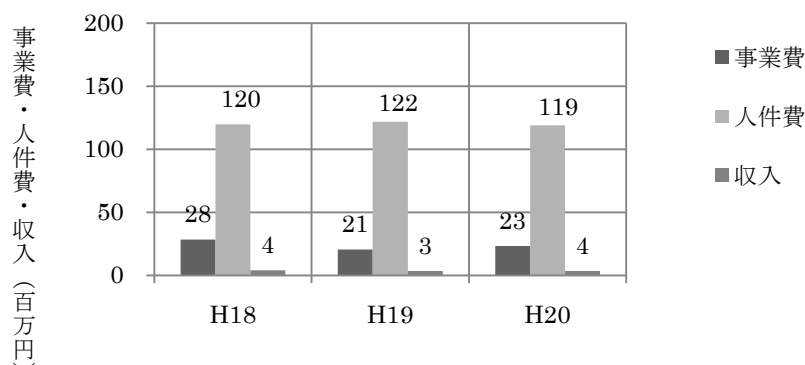


※上記の利用者数は、設備内にある民家利用者および園内利用者（ウォーキング等）は除いている。

※上図の「利用者1人当たり支出額」は、支出総額（事業費及び人件費の総額）を利用者数で除して算出している。

※収入とは利用料収入と諸収入の合計値を示す。

<事業費・人件費・収入の年度比較>



※事業費は、人件費を除く支出額を示す。

※人件費は、非常勤職員を含む職員の人件費総額を示す。

※収入は、利用料収入と諸収入の合計値を示す。

<利用料金>

	特別展入場料		常設展・企画展入場料	
	個人	団体	個人	団体
一般	350 円	290 円	190 円	150 円
大学生	210 円	160 円	90 円	70 円
高校生以下	無料	無料	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 ※1	無料	無料	無料	無料

※1 外国人就学生を含む

(備考)

1. 団体は 20 人以上とする。
2. 団体は 20 人以上の場合は、引率者 1 名については、入場料を無料とする。
3. 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
4. 高齢者（65 歳以上）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳持参者は無料。

② 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		13	117	13	117	13	117
県臨時・嘱託等		6	1	6	4	6	1
合計		19	118	19	121	19	118

③ 収支状況の概要（9-1から9-3の各事業の合計である）

（単位：千円）

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業費	31,175	25,718	25,576
報酬	878	888	904
賃金 ※1	968	3,914	984
報償費	108	107	108
旅費	462	490	457
需用費 ※2	10,502	10,130	11,292
役務費 ※3	937	1,002	1,139
委託費 ※1	11,518	7,639	10,098
使用料及び賃借料	60	91	77
工事請負費	4,299	-	-
原材料費	1,130	1,130	205
備品購入費	213	214	214
負担金	60	60	60
その他	40	54	40
支出合計	31,175	25,718	25,576
利用料金収入	1,397	1,140	1,270
国庫補助金	1,500	1,500	1,500
雑入	2,455	2,226	2,304
一般財源	25,823	20,852	20,503
収入合計	31,175	25,718	25,576
収支差額	0	0	0

※1 平成 19 年度に測量を委託から嘱託採用に変更したもの。予算枠は約 3 百万円とのこと。平成 20 年度より委託に戻している。

※2 需用費は、光熱水費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費等から構成される。

※3 役務費は、通信運搬費、手数料、火災保険料等から構成される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

9-1. 紀伊風土記の丘管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		紀伊風土記の丘管理運営事業			
所管部署		文化遺産課（県立紀伊風土記の丘）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 17,265 使用料 470			
事業目的		① 特別史跡岩橋千塚古墳群及びその周辺の環境保全及び活用 ② 資料館その他の施設の管理			
事業内容及び実施状況		紀伊風土記の丘の事業を円滑に進め、広く県民に公園及び博物館施設の利用を促し、史跡公園及び資料館の管理運営に努めるとともに、指定文化財の維持修繕を行う。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	23,895	18,229	17,801	29,137
	決算額	23,760	17,641	17,735	

※ 平成21年度については体験学習用の窯設置で約6百万円、非常勤館長の招聘により約5.5百万円が新たに予算に反映されている。

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
委託料	6,145	6,146
需用費	7,839	7,840
その他	3,751	3,815
合計	17,735	17,801

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

9-2. 展示・調査事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要表

項目		内容			
事業名		展示・調査事業			
所管部署		文化遺産課（県立紀伊風土記の丘）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 3,238 国庫補助金 1500 使用料等 1,176			
事業目的		①県内における考古資料及び民俗資料を収蔵、展示して公衆の観覧に供すること。 ②考古資料及び民俗資料に関する専門的な調査研究を行うこと			
事業内容及び実施状況		紀伊風土記の丘資料館において、考古・民俗の調査研究成果をもとにした展示活動を実施し、広く県民に歴史や民俗に対する関心を高めてもらい、文化財保護の意識の高揚と啓発を図っている（1常設展、特別展、企画展の開催 2岩橋千塚古墳群測量基準杭設置及び測量）。			
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	5,469	6,399	5,915	5,164
	決算額	5,469	6,397	5,914	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
委託料	3,715	3,715
需用費	1,800	1,800
貸付金	-	-
償還金等	-	-
その他	399	400
合計	5,914	5,915

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

9-3. ふるさと紀の国ふれあい体験事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		ふるさと紀の国ふれあい体験事業			
所管部署		文化遺産課（県立紀伊風土記の丘）			
財源（平成20年度、千円）		雑入 1,925			
事業目的		風土記の丘の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。			
事業内容及び実施状況		生涯学習活動の充実ならびに、学校教育を積極的に支援するため、教育普及事業として、考古・民俗に関する体験学習を企画・実施。			
事業費 （千円）		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	1,946	1,680	1,928	1,882
	決算額	1,945	1,679	1,925	

② 収支状況の概要

（単位：千円）

事業費内訳	平成20年度実績	予算
委託料	237	237
需用費	1,652	1,654
貸付金	-	-
償還金等	-	-
その他	36	37
合計	1,925	1,928

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

10. 自然博物館の管理・運営状況

(1) 施設の概要

① 施設の概要

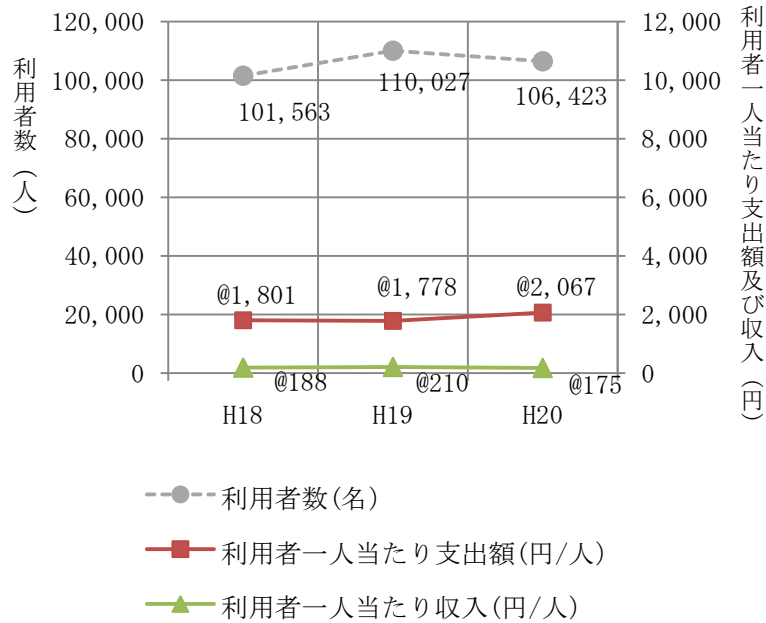
項目		内容			
施設名		和歌山県立自然博物館（略称：自然博物館）			
設置目的		自然科学に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供するとともに、これに関する調査研究及び事業を行い、もって学術及び文化の向上に資すること。			
事業内容		1. 自然科学に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供すること 2. 自然科学に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと 3. 自然科学に関する展覧会、研究会、講習会等の開催及び資料を刊行すること 4. 自然科学に関する研究会等のための会場を提供すること 5. 前各号に掲げるもののほか自然博物館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること			
設置根拠条例		和歌山県立自然博物館設置および管理条例			
所在地		和歌山県海南市船尾 370 番地の 1			
供用開始日		昭和 57 年 7 月（設置）			
主な施設の概要		構造：鉄筋コンクリート造 2 階 敷地面積：3,867 m ² 延床面積：2,600 m ² 階数：地上 2 階地下 1 階 駐車場：54 台			
価額（千円）		平成 20 年度末公有財産台帳価額		初期投資額（財源）	
	土地	97,700		1,312,565 起債＋一般財源＋国庫補助金	
	建物	563,388			
	その他				
管理方法等	—	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 （予算）
	管理方法	直営	直営	直営	直営
	管理者	県	県	県	県
	管理料(千円)	—	—	—	—
供用時間		9:00～17:00			
休館日		毎週月曜日、年末・年始			
使用料		以下の使用料金表を参照。			

<催しもの一覧表>

開催日	イベント名	対象
平成 20 年 4 月 20 日（日）	磯の生物観察会①	小 1～一般
平成 20 年 5 月 18 日（日）	磯の生物観察会②	小 1～一般
平成 20 年 6 月 1 日（日）	水族館で魚を飼おう①	小 1～一般
平成 20 年 6 月 7 日（土）	魚にエサをやろう①	小 1～一般

平成 20 年 6 月 29 日 (日)	恐竜化石調査に参加しよう①	中 1～一般
平成 20 年 7 月 19 日 (土) ～8 月 31 日 (日)	特別展	入館者
	さぐってみよう動物の歯と口	
	歯と口の形から見る動物の食性	
平成 20 年 7 月 31 日 (木) ～8 月 2 日 (土) (2泊3日)	磯の生き物子ども博士コース	小 5～高 3
平成 20 年 8 月 7 日 (木) ～9 日 (土) (2泊3日)	昆虫子ども博士コース	小 5～高 3
平成 20 年 8 月 19 日 (火) ～20 日 (水) (1泊2日)	夜の水族館をのぞいてみよう	小 5～高 3
平成 20 年 9 月 6 日 (土)	魚にエサをやろう②	小 1～一般
平成 20 年 9 月 14 日 (日)	水族館で魚を飼おう②	小 1～一般
平成 20 年 9 月 20 日 (土) ～21 日 (日) (1泊2日)	家族で体験、夜の水族館①	家族単位
平成 20 年 9 月 27 日 (土) ～28 日 (日) (1泊2日)	家族で体験、夜の水族館②	家族単位
平成 20 年 10 月 4 日 (土) ～5 日 (日) (1泊2日)	家族で体験、夜の水族館③	家族単位
平成 20 年 10 月 19 日 (日)	木の実やタネで遊ぼう	小 1～一般
平成 20 年 10 月 26 日 (日)	ドングリこころ工作教室	小 1～一般
平成 20 年 11 月 2 日 (日)	講演会「ウナギの話」	小 5～一般
平成 20 年 11 月 9 日 (日)	貝類子ども博士コース①	小 5～高 3
平成 20 年 11 月 30 日 (日)	貝類子ども博士コース②	小 5～高 3
平成 21 年 1 月 10 日 (土) ～11 日 (日) (1泊2日)	貝類子ども博士コース③	小 5～高 3
平成 21 年 1 月 18 日 (日)	魚の年齢をさぐろう	中 1～一般
平成 21 年 1 月 24 日 (土)	裏方探検ツアー①	小 1～一般
平成 21 年 1 月 31 日 (土)	裏方探検ツアー②	小 1～一般
平成 21 年 2 月 1 日 (日)	クイズで楽しむ自然博物館！！	入館者
	－自然博物館検定－	
平成 21 年 2 月 8 日 (日)	魚の骨格標本を作ろう	中 1～一般
平成 21 年 2 月 11 日 (水／建国記念の日)	恐竜化石調査に参加しよう②	中 1～一般
平成 21 年 2 月 14 日 (土)	裏方探検ツアー③	小 1～一般
平成 21 年 3 月 1 日 (日)	恐竜をさがせ！！	小 1～一般
平成 21 年 3 月 15 日 (日)	巨大アンモナイトをさがせ！！	小 1～一般
平成 21 年 3 月 29 日 (日)	スケッチブックをもって、春の野山へ出かけよう	小 1～一般

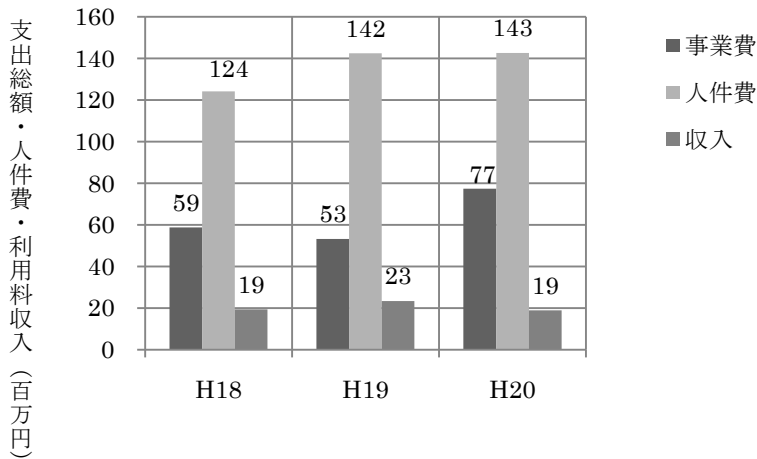
<利用者数等>



※上図の「利用者1人当たり支出額」は、支出総額（事業費及び人件費の総額）を利用者数で除して算出している。

※収入とは使用料収入と諸収入の合計値を示す。

<事業費・人件費・収入の年度比較>



※事業費は、人件費を除く支出額を示す。

※人件費は、非常勤職員を含む職員の人件費総額を示す。

※収入は、利用料収入と諸収入の合計値を示す。

<使用料金>

	常設展・特別展入場料	
	個人	団体
一般	460 円	340 円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生 ※1	無料	無料

※1 外国人就学生を含む

(備考)

1. 団体は 20 人以上とする。
2. 団体は 20 人以上の場合は、引率者 1 名については、入場料を無料とする。
3. 高齢者（65 歳以上）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳持参者は無料。

② 人員・人件費の概要

(単位：人, 百万円)

区分	年度	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		人員数	人件費	人員数	人件費	人員数	人件費
県職員		13	117	15	135	15	135
県臨時・嘱託等		5	7	5	7	5	7
合計		18	124	20	142	20	142

③ 収支状況の概要 (10-1 から 10-3 の各事業の合計である)

(単位：千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業費	66,178	60,866	85,141
報酬	2,931	3,260	3,328
賃金	4,062	4,062	4,140
報償費	260	130	123
旅費	1,473	1,436	701
需用費 ※1	39,619	36,227	34,273
(内、光熱水費)	(15,050)	(15,391)	(15,870)
役務費 ※2	1,783	1,494	1,398
委託費	7,801	7,551	8,988
使用料及び賃借料	556	695	1,701
工事請負費	-	-	29,259
原材料費	-	-	-
備品購入費	7,262	5,674	1,070
負担金	308	307	87
その他	123	30	72
支出合計	66,178	60,866	85,141
利用料金収入	19,058	23,069	18,603
雑入	285	369	306
一般財源	46,834	37,427	66,232

収入合計	66,178	60,866	85,141
収支差額	0	0	0

※1 需用費は、光熱水費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、飼料等から構成される。

※2 役務費は、通信運搬費、広告料、手保険料等から構成される。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 光熱水費の節約について

光熱水費も県立近代美術館と同じ事情にあるのであれば、契約内容を再検討することが必要となる。【2】7.(3)③を参照。

10-1. 自然博物館管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		自然博物館管理運営事業			
所管部署		文化遺産課（県立自然博物館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 59,359 使用料 15,188			
事業目的		自然科学に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供するとともに、これに関する調査研究及び事業を行い、もって学術及び文化の向上に資すること。			
事業内容及び実施状況		和歌山県立自然博物館設置及び管理条例による自然博物館の施設設備の維持管理及び補修（博物館法・社会教育法・労働基準法）			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	51,035	49,969	74,774	54,685
	決算額	50,896	49,865	74,547	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬	3,328	3,344
賃金	4,140	4,165
委託料	7,635	7,836
需用費	26,417	26,520
貸付金	-	-
工事請負費	29,259	29,260
その他	3,768	3,650
合計	74,547	74,774

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 図録の現物管理

図録の受払記録の数量と現物の数量の異なるケース（図録名「有田川の淡水魚」）が見受けられた。サンプルチェックを行った結果、現物の数量が受払記録の数量より 19 冊少ない状況にあった。販売用の在庫品である図録は、定期・不定期に受払記録と現物の照合が行われる必要がある。

なお、この件については後日受払記録の数量と現物の数量が一致した旨の報告を受けている。しかし、常に両者の数量は一致している必要があり、かつ不一致が生じた場合もその原因が適時に判明できるよう定期・不定期に受払記録の数量と現物の数量を照合することが必要である。

10-2. 教育普及展示事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目	内容
事業名	教育普及展示事業
所管部署	文化遺産課（県立自然博物館）
財源（平成 20 年度、千円）	一般財源 5,919 使用料 3,721
事業目的	自然科学に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供するとともに、これに関する調査研究及び事業を行い、もって学術及び文化の向上に資すること。

事業内容及び実施状況		和歌山県の総合的な自然に関する唯一の公的研究機関としての機能を活用し、独自情報に基づく情報発信を行うとともに、自然を楽しく学ぶ施設として以下の事業を行う。 ①和歌山県の自然に関する情報を博物館で展示することで発信する。 ②企画展・講演会等の開催、野外行事、冊子の刊行等を行う。 ③展示解説、体験学習、博物館実習等の研修、講師派遣及び会場提供等			
事業費 (千円)		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	予算額	14,336	10,250	9,853	9,796
	決算額	14,264	10,250	9,640	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成 20 年度実績	予算
報酬	-	-
賃金	-	-
委託料	1,352	1,550
需用費	7,388	7,386
貸付金	-	-
工事請負費	-	-
その他	900	917
合計	9,640	9,853

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

10-3. 資料収集調査事業

(1) 事業の概要

① 事業内容の概要

項目		内容			
事業名		資料収集調査事業			
所管部署		文化遺産課（県立自然博物館）			
財源（平成20年度、千円）		一般財源 952			
事業目的		自然科学に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供するとともに、これに関する調査研究及び事業を行い、もって学術及び文化の向上に資すること。			
事業内容及び実施状況		和歌山県の総合的な自然に関する唯一の公的研究機関としての機能を活かし、独自情報に基づく情報発信を行うとともに、自然を楽しく学ぶ施設として以下の事業を行う。 ①和歌山県に関する実物標本及び文献資料等の収集・整理及び管理 ②紀伊半島の及び関係する地域の自然について、水生生物の飼育について、博物館の利用について等の調査研究を行う。			
事業費 (千円)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算額	1,069	752	935	620
	決算額	1,017	752	952	

② 収支状況の概要

(単位：千円)

事業費内訳	平成20年度実績	予算
委託料	-	-
需用費	468	468
貸付金	-	-
償還金等	-	-
その他	484	467
合計	952	935

③ 調査研究の成果

論文・研究発表・報告の直近3年度の実施件数。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
論文	1件	3件	3件
研究発表・報告（文書）	8件	8件	18件
研究発表・報告（口頭）	3件	4件	2件
合計	12件	15件	23件
学芸員期末人員	10人	11人	10人
学芸員1人当たり年度発表・報告件数	1.2件/人	1.3件/人	2.3件/人

(2) 監査の結果

① 植物標本の現物管理

植物の標本はロケーション管理による現物管理を行うこととなっている。しかし、以下の項目については事実上有効な現物管理が行われていないと判断される。標本は県民の貴重な財産であることから、有効な現物管理を行うことが必要である。

<整理前の標本>

標本のサンプルが多く持ち込まれているが、その整理が速やかに進んでいない。保管場所の物理的制約もあり、整理前の標本がどのようなものがあり、何れの場所で保管されているのか、担当学芸員以外判別できない状況にある。

このような状況となると標本の整理が不効率となり、標本サンプルの紛失が生じたとしてもその事実の把握さえできない状態である。

標本整理前の一時的な保管場所を確保すると同時に、従前から定められた整理ルールに従い標本の整理を確実な現物管理とあわせて実施することが必要である。

<標本の整理・保管ルール>

標本は「小川植物コレクション」を中心として一定の体系で整理・保管されている。しかし、担当学芸員は現在の体系とは異なる体系で標本を整理しようとしている。現状はその過渡期にあり、その結果、標本を検索する際も担当学芸員がいないと標本の所在が全く判別できない状況となっている。しかも、その整理には相当の時間を要することを予定している。

以上のように標本の整理・保管ルールを変更する場合は、少なくともそのルールを館内では公にし、コンセンサスを得たうえで実施することが必要である。また、その進捗状況等についても、定期的に報告することが必要である。

(3) 監査結果に添えて提出する意見

① 論文・研究発表・報告

調査研究の集大成である論文・研究発表・報告の件数が和歌山県立博物館と比べて相当程度少ない。論文は件数だけでなく質的側面が最も重視されることは理解できるが、それでも学芸員が出される論文・研究発表・報告の件数が少ないと考える。

以上